位であるといふだけでは、中々樂觀を許さないのである。

開　港（**Open port**）

港には軍港（要港）、開港、商港、漁港、避難港などがあるが、貿易はすべて開港に於て行はれる。我が關稅法第十八條によれば「開港にあらざれば、外國貿易船は出入することを得ず」と規定されてゐる。外國貿易船とは、凡べて貿易品を搭載した船舶であつて、船舶國籍の如何なる國に屬するや、また搭載貨物が如何なる國人に所有せらるゝやは問ふところでない。たとへば我が國の船舶であつても、神戶に於て內國產の貨物を積込み倫敦に向つて出帆したものとすれば、それは外國貿易船であるから、特別の場合の外は開港以外の港に立寄ることは出來ない。特別の場合とは、例へば難船した場合の如きである。また貨物の日本產たると外國產たるとを問はず、一度關稅線を通過して、外へ出た以上は外國貨物と稱せられるのである。我が國の港の中、現在外國貿易船の出入

大西洋航路の十大優秀船（昭和十年六月調）

船名	國籍	總噸數	速力
ノルマンディー	佛	七九、三〇〇噸	三三節
クヰーンメリー	英	七三、〇〇〇	三〇
マジエスティック	米	五六、六〇〇	二六
ベンガリア	英	五二、一〇〇	二四
ブレーメン	獨	五一、七〇〇	二七
レックス	伊	五一、一〇〇	二七
オイローパ	獨	四九、七〇〇	二七
レヴイアザン	米	四八、九〇〇	二六
コソテデイサヴオイア	伊	四八、五〇〇	二七
オリムピック	英	四六、四〇〇	二三

を許されてゐる港は次の四十一港である。

横濱（神奈川縣）	神戶（兵庫縣）	大阪（大阪府）	長崎（長崎縣）
門司（福岡縣）	函館（北海道）	新潟（新潟縣）	淸水（靜岡縣）
武豐（愛知縣）	名古屋（愛知縣）	四日市（三重縣）	絲崎（廣島縣）
德山（山口縣）	夷（新潟縣）	若松（福岡縣）	博多（福岡縣）
唐津（佐賀縣）	住ノ江（佐賀縣）	三池（福岡縣）	ロノ津（長崎縣）
三角（熊本縣）	鹿兒島（鹿兒島縣）	嚴原（長崎縣）	佐須奈（長崎縣）
那覇（沖繩縣）	濱田（島根縣）	境（鳥取縣）	今治（愛媛縣）
宮津（京都府）	敦賀（福井縣）	七尾（石川縣）	伏木（富山縣）
青森（青森縣）	室蘭（北海道）	小樽（北海道）	釧路（北海道）
根室（北海道）	大泊（樺太）	眞岡（樺太）	下ノ關（山口縣）

この中で横濱、神戶、大阪を三大貿易港といひ、更に長崎、門司、函館を加へて六大貿易港とも云つてゐる。我が國貿易總額の九割までは、この六大貿易港で行はれるのである。

船　舶（**Ships or vesells**）

船舶はその見方を異にすることによつて次の如く種別せられる。

（イ）帆船と汽船　推進機の如何による區別であつて、前者は風力によつて推進し、後者は蒸氣力によつて推進する。帆船の特長は航海費を節減し得らるゝと同時に、スペースの利用によつて輸送量を大ならしめることが出來ることに在り、汽船の特長は航海上の安全と時間の正確を期し得らるゝ點にある。普通に商船（Mercantile ship）と稱せられ、商業上の目的に使用せられる船舶は多くは汽船である。

（ロ）旅客船と貨物船と混合船　使用の目的による區別で、旅客船は旅客の輸送を主目的とするが故に、輸送力の如何よりも快適を主として設備せられ、貨物船は貨物の輸送を主目的とするが故に、快適よりも輸送量の大なるやう設備せられる。混合船は旅客と貨物の兩者を輸送するものであるから、その設備も前二者の中間をゆくものである。

世界洋船噸數

（單位　千圓）

	昭和10	〃 11	〃 12
英本國……	10.899	10.818	10.871
米　國……	5.339	5.148	5.042
獨　逸……	2.259	2.194	2.283
日　本……	2.133	2.168	2.273
佛　國……	1.710	1.693	1.607
伊太利……	1.682	1.840	1.818
和　蘭……	1.479	1.318	1.474
諾　威……	1.005	1.016	1.064
其　他……	3.676	1.016	3.667
計………	30.175	30.000	30.010

（ハ）外國貿易船と沿岸通航船　回航地の如何による區別で、外國貿易船は外國貿易のため開港のみに出入するものであり、沿岸通航船は沿海商業のため、開港と不開港とを問はず出入するものである。

（ニ）日本船舶と外國船舶　船舶の國籍による區別である。

（ホ）木造船と鐵船と被覆船　船舶材料の如何によつて區別したものである。木造船と鐵船とは說明を要しないが、被覆船といふのは、船體の全部を鐵で造り、吃水以下だけを厚い木材で覆ひ、更にその上を銅又は黃銅で被覆したもので、長く速力を減じないといふ特長を有つてゐる。

右の種別の外、我が國には社內船と社外船の區別がある。社內船とは、日本郵船會社及び大阪商船會社所屬の船舶を言ひ、社外船とは右の二社以外の會社若しくは個人所屬の船舶を言ふのであるが、これは單に船舶の利用上國內にのみ通ずる種別に過ぎない。

船舶の速力を示すには節（ノット）を用ひ、一時間に一海里即ち二十八秒間に四十七・二フィートを航行する速力を以て一ノットと定めてゐる。普通の旅客船は大抵一時間十七ノット位の速力であるが、貨物船は一般に遲い。速力の大小は、推進機の如何や船舶材料の如何によつて差あることは勿論であるが、尙重大な關係を有するものは「吃水」である。吃水とは船舶が水面に浮ぶとき、船體の水中にある部分の高さを言ひ、積貨量の多少によつて高低する。吃水が淺ければ速力が大であるが動搖を免れない。吃水の高低は又港灣への出水にも重大な關係があるから、船舶には夫々吃水線を畫いて積載量の標準を示してゐる。

臨時船舶管理法

これは支那事變に際し當面の船腹缺乏を調整し、時局の必要に應じ海運業を統制せんが爲の立法で、昭和十二年九月の特別議會を通過したものである。

本法により、從來我が國の船質改善のため輸入禁止であつた老齢船の輸入が可能となつた。即ち政府は數年來助成金を出して優秀船の建造を奬勵して居るから、老船輸入は當然禁止であつたが、當面の船腹缺乏を補ふ意味で、船齢十五六年未滿のものは無條件に輸入を許可する方針と變つたのである。十五六年以上のものは、事變後一定期間内に解體する條件で輸入を許すことゝなつてゐる。又船舶の輸出は許可を要することゝなつたが、之は事實上禁止の方針である。

運賃、傭船料及び船舶の賣買價格に關し、政府は必要なる命令をなす權限を與へられたが、此の權限行使には、官吏、船主、荷主より成る船舶管理委員會に諮問することになつてゐる。實際には自治統制を行つてゐるから、政府は之を監視する方針で、自治聯盟の態度と國家の利害が衝突する場合に、初めて干渉を行ふであらう。

船舶の調整に關しては、本邦船舶の外國諸港間の運航を禁止し、若しくは制限する權限、及び運送業者に對し航路區域若しくは貨客の指定を命ずる權限も政府に與へられてゐるが、之は極端の場合を想定しての規定で、特に前者の如きは、國際收支にも惡影響があるから當分行はない方針である。後者は單に政府が斡旋する程度で目的を達するであらうといふ。

造船に就いては船舶製造順序の變更、材料及び艤裝品の統制に關し、政府は必要な命令を出し得ることゝなつてゐる。

船舶管理委員會への諮問は法文上では運賃、傭船料に關する場合のみとなつてゐるが、實際は重要事項を全部諮問する方針であるといふ。

船　員

船員とは船舶に乘込み、航海上一切の職務を執行するもので、船長と海員とに分けられる。船長の責任は極めて重大であつて、部下の海員を指揮して各ゝその任務を果さしめると同時に、自ら航海上の任務に就く外、船主に對してはその代理人となるもので、時には船中に於ける警察官、戸籍吏としての職務を行ふこともある。海員は船長以下の船員で、所謂「高級海員」たる事務長、機關長、事務員、機關士、船醫より「下級海員」たる水夫、火夫、船大工、料理人、給仕等に至るまで、すべてこれに屬する。

海運業の經營

海運業を經營するには自ら船舶を持つて之を營むに如くはないけれども、他人の所有する船舶を借入れて經營するのも亦一法である。これを船舶の賃借と稱する。船舶の賃借の場合には、借主たる海運業經營者は船長、海員の傭ひ入、航海費用の負擔、諸税金の納入、その他船舶借入期間中、一切の責任を負はなければならない。

また賃借の外に「傭船」と稱し、船舶の借切によつて海運業を經營することも出來る。傭船は賃借と異り、傭船者たる海運業者は、單に船主へ船舶使用料として運賃を支拂ふのみで、他の一切の責任は船主が負ふのである。

傭船契約には、（A）船舶の一部分を傭船するところの「一部傭船契約」と、船舶の全部を傭船するところの「全部傭船契約」とがある。また、（B）契約によつて豫め航行すべき航路を定め置き、その一航路又は數航路を限つ

て約定するところの「定航路傭船契約」と、航路の如何はこれを問はず、たゞ借切の期間を約して、その期間内は傭船者が任意に航海するところの「定期傭船契約」とがある。何れの場合に於ても傭船契約が成立すれば、右の種類に應ずる傭船契約書（Charter Perty）を作成して交換するのである。傭船契約の成立は船舶仲立人に負ふ所が多い。

航　路

船舶の通行を安全ならしむるため、吾人が海面に假設した路が航路である。航路は外國貿易、交通の發展に伴つて發展し、愈ゝ安全率と時間上の確率を增加する。新航路の設定に於て、世界交通史上偉大なる一時期を劃したものはアメリカ大陸の發見と、東印度航路の發見であつたが、尙忘るべからざるものはスエズ運河及びパナマ運河の開鑿である。

船舶に航路の所在を知らしむる手段となるものを航路標識と稱する。その主なるものは次の如くである。

（イ）燈臺　燈火、着色板等により航行中の船舶に航路を識らしめる設備で、煉瓦、コンクリート等を以て高塔を造り照光燈を裝置し、その高低及び燈質の如何によつて目標たらしめる。主として燈火により夜間に利用せられるが、晝間も亦燈火の形狀、着色等によつて目標となる。燈火の强弱に從つて等級を分ち、我が國に於ては、一等から六等までの六階級となつて居て、一等から三等までを洋燈、四等以下を港燈と稱する。燈臺と同一の目的の下に用ひらるゝ航路標識に「燈船」がある。主として堆洲の附近に碇を下し、船上に燈火を照して目標となすものである。

（ロ）浮標　特別なる色彩と形狀とにより、晝間の航海者に注意を與へるものである。單に水面に浮んでゐるのみで、音響を發しないものが普通に用ひられてゐるが、中には音響を以て警告を與へる「自鳴浮標」「打鐘浮標」等もある。

本邦外國定期航路

昭和11年末	就航船		
	航路數	隻	千噸
北米航路	15	79	591.3
歐洲航路	6	39	289.8
南米航路	5	17	124.2
大洋洲航路	9	22	137.3
アフリカ航路	5	19	132.3
北大西洋航路	1	—	—
印度航路	8	47	283.6
蘭印航路	1	11	47.7
比島航路	3	8	35.4
佛印・シヤム航路	3	17	81.5
波斯航路	2	8	43.9
勘察加航路	1	1	2.2
滿洲國支那航路	30	76	249.9
計	89	340	2,020.3

（ハ）霧笛　霧、靄、雪等の如き船舶の進路を誤り易い天候の際、晝夜の別なく、定期的に警笛を發して航路を標識せしめる裝置である。水力又はエンヂンを利用し、壓搾空氣、又は蒸氣によりて振動發音させるのである。

（ニ）霧鐘　自動的に鐘を打つ裝置である。

（ホ）霧砲　十二斤乃至十八斤砲に火藥を裝塡して發砲し、これによつて船舶に警報を發するものである。

航行中の船舶に航路標識を用ひて航路の所在を知らしめると同じ樣に、沿岸附近の危險を避けしめるには「水先

案内」を利用する。水先案内人は水先區に於て船舶の嚮導をなし、以て一定の水先案内料を收めることを目的とする營業である。

水先區といふのは、政府が船舶の航行に危險多き地區を指定して危險を逃れしめる區域で、我が國では、東京灣水先區、和泉灘水先區、內海水先區、下關水先區、長崎水先區、島原海灣水先區、函館港水先區の七區域に分けてゐる。水先案内人となるには、水先法の定むる所に從ひ、所定の試驗に合格しなければならない。

航路には（A）幹線航路と支線航路、（B）定期航路と不定期航路、（C）遠洋航路と近海航路、（D）內國航路と外國航路等の種別がある。我が國法によれば、東經百十二度から東經百七十度及び北緯二十一度から北緯六十三度に至る線內の航路を第一區近海航路、東經九十五度から東經百七十五度、及び南緯十一度から北緯二十七度に至る線內の航路を第二區近海航路と定め、以上の外の航路を總べて遠洋航路といふのである。

尙また現今主要な外國航路には歐洲航路（アントワープ線）、北米航路（ビューゼットサウンド線及び桑港線）、南米航路、濠洲航路（メルボルン線）、南洋航路（ジャヴァ線）、支那航路（上海漢口線、漢口宜昌線、漢口湘潭線、漢口常德線、上海線、北支那線、大連線）、日本海航路（ウラジヴォストック直航線、ウラジヴォストック廻航線）、世界一週航路等がある。

船舶による旅客運送

（1）乘船の手續　船舶によつて旅行しようとする場合には、豫め新聞紙、旅行案内、汽船會社の船客課、ツーリストビューロー（Tourist Bureau）などについて目的地行の船舶の出帆日時を確かめ、船會社に申込んでケビンを豫約すると同時に、乘船切符を購入するのである。乘船切符には、（イ）普通切符、（ロ）往復切符（ハ）旅行通し切符等がある。旅行通し切符とは、他の船舶又は他の鐵道の乘車券付のもので、漫遊客のためには甚だ便利である。これらの切符は船室の階級によりて、それ〴〵一、二、三等の三級に種別せられ、普通、食費までも包含されてゐるのを常とする。但し近距離の乘船切符には食費を包含しないものが多い。

（2）手荷物の託送　船舶でも亦鐵道と同樣に、一定の限度までは、旅客手荷物の無賃託送を取扱つてゐる。但し遠距離の航海では、相當量までの手荷物をケビンの中に持込むことを許してゐる。

船舶による貨物運送

貨物運送は商業上極めて重要である。輸送する方法には、（1）小運送店（回漕問屋）を利用するのと、（2）直接船舶會社に依賴するのとの二つあることは鐵道による場合と同樣であるが、海運に於ては、陸運に於けるよりも遙かに大量の荷物を輸送することが多いから、一般的には直接船舶會社に依賴した方が遙かに有利である。今その手續を順序を追うて略記する。

第一　陸運の場合よりも一層荷造を嚴重にし、各荷物の見易い場所に、荷造、個數、宛名、仕向港、積卸の場所等を明記し、これを船會社の貨物課に運搬し、「出荷申込書」を貰ひ、これに必要な事項を記入して差出す。

第二　海運業者は船舶の都合、荷物の性質、その他を調査して諾否を返答する。若し荷物が輻輳してゐる場合に

は後の船便に廻される。何れにしても運送を承諾すれば、運賃を計算し、前拂の場合には直ちにこれを領收し、同時に「船積指圖書」を作成してこれを交付する。

第三　出荷人は貨物に船積指圖書を添付して、本船へ送る。本船では船長の命により、係の船員が指圖書と貨物とを一々突き合せて受取り、積込を完了すれば「積荷受取證」を作成交付する。この證書は、船員が確實に貨物を受取つたことを證明するものであるから、一に「船員受取證（Mates Receipt）」とも稱せられてゐる。

第四　出荷人は積荷受取證を船會社の營業所に持參する。船會社ではこれに對し、更に「荷物受取證」或は出荷主の請求により「船荷證券」（Bill of Lading）を作成して交付する。

第五　出荷人は荷物受取證又は船荷證券を荷受人に郵送して荷物を受取らしめる。

貨物の輸送手續は大體右の通りであるが、尙二三、積込陸揚等につき必要な注意を述べて見よう。

本船で船員が荷物の積込を完了したときには、運送業者たる船會社は「積荷運賃明細目錄」（普通に「手板」と稱せられてゐる）三通を作成し、一通は本船に送り、一通は到着港の支店代理店出張所等に送り、一通は手元に取つて置かなければならない。目錄は商法上運送を契約した貨物の明細書であるから、これに記載してない貨物を積載した場合には法律の制裁を受けるのである。また積込に當つては、積込を專門とするところの「ステヴェドア」（Stevedore）を傭つて、その任に當らせるがよい。積込の巧拙は積載量の多少、船舶航行上の安否、荷捌の便否に關することが大であるからである。尙荷受人が到着港に於て荷物を受取る場合には、本船から受取るのが普通であつて、積卸の良否は荷物の內容、性質、小運送機關との連絡等に關するから、積込の場合に於けるステヴェドアと同樣、「荷捌人」に依賴するのが便利である。

船荷證券（Bills of Lading; B.L）

船荷證券は運送契約を締結し、船積の證據として、荷送人の請求により、海運業者が作成交付するものである。その到着港に於て、引換に貨物を引渡すことを約束した證書であるといふ點に於ては、全く荷物受取證と同一であるが、これを讓渡、質入することによつて、資金融通の手段となる點に於ては大いに異つてゐる。その性質上船積を確知せる船長又はその代理人の發行すべきものであるが、實際は、船長の委任を以て船長以下の貨物係に作成せしめるのが普通である。

船荷證券に記載すべき事項は、商法六百二十一條に記載してあるが、その外荷、運賃の支拂方法、責任除外、共同海損計算方法、積荷引渡方法、損害賠償に關する條項等を規定してゐる。責任除外の主なるものは、（1）天災その他不可抗力によるもの、（2）戰爭又は官憲の處分に因るもの、（3）船體、機關、船舶屬具に潛在せる缺陷に原因するもの、（4）積荷の性質、瑕疵に因るもの、（5）船員又は第三者の惡行、過失、怠慢に起因する積荷の延着又は毀損、滅失等である。

以上は普通の船荷證券に就てゞあるが、この外特殊の船荷證券がある。その主なるものは「通し船荷證券」と「赤船荷證券」である。

(1)　通し船荷證券（Through Bill of Lading）とは、海運業者が他の海運業者又は鐵道業者と聯絡輸送をなす場合に用ひられる共通の運送證券で、船荷證券と貨物引換證とを合せた働きをなすものである。例へば横濱からニューヨークに至る貨物の輸送に於ては、桑港までは汽船、桑港からニューヨークまでは鐵道を利用するのであるが、若しこの聯絡輸送がなければ、横濱及びサンフランシスコの二個所に於て各別の運送契約を結び、且つ貨物の積替をしなければならない。又これがなければ直接荷受人に荷爲替を取組むことが出來ないといふ不便がある。

(2)　赤船荷證券（赤荷證券）（Red Bill of Lading）この證券は船荷證券と保險證券とを兼ねたもので、普通の船荷證券記載の要件と、保險に關する條項とを記載し、赤字を以て印刷される故にこの名稱がある。

尙この外「クリーン船荷證券（Clean B.L）」なるものがある。一般に船積の當時、降雨、風波又はこれに類する原因によつて、濡荷等の故障を生じ、船會社は荷主の要求通りの船荷證券を交付出來ない場合がある。この場合には積荷受取證に、雨中積込、元地濡、荷造不完等の文字を記載し、從つて船荷證券には略同樣の記載が爲されるのである。かゝる文字の記載してある船荷證券を「故障付船荷證券（Foul B.L）と稱する。故障付船荷證券は銀行家その他が到底これを引受くるものではない。それ故荷爲替を取組まうと思つても銀行から拒絕されるであらう。この際に荷主が船長に宛てゝ「運送貨物の毀損に對し苦情を生ずるも、一切損害を負はしめない」旨を保證したところの「保證狀」を差入れ、雨中積込、元地濡、その他の記載を省いて貰つて正式の船荷證券とし、荷爲替の取組に便することがある。この際發行せらるゝ正式の船荷證券を「クリーン船荷證券」と稱するのである。

運　賃

貨物の輸送賃は、これを大別すれば、（一）個別運賃、（二）傭船運賃の二つとなる。前者は、一般に我々が荷物を積送する場合に多く用ひられるもので、船舶に積込まるゝ個々の荷物に就き、個別的に運賃を計算せられる。後者は傭船のときの運賃、即ち傭船料である。

（一）　個別運賃の定め方には次の五種がある。

（イ）　目　取——荷物の重量を標準として運賃を決定するもので、石炭、鑛石、穀物等の如く、容積に比して重量大なる貨物計算に適用される。

（ロ）　才　取——荷物の容積を標準として運賃を決定するもので、麥稈眞田、花莚、その他、重量に比して容積の大なる貨物に適用せられる。

（ハ）　原價取——荷物の原價を標準として運賃を決定するもので、貴金屬、寶石、有價證券その他、容積又は重量に比して價格の高い貨物に適用せられる。

（ニ）　石　取——石數を標準とするもので、多くは水產物に適用せられる。

（ホ）　個數取——個數を標準とするもので、セメント、土管などの運賃計算に適用せられる。

（二）　傭船運賃は定期傭船と定航海傭船とによつて異る。定期傭船の場合には運賃即ち傭船料は、船舶の純噸數一

噸に付一ヶ月又は契約の期間を通じて何程と定め、定航海傭船の場合には積荷一噸に付何程と定め、普通荷物の引渡の時期の噸數によつて計算せられる。尙後者に於て積荷がその船舶の積噸數に充たない場合に於ても、契約の傭船料は支拂はなければならない。これを空荷運賃又は空運賃（Dead Freight）と稱する。

運賃の支拂時期は、個別運賃にも傭船運賃にも、前拂（元地拂）と向拂との二種があるが、何れも向拂を以て原則とする。

七　外國貿易

教授方針

現代商業の特性としての外國貿易の意義、發達、現在我が貿易の趨勢、貿易の統制、稅關と關稅等につき、その大要を知らしめるのが主眼である。この教材は海運並びに倉庫教材と一群の教材として排列すべきであるから、これらの教材と充分の關聯を保ちつゝ取扱はねばならぬ。尙、地理科に於て既に學習したるところを出發點としなければならぬことは云ふを俟たない。

教授資料

一　貿易の意義及び發達

物資が國境を越えて交換せらるゝ現象を國際貿易と稱する。嚴正なる意味の國際貿易は近代國家の發達した十六世紀以後に於て見得る所であるけれども、貿易の濫觴は遠く太古の時代に遡る事が出來る。貿易が如何に人類生活と密接なる交涉を有して現時の盛況を來したか、之を知るには先づ其發達の跡を概說して置く必要がある。

世界最古の文明はナイル河の流域とチグリス、ユーフラテス河の流域とを二大中心地として發達した。此兩地は相距る事約三百里、而も中間に荒凉たる沙漠が介在したがアラブ人の隊商は沙漠を橫斷して兩地の物資交換を掌つた。これより稍〻後れ、紀元前十六世紀頃よりフェニキヤ人は地中海を中心とし黑海及紅海に乘出して海上貿易に從ひ、沿岸の所々に定時市場を建設したと傳へられて居る。此兩者は實に太古に於ける貿易の創始者であつたが、恐らく當時の運輸通信等も其手に依つて行はれた事と思ふ。然し富を集めて繁榮した都市は、絕えず諸民族の間に爭奪の目的物とされた爲、バビロンもシドンもタイレも久しからずして亡び、アゼンスもカーセージも兵馬の蹂躪する所となつた。而して其後歐洲を風靡した羅馬人は武力によつて國を立て、商業を輕視したから、紀元十一世紀頃迄貿易は僅にギリシヤ人アラブ人等の手に依つて消極的に行はれたに過ぎない。然るに十一世紀末より約二百年に亘つた十字軍の遠征は各方面に異常の衝動を與へ、即ち政治方面には封建制度を破綻せしめて民權仲長の萠芽を齎し、文藝方面には光彩陸離たるルネサンス時代を現出し、宗教方面にはルーテルの宗教改革を喚び起した。而して經濟方面には新商工階級の勃興を促し、各地に都市同盟を興し、又東洋諸國との接觸によつて歐洲人の東洋品に

對する欲望を刺戟した等の事情から、多年抑壓されて居た貿易も復興の機運に際會したのである。有史以來十五世紀末迄を貿易發達の第一期と見る事が出來よう。此時代の特色は

一、貿易市場が歐洲、近東及西部亞細亞に限られ、且つ都市と都市との間に於ける物資交換であつたこと

二、主要貿易品は貴金屬、裝身具を始め珍奇な天產物を主とし、生活必需品の繼續的交易は未だ行はれなかつたこと

三、主として物々交換を行ひたること

等を擧げ得る。

十五世紀末に至り米大陸が發見され、次で喜望峰迂回による印度航路が發見されたから、貿易市場も大西洋及印度洋に擴大され一新紀元を劃した。これより十八世紀末の產業革命に至る約三百年間は、貿易發達の第二期と稱する事が出來る。此時代の特色は

一、近代國家の勃興により都市經濟は國民經濟に進化したこと

二、重商主義が一世を風靡し、各國共に輸入防遏輸出振興を以て唯一の國富增進策と信じ、極端なる保護政策を採りたること

三、歐洲諸國は競うて植民地獲得に沒頭し、且つ半官的貿易會社を設立して搾取主義の植民政策を採つたこと

四、交通の發達に伴ひ他國の生產物價格が低下した爲め、從來富豪貴族の間にのみ賞翫されて居た物資が一般國民の需要にも供せられるやうになつたこと

五、當時の主なる貿易品は原始的天產物及び手工業品であつて、砂糖、茶、小麥、玉蜀黍、煙草等の如き生活必需品の取引も增加したこと

等を擧げる事が出來る。

然るに、國際貿易に飛躍的伸展を起さしめたものは產業革命であつた。即ち十八世紀の中葉以後英國に於て蒸氣機關を始め各種の機械が相踵で發明されたため、大規模の工業が勃然として興起し、生產力の激增を來した。就中炭礦、製鐵、紡績等は新興工業として繁榮し、更に十九世紀の初頭に汽船及機關車が發明されて海陸輸送機關が進步したため、貿易も面目を一新して長足の伸展を示した。かくて產業革命は獨り英國のみならず、佛獨其他の大陸諸國にも浸透したが、これと共に見逃すべからざる事は自由主義經濟學の發達であつて、產業革命の結果、原料の豐富なる供給を必要とし又農業の企業的價値の低下した國に於ては、最早や窮屈な重商主義的輸入防遏政策を不便とするに至つたから、一八一五年より約六十年間は歐洲諸國に於て自由貿易主義が實行され、これに因つて通商貿易も益々隆盛となつた。然るに後進國の產業は先進國の競爭に壓倒され勝ちで、其發達を阻碍される事が判つたから、先づ獨逸に於て一八七九年保護貿易に復し、露、佛兩國も之に倣ひ、北米合衆國も亦南北戰爭後保護主義の色彩が濃厚となつた。

產業革命以後を貿易發達の第三期となし、此時代の特色を窺ふならば

一、南北亞米利加諸國の發展により市場が擴大され、又東洋に於ても支那及日本が國際貿易に參加する樣になつたから、玆に初めて全世界を網羅する貿易市場が確立したこと
二、機械的大量生產が發達し、一面通信、運輸、金融、保險、倉庫等貿易の補助機關も完備し來つたから、廣く生活必需品の大量取引が行はるゝに至つたこと
三、信用の增進により先物取引が貿易の重要なる部分を占むるに至つたこと
四、物資生產上各國の長所を發揮する必要が益ゝ加はり、國際的分業が顯著に行はれ來つたこと
五、輸出振興を以て單に其國の國富增進策のみとせず、人類生活の向上に緊要事とされるに至つたこと

等を擧げ得るであらう。

バビロン亡びフェニキヤ亡ぶるも、人類の生活が存する限り、物資交換の鐵則は個人間にも、國內に於ける地方間にも、又國際間にも嚴然として行はれ、現時の盛大なる國際貿易を見るに至つたのであるが、今日の世界は經濟的に打つて一丸たるの觀があり、地上の一角に一波起れば忽ち𢌞波を生じて、各國に直接間接の影響を與へると云ふ風に聯結され、此間貿易は世界經濟の血液となつて各國民を養つて居るのである。

我が外國貿易の發達

わが國の外國貿易は長い間の鎖國によつて、歐米諸國よりも遙かにその發達が遲れてゐたけれども、明治の初年各國と通商條約を締結して以來、目覺ましい進步の跡を見せ、現在では年々數十億圓の貿易をするやうになつた。

輸出品の主なるものは綿織物、生絲、鐵、機械並にその部分品、原油、木材等で、輸出先は北米合衆國・英領印度・關東洲・蘭領印度・滿洲國・支那等、輸入先は北米合衆國・英領印度・滿洲國・濠洲・關東洲・獨逸・英國・中米・南米等である。北米合衆國とは輸出入共に最も密接な關係を有し、生絲の如きは實にその九割は同國へ向け輸出される。綿絲及び綿織物は支那を始め英領印度・蘭領印度・關東洲の東洋諸國を主なる得意先とし、その他に新開拓地も少くない。但し對支貿易は支那事變の勃發により昭和十二年以來著しく減少した。近時、地方によりて

本邦輸出貿易

（單位　百萬圓）

	昭和 9	〃 10	〃 11
米及籾	8.4	5.2	2.4
豆類	9.1	6.7	7.1
小麥粉	28.5	33.7	17.6
茶	9.6	11.4	13.1
水產物(寒天共)	19.7	25.0	27.8
砂糖類	14.5	18.5	31.7
罐壜詰食物	50.3	57.1	71.1
其他穀類及飲食物 1)	32.6	40.6	64.4
植物油及魚油	14.3	38.5	45.9
藥品類	49.3	57.9	60.0
綿絲及綿縫絲	24.9	38.3	40.8
毛織絲	12.2	9.7	15.3
生絲	286.8	387.0	392.8
人造絹絲	22.4	22.9	29.2
綿織物	492.4	496.1	483.6
毛織物	29.9	32.4	46.0
絹織物	77.5	77.4	68.0
人絹織物	113.5	128.3	149.2
綿製品 2)	72.5	89.4	90.8
絹製品 3)	23.9	26.2	29.9
人絹製品	…	5.2	10.7
紙及同製品	31.3	36.6	44.3
石炭	10.4	9.7	10.4
陶磁器	41.9	42.7	43.2
硝子、同製品 4)	22.7	25.4	27.6
鐵及鐵製品	88.3	103.3	116.7
銅及眞鍮	16.2	20.7	16.5
車輛類	36.6	44.1	48.9
機械類	57.8	63.9	82.1
護謨製品 4)	14.8	16.5	17.4
木材	23.9	23.2	24.7
電球、同部分品	15.7	16.7	18.6
玩具	30.4	33.9	36.5
帽子	17.9	16.3	19.7
運動靴	13.5	17.1	15.2
其他諸品	321.9	382.7	421.6
內國產品輸出計	2139.2	2460.3	2641.5
再輸出(外國產品)	32.7	38.8	51.5
內 繰綿	(20.0)	(23.2)	(27.5)
輸出總計	2171.9	2499.1	2693.0

は日本品防遏の關税引上の問題が起り、交渉を重ねてゐるところもある。また輸入品中、棉花の大部分は北米合衆國及び英領印度から、羊毛の大部分は濠洲からその供給をうけてゐる。

税關

各國では、外國貿易上必要な事務を扱ふために重要な場所、例へば開港場や國境などに税關を設けてゐる。我が

本邦輸入貿易（單位百萬圓）

	昭和 9	〃 10	〃 11
米及籾	0.7	3.3	5.1
小　麥	40.7	43.2	33.7
豆　類	52.0	71.6	82.6
採油用原料	25.2	43.1	44.9
其ノ他穀類穀粉類	8.2	15.8	36.9
砂　糖	9.7	12.7	20.9
煙　草	8.4	8.0	10.2
其ノ他飲食物	53.8	38.3	43.5
毛皮、皮革類	22.2	26.9	30.1
礦　油	124.0	152.6	182.8
生護謨	57.3	49.9	52.8
藥品類	57.8	60.0	62.3
塗料染料類	18.6	20.6	23.5
棉　花	731.4	714.2	850.5
麻　類	24.4	24.7	33.6
羊毛及毛絲	188.2	193.7	202.8
毛織物	5.2	6.8	9.7
パルプ	44.3	55.1	67.1
紙及同製品	17,5	26.3	21.4
石　炭	47.2	49.0	50.9
鑛　鑛	19.4	34.5	40.0
鐵	171.6	207.2	192.0
銅及眞鍮	31.1	40.5	39.3
其ノ他金屬	72.4	89.3	39.4
車輛類	33.0	33.1	37.7
機械類	98.0	105.0	91.2
木　材	40.2	49.8	55.5
飼料及麩	39.9	28.2	17.5
肥　料	74.4	87.3	105.1
（硫安）	13.8	21.1	33.9
其ノ他諸品	160.3	159.8	220.3
外國產輸入計	2277.1	2465.6	2753.3
再輸入（内國產品）	5.5	6.6	10.3
輸入總計	2282.6	2472.2	2763.7

本邦貿易相手國別（單位　百萬圓）

	輸出			輸入		
	昭和 9	〃 10	〃 11	昭和 9	〃 10	〃 11
滿洲國	107.2	126.0	150.9	164.2	191.0	205.6
關東州	295.9	300.3	347.2	27.2	25.5	33.8
支那	117.1	148.8	159.7	119.6	133.8	154.8
香港	33.5	49.7	58.4	1.5	2.8	3.3
英領印度	238.2	275.0	259.1	292.1	305.6	372.0
セイロン	19.8	11.9	13.8	2.3	2.8	2.6
海峽植民地	63.3	48.5	58.8	63.3	40.6	41.2
蘭領印度	158.5	143.0	129.5	63.5	78.2	113.5
佛領印度支那	2.7	4.0	4.7	10.6	15.0	20.2
露領亞細亞	11.4	26.2	23.0	32.8	3.4	6.8
比律賓	36.5	48.1	51.8	18.6	23.9	36.3
暹羅	28.0	40.3	43.0	1.5	5.5	8.8
アデン	9.4	13.2	13.9	0.0	0.4	0.4
イラーク	17.2	22.1	19.0	0.0	1.3	2.9
其他亞細亞	30.8	46.3	38.2	14.8	40.1	58.0
亞細亞計	1 169.5	1 304.4	1 371.0	812.0	869.9	1 060.2
英國	109.3	119.5	147.3	70.0	82.2	72.9
佛國	38.3	42.5	43.5	18.3	19.8	19.9
獨逸	19.7	26.8	35.1	109.6	120.8	115.5
白耳義 1)	9.7	15.4	16.2	17.2	24.6	16.0
伊太利	9.6	7.0	4.5	3.5	5.8	3.8
ソ聯邦	1.6	2.1	8.4	8.1	14.5	14.5
瑞西	0.3	0.5	0.8	10.9	13.4	14.0
和蘭	17.9	18.3	15.4	3.7	5.9	4.6
瑞典	6.1	6.8	8.8	21.1	23.1	23.1
諾威	2.8	4.5	6.2	14.3	19.9	17.9
其他歐洲	12.5	19.4	21.5	18.9	22.3	27.9
歐洲計	227.8	262.8	307.7	295.6	352.3	330.1
米國	398.9	535.4	594.3	769.4	809.6	847.5
加奈陀	8.7	8.0	14.6	54.1	52.5	73.2
中米諸國	43.3	36.0	41.2	0.9	8.0	21.8
亞爾然丁	20.0	28.6	22.7	12.1	16.4	30.0
ブラジル	3.1	5.9	8.8	3.3	4.0	47.4
其他南米	38.4	38.9	37.3	8.6	22.5	34.5
北中南米計	512.4	652.8	718.8	848.3	913.1	1 054.8
埃及	73.0	53.8	40.9	46.3	51.3	45.7
英埃スダン	9.4	13.0	11.9	1.3	1.7	1.4
ケニヤ、ウガンダ 2)	22.3	25.1	30.6	15.2	3.0	29.9
モザンビク	8.8	10.8	10.9	1.1	0.1	0.6
佛領モロッコ	19.1	18.8	20.5	0.5	0.6	0.9
南阿聯邦	29.5	32.8	41.5	8.2	4.8	22.6
其他阿弗利加	20.3	29.2	41.4	7.0	7.7	7.0
阿弗利加計	182.4	183.5	197.7	79.6	69.2	108.1
濠洲聯邦	64.5	74.8	68.8	197.8	235.1	181.9
布哇	5.5	7.2	9.3	0.2	0.3	0.3
新西蘭	8.6	11.3	16.7	11.6	6.4	22.0
大洋洲計*	79.9	95.5	97.7	214.3	248.9	210.5
保税工場	—	—	—	32.8	26.9	—
總計	2 171.9	2 499.1	2 693.0	2 282.5	2 472.2	2 763.7

國の税關所在地は、横濱・神戸・大阪・長崎・門司・函館・基隆・仁川・釜山・新義州の各地で、その他貿易上重要な所には税關支署が設けられてゐる。

通商擁護法

通商擁護法といふのは昭和九年四月制定された法律で、外國の措置に對應して我が貿易を調節し通商を擁護するため、政府は關税調査委員會の議を經て、一定期間一定物品に對し、關税の引上若しくは減免又は輸出入の禁止若しくは制限を爲し得ることを定めたものである。

此の法律が初めて發動を見たのは昭和十年七月加奈陀に對してゞあつて、同國との貿易は我が國の甚しい入超なるに拘らず、我が輸出品に禁止的高關税を課したので、其の報復として加奈陀よりの小麥、パルプ等八種目に特別課税を行つた。但しその後加奈陀の政策が是正されたので、我が方でも昭和十一年一月右追徴關税を撤廢した。

次に濠洲に對しても加奈陀と同じ様な理由で、昭和十一年六月、此の法律に基づき輸入許可制度を實施したが、同年末協定成立し、之を撤廢した。

軍需景氣と輸出景氣

軍需景氣と輸出景氣は最近の我が經濟躍進の二本の柱である。それ故に貿易の躍進過程を檢討するには、何よりも先づこの二つについて考へねばならぬ。

第一に、軍需景氣は何故に起つたかは明らかである。即ち一般的世界的原因としては、世界恐慌の打開策としての各國の軍備擴張は、必然的に我が國をして軍備の充實を計らしむるに至つたが、更に特殊的日本的な原因としては、かの滿洲事變の勃發をあげねばならぬ。これらに刺戟せられた國内情勢の變化と政治動向の轉換は、國防の充實と軍備の擴張を必然とするに至り、國防費の増大となり、軍需品の需要增加となり、かくして軍需景氣を現出せしめたものである。

かくの如くして軍需の擴張は恐慌を打開し、經濟躍進を出發せしめた。從來の考では軍備と經濟とは矛盾するものである、少くとも兩立せざるものであると考へられた。即ち軍備のために一國の經濟力を費すことはそれだけ經濟上の損失であり、その國の經濟を壓迫するものである。從つてその國の經濟を發展せしむるためには、軍備はなるべく之を制限せねばならぬと考へられてゐたのである。

この理論はなるほど經濟的發展の幼稚な資本主義の前期にあつては、相當の理論的根據を有してゐた。何となれば資本主義の前期にあつては、生産力の發展は未だ十分ならず、いはゞ生産力不足の時代であつた。從つてこの不足せる生産力の一部を割いて、軍備の擴張に用ふることは、それだけ經濟の發展を阻害するといふ理論も立ち得るわけである。

然るに、今日の如き資本主義の後期または高度資本主義國にあつては、生産力は大いに發展して、寧ろ一般的にはその過剩なる生産力の一部を割いて、軍備の擴張に用ふることは、その國の經濟的發展を阻害するどころか、却つて生産力の行詰りを打開してその經濟的躍進を拍車づける。これ各國が世界恐慌の打開策として、競つて軍備擴

張に走つた根據であり、また我が國が世界に魁けて恐慌を打開し、わが國獨步の躍進をなすことの出來た有力な根據の一つである。

ところで軍需景氣は甚だ偏在性が强いものである。むろん軍需工業の中にも輕工業もあり、化學工業もあり、また、中小企業的のものもあるが、併し一般的には何と云つても重工業が中心である。然るに重工業は一般に大資本と大產業に偏在する傾が强い。固よりその一部は下請制度等によつて中小企業にも幾分は及んで來るが、併しそれは極めて一小部分に過ぎず、大資本と大產業に偏在するを免れない。それ故にこれが對策としては之を自然の推移に放任することなく、統制的政策の力によつてなるべく軍需景氣を一般化するの方策を必要とする。即ち中小企業を糾合して組合を作らしめ、之をして軍需工業に適應せしめ、或は軍需的註文を中小企業または農村產業にも出來得る限り分配せしむるが如きこれである。

然らば軍需景氣の將來如何。これまで一般には軍需景氣は極めて一時的のものであるとの考が强い。軍需景氣の旺盛に拘らず、その割合には最近まで軍需生產力の擴大されなかつた一つの理由はこの點にある。即ちたとひ一時的の軍需景氣に乘つて工場を擴張し、勞働者を增加したところで、一たん解消した後にはその時の處置に困難するであらう。だから最初の間はなるべく從來のまゝの設備と勞働者をもつて時間を延長し、夜業を行つてその需要を充たさんとする。そこで軍需景氣は相當に續いても、軍需生產力の擴充はそれ程に進まなかつたわけである。併しながら軍備擴張は進んで軍擴競爭となると共に、恐慌對策としての軍擴は準戰對策としての軍擴となり、準戰體制から戰時體制に進むに及んでは、もはや單純なる軍需景氣をもつて叫ぶには、不適當な程に半永續的な活躍を見るに至つた。併し今日なほ、この軍需景氣の前途について、適確な見透しをもつものは少ない。なるほど支那事變の續く限りは問題はないが、一たび事變の落着するに及んでは、恐らく急激な軍需工業の反動が襲來するのではないか、然らば徒らに軍需生產力の擴張を計ることも、企業家の立場において、考慮を要する問題ではないかと考へる。

また戰時經濟に於ては、平和產業から軍需產業への轉換を計ることによつて、不足せる軍需生產力の增加を計ることが、極めて重要な問題となつて來るが、今日これが十分に行はれてゐない一つの理由もこの點にある。企業家の立場においては一時的の需要のために、永續的の設備を轉換することは出來ないからである。從つて戰時經濟の打擊を受けた一部の平和產業では、轉換を圖るよりは寧ろ休業を敢てするに至ることがある。これでは企業家の立場としては兎も角、國家的の立場においては、折角の生產力をその最も必要とする時代において、却つて睡眠せしむることゝなつて、戰時經濟の立場において最も誡むべきことである。その轉換又は擴充の十分に行はれないのは主として戰時經濟又は軍需工業の將來につき、明確なる見透しを有しないからである。

むろん戰時經濟が何時迄續くかは何人も豫言し得る所ではない。併しながら、軍需工業の將來如何は戰時經濟の將來如何に拘らず、ほゞ明確なる見透しが可能である。即ちたとひ今次の支那事變が急速に落着したとしても、そのために直ちに平和經濟の時代が來るとは、何人も考へない。今日の國際情勢から見ても、殊に支那を繞る東洋間

題の將來からみても、そこに政治的根據は十分にある。加ふるにそこにはまた經濟的根據も十分にある。

大體において資本主義の順調な發展をつゞけた十九世紀は世界平和の時代であつたが、その發展の行詰つた二十世紀は、世界戰爭又はその準備の時代であると極言する者のあるのは、この故である。何れにせよ戰時經濟から平和經濟に復歸するよりは、寧ろ再び戰前の準戰經濟に歸する可能性の方が遙かに大である。

かくの如き意味において、我々は軍需工業の半永續性を認むるものであるが、假りに戰時又は準戰經濟の立場を離れて、純然たる平和產業の立場においても、姑らく軍需工業すなはち重工業と考ふるならば、今日わが國の生產力の擴充が輕工業から重工業へ轉換することは、云はゞ國民經濟の發展する場合の常道であるとも見ることが出來る。一國の國民經濟の發展する最初の段階においては、まづ輕工業中心の生產力が擴充し、次の段階に至つて重工業の生產力を擴充するものであるが、我が國は今日まで大體において輕工業中心の發展をなしてゐる。從つて輕工業の生產力は今日まで過剩なる程度に發展し、多くの輕工業企業は短縮をなしつゝある。

之に反して我が國の重工業は今日まで未だ未熟の域を脫してゐない。從つて今日の準戰經濟又は戰時經濟を契機として、重工業の生產力を急速に發展せしむることは、これまで跛行的に發展して來た我が國民經濟をして正常な健實な基礎の上に發展せしむることゝなる。この意味において輕工業から重工業への轉換は決して一時的暫定的なものとは考へられない。

第二に輸出景氣は軍需景氣の偏在性に對して比較的に一般性に富めるのみならず、殊に中小企業にも農村產業にも密接な關聯を有するから、この躍進が若しも軍需景氣に限られてゐたであらう場合に想像せられた結果を、之によつて多分に緩和し、わが國民經濟の一般的なる發展に貢献せる點において、軍需景氣に劣らず重要となつてゐる。然らばその輸出景氣は何故に起つたか。

それは云ふまでもなく、最初に述べたる日本獨特の貿易躍進より來るものである。そこで問題はこの貿易躍進が何故に可能であつたか、換言せば謂はゆる邦品進出の根據は何處にあるかと云ふ問題に逢着する。

邦品進出の原因

昭和七年（一九三二年）より十一年に至る五ヶ年における我が貿易の驚異的な躍進は、まことに目覺ましいものがある。かくの如き貿易躍進の原因は、根本的には我が國民經濟の特殊性と優秀性に由來するものであるが、併し直接に之が現實の原因となつた要素として、我々は次の三點を擧げることを得る。

第一は我が國の低賃銀である。わが國の賃銀は歐米諸國に比して可なりの低位にある。これが商品の生產費を安からしめ、輸出進出の有力な要因をなしてゐるとの說は、わが國よりも寧ろ諸外國において主張せられ、この點からわが商品を非難し、排擊する聲を喧しくさわぎ立てることゝなつた。わが國内にも之に應じて或はソシアル・ダンピング說となり、或は飢餓輸出說となつて表はれた。我々も亦、ソシアル・ダンピングを全く否定するものではない。

さきに述べたる中小企業にあつては、可なりの低賃銀も確かに行はれてゐる。從つて中小企業者の維持または發

展を計るためには賃銀問題、勞働問題、社會政策問題等も必然に研究されねばならぬ。

併しながら邦品進出の有力な原因が低賃銀にあると云ふ主張に對しては、我々は贊成することは出來ない。なる程、歐米諸國に比して我が國の低賃銀は絕對的比較においては否定し難い事實ではある。しかしながらこの事實は決して今日に始まつたのではない。世界戰爭以來、我が國の賃銀は急速に向上したから、戰前に比べての相對的比較においては、最近において却つて上昇してゐる。今若し賃銀の低きが故に、わが商品の世界進出がおこつたとすれば今日よりなほ低賃銀であつた戰前において著しく進出した筈ではないか。しかるに事實は前述の如くに漸く最近の昭和七年以來においてわが商品は急激に進出したではないか。この最近におこつた新な事實を説明するため、往昔より存在した原因、ことに往昔においてより强く働いてゐた原因をもつてすることは適切でない。單なる低賃銀が世界進出の原因であるならば、わが國よりも滿洲國・支那・印度・南洋は更に遙かに低賃銀ではないか。それにも拘らず、獨り我が國の商品のみが進出したとすればこれは單なる低賃銀の故ではない。それよりもむしろ、その勞働の能率の問題である。

謂はゆるソシアル・ダンピング（Social Dumping）は我が國に行はれてゐるかどうか。我々はこの點も全く否定するものではない。併し諸外國が問題にする程度には行はれてゐないと考へる。何となれば昭和七年以來の邦品進出の前後においてわが國の貨幣賃銀は殆ど變動してゐないから、ソシアル・ダンピングの成立するためには、この前後において著しき物價の變動が起つて實質賃銀の騰貴がおこらねばならぬ。なる程この前後においてわが國の物價は約二割程度の騰貴をなしてゐるが、しかし生計費を構成する小賣物價の騰貴は、それよりも低度である。それ故に嚴密には生計費の騰貴と、名目賃銀の騰貴との差だけは、ソシアル・ダンピングを否定することは出來ないけれども、併しそれは決して飢餓輸出などと云はれる程には著しいものではない。況して輸出景氣によつて企業の勃興となり、勞働需要の増加となり、失業者の減少となるならば、たとひ、個々の勞働者にとつては低度のソシアル・ダンピングとはなつても勞働階級全體としては著しくその所得を增大し、その地位を向上せしめたことゝなる。何れにせよ、我々は最近の邦品進出の原因としては低賃銀の要素にのみ重きを置くことは出來ない。

第二に低賃銀よりもむしろ重要な原因は、それと結びついてゐる勞働能率の向上、技術の進步、經營の合理化にある。これらの點に關する我が國の狀態は、これまで歐米諸國に比して著しく劣つてゐると考へられてゐた。しかるに最近に至つて急速な進步を劃するに至つたのは、實にこの躍進の直前に遭遇した恐慌である。我が國では昭和五、六年（一九三〇、三一年）の世界恐慌は同時に解禁恐慌を作つたから、その打擊は殊に甚大であつた。そこで我が國民はあらゆる努力を傾注してこの深刻な恐慌を打開するために、勞働能率の向上を計り、生產技術の進步改善を加へ、企業經營の合理化を促進することゝなつた。このためにわが國の經濟競爭力は恐慌の前後によりて格段の相違を來たし、次の躍進時代に對する現實の準備となつた。

この點より云へば、世界恐慌と解禁恐慌とはわが國にとつて却つて幸福な結果を齎らすことゝなつた。その當時にあつては恐慌の打擊は寔に慘憺たるものがあり、ことに解禁對策としての當時の緊縮政策は、國民怨嗟の的とな

つたものであるが、今日にして顧みれば當時の解禁政策の是非は別として、結果においてはその後の躍進の基礎を築いたものと云ふことが出來る。

かくの如く我々は、恐慌期における劃期的な經濟實力の向上をもつて、その後の躍進の重要な一つの原因と見るものである。しかしながらそれにしても、能率の增進、技術の進步、經營の合理化が、しかく急速にこの短期間に向上し得るかどうか、これまで拙劣であつた技術が昭和七年に入ると共に直ちに急速な進步をなしたとは考へ難い。そこで我々は之を有力な原因とは認めながらも尙、他の有力な原因がないかと考へる。

第三に我々はその有力な原因として低爲替をあげねばならぬ。わが國の爲替相場は昭和五年一月の金解禁によつて必然に法定平價に近く安定してゐたが、昭和六年（一九三一年）七月ドイツの金融恐慌、及び九月のイギリス金融恐慌の影響を受けて謂はゆる圓賣弗買を惹き起して、解禁わづかに二年足らずして昭和六年十二月に至り、再禁止を斷行することゝなつた。その結果として必然に爲替相場の下落となり、而かもその下落の程度は經濟的ならびに政治的原因によつて總べての人々の想像以上に暴落して、昭和七年中に對米相場五十弗近くから二十弗まで落込むことゝなつた。これこそ恰かも昭和七年に入つて新に起つた現象であり、そこには理論的根據が十分にあると考へられる。謂はゆる爲替ダンピングの問題である。これは最近の貿易躍進にとつて特に重要な問題である。

要するに以上の三原因は何らかの程度において、最近の輸出景氣又は貿易躍進を可能ならしめた直接的現實的な要素である。たゞ述べ來れる如く、それ〴〵の重さについては甚だしき相違があり、極めて大まかに云へば、低爲替は七割までの原因となり、經濟力の進步は二割まで、低賃銀は一割以下において全體としての躍進過程を成立せしめてゐるかとも考へられる。從つて輸出景氣または邦品進出の將來については、第一に爲替相場の將來如何が最も重大であり、假りに爲替相場が急速に回復して三十弗から四十弗ともならば輸出景氣は忽ちにして解決するであらう。

臨時輸出入制限

輸出入品臨時措置法に基づいて昭和十二年九月十一日輸出入許可規則（商工省令）が公布實施された。これは事實による入超增加を緩和せんが爲のもので、其品目は甲號（輸入制限）、乙號（輸入禁止）、丙號（輸出禁止）に分れてゐる。

甲號は棉花、羊毛、山羊毛、駱駝毛、木材である。

乙號は二百四十數種に亙る各種各樣の商品を含むが、概ね國産品で間に合ふ輸入不要品、及び無くとも濟まし得る不急品である。

丙號は兎毛皮、ナフタリン、硝酸、屑綿絲、綿襤褸、屑紙、安知母尼、及硫化亞知母尼である。

右甲號の輸入節約見込は一年一億五千萬圓乃至二億圓、乙號は三、四千萬圓程度である。之では輸入制限が尙不十分なので商工省は、その後品目を追加したが、必要に應じ更に追加が行はれつゝある。

稅關所在地

現在我が國の稅關及び稅關支署の所在地は次の如くである。

稅關所在地	稅關支署所在地
橫濱	東京、新潟、淸水、夷
神戶	絲崎、濱田、堺、今治
大阪	武豐、名古屋、四日市、敦賀、七尾、伏木、宮津
長崎	唐津、住ノ江、國ノ津、三池、三角、嚴原、佐須那、鹿見、那覇、鹿兒島
函館	青森、小樽、根室、釧路、室蘭、大泊、眞岡
基隆	淡水、舊港、後龍、梧棲、鹿港、東石、安平、高雄、馬公
仁川	京城、群山、元山、城津、淸津、雄基、會寧
釜山	木浦、大邱
新義州	鎭南浦、龍巖浦、平城

關稅

關稅とは一定の境界線（開港場、開市場の如きもの）を出入する貨物に課する稅金を云ふのであつて、この境界線を「關稅線」と云ひ、その範圍內は「關稅區域」と稱する。關稅の意義については、廣狹の二つがあつて、廣義では關稅線をその國の國境と限定せず、狹義では國境線であると解してゐる。從つて前者の解釋に從へば、一國の領土內における貨物の移動に對する租稅も關稅と稱するが、後者の解釋に從へば、これを關稅とは稱しないのである。一般には狹義の解釋が行はれてゐる。

關稅はこれを次の二つに分ける。

(1) 輸入稅

(2) 輸出稅

輸入稅は輸入の機會に輸入品に對して賦課する關稅で、輸出稅及び通過稅の著しく衰へた今日では、關稅といへば直ちに輸入稅を想起する位盛に各國に採用せられてをり、一國の關稅收入の源泉をなすものである。而して輸入稅には、その課稅の目的よりすれば、財政的收入を目的とする財政關稅と、產業保護を目的とする保護關稅とが存在する。

輸出稅は輸出品に對して賦課する關稅であるが、これは輸出貿易を阻害する關係上、現今、文明國では各國ともにこの稅を廢止してゐる。それならば何故にかゝる關稅が存在したかと云ふに、往昔關稅は一種の交通稅と見做されたもので、その時代には輸出も輸入と同一視せられ、輸出稅と輸入稅との間に差等を認めず、共にこれを課してゐたのである。しかるにその後重商主義（Mercantilism）が勃興するに伴ない、輸入貿易は金銀の國外流出を促がす基となるものであるから、これを制限するの必要あり。輸出貿易は金銀流入の基をなすものであるから大いに

これを奬勵する必要ありと考へられるやうになり、その結果として輸入税は愈ゝ增加し、輸出税は次第に廢止せらるゝに至つた。しかしながら經濟的發展の幼稚な國、例へば支那・印度・エジプト・バルカン半島諸國・南米諸國亞弗利加諸國等に於ては、今も尙輸出税を課してゐるものがある。

本邦貿易外收支

（一　支拂超過）（單位　百萬圓）

		昭和 9	〃 10	〃 11
經常收入	利子及配當	22.5	26.5	34.4
	事業及勞務利益	186.9	213.5	212.4
	海運關係收入	251.5	303.2	334.6
	保險關係收入	138.5	128.6	137.5
	外人本邦内消費	89.2	95.3	107.7
	政府海外收入	5.8	18.3	24.9
	其他	45.9	35.2	29.6
	計	740.4	820.6	888.1
經常支拂	利子及配當	124.6	134.8	121.1
	事業及勞務利益	9.6	11.3	15.3
	海運關係支拂	106.9	125.5	140.8
	保險關係支拂	115.1	118.2	122.0
	邦人海外消費	65.8	68.9	70.5
	政府海外消費	141.7	159.9	164.5
	其他	32.3	23.6	21.0
	計	596.0	642.3	655.2
經常收支差引		144.4	178.2	232.9
臨時收入	外國人放資	95.7	159.4	193.0
	本邦人放資回收	218.6	225.7	484.9
	計	314.3	385.1	977.9
臨時支拂	本邦人放資	398.5	579.9	652.4
	外國人放資回收	99.3	176.7	294.8
	計	497.0	156.6	947.2
臨時收支差引		398.5	－371.5	－269.3
總收支差引		－39.1	－93.4	－36.4

噸税

列國の貿易額

（其國貨幣額）（單位百萬）

	貨幣名	輸入 昭和 4	〃 6	〃10	〃11	輸出 昭和 4	〃 9	〃10	〃11
日本	圓	2,169	2,224	2,427	2,702	2,101	2,134	2,454	2.631
英國	磅	1,111.1	680.2	700.7	788.5	729.3	396.0	245.3	440.7
米國	弗	4,339	1,636	2,039	2,421	5,157	2,100	4,243	2,419
獨逸	麻	13,447	4,451	4,159	4,218	13,483	4,167	4,270	7,768
佛國	法	58,221	23,091	20,974	25,398	50,319	17,850	15,496	15,454
加奈陀	弗	1,299	516	552	638	1,268	660	742	956
英領印度	留比	2,5 3	1,252	1,343	1,223	3,225	1.483	1,571	1,806
白耳義	法	35,531	13,703	17,112	21,098	31,784	13,540	15,786	19,724
濠洲	磅	140.2	73.2	89,4	103.0	134.6	111.5	101.2	420.4
亞爾然丁	ペソ	1,959	1,110	1,175	1,117	2,168	1.438	1,542	1,652
和蘭	盾	2,752	1 038	936	1,017	1,989	712	675	745
伊太利	利	21,665	7,675	7,790	6,002	15,236	5,224	5.238	5,459
ソ聯邦	留	881	232	241	61,253	924	418	367	1,359
支那	弗	1.614	1,030	919	942	1,170	536	576	707
蘭領印度	盾	1,108	291	277	287	1,446	489	749	534

外國貿易の際、外國に往來する船舶が、海難その他止むを得ざる事故のためにするにあらずして、開港に入港する場合に課せらるゝ税金であつて、入港する毎に汽船は登簿噸數一噸につき、和船は積石十石につき五錢の噸税を課せられるのである。但し希望によつては、登簿噸數一噸又は積石十石につき十五錢を納付することによつて、滿一ケ年の間、同一港に限り無税で入港することも出來るのである。

戻税

戻税とは、製造又は輸出を條

件として、一度納付したところの內地消費稅又は關稅を拂ひ戾すものを云ふのである。現行法規に於て拂戾金、交付金、下戾金、下付金などの名稱を用ひてゐるものは一括して戾稅といふことが出來る。

戾稅はこれによつて輸出品の價格を低減して外國品と對抗せしめ、輸出を奬勵する手段とするのである。現在戾稅を受けてゐる主なる貨物は掛時計、置時計、硝子鏡、飲食物、罐詰、罐入礦油又はアルコール、人造絹絲製品、衣服、洋傘、硝子器、無色平面の硝子板、琺瑯鐵器、ビール、オルガン、オルガンリード、鑄鐵管、アルミニウム製品、砂糖類、胡麻油、小麥粉、銅、眞鍮、肥料等である。

輸出入手續

商品を輸出するときには、稅關內の書式賣捌所から輸出申告書用紙を買入れ、これに必要事項を記入して稅關總務課の申告係に差出し、同時に荷物を稅關の構內に搬入して檢査官の檢査をうけ、檢査濟の上は、總務課免許係に行つて輸出免狀を貰ひ、これを監視部倉庫係に持參して檢證をうけ、稅關官吏立會の上本船に積込むのである。

また本船から荷物を受取つた輸入者は、輸入申告書用紙を買入れ、これに必要事項を記入し、仕切書を添へ、協定稅率を適用されるものについては更に原產地證明書をも添へて、總務課の申告係に差出すと共に、輸入品の檢査をうけ、有稅品については更に納稅告知書を貰ひ、これによつて關稅を構內の支金庫に納め、その領收書を總務課收入係に示して輸入免狀の交付を受け、これを監視部倉庫係に差出して荷物を引取るのである。

國際貸借の理論

國民經濟の目的とする所は國民生活の繁榮を求めるの一事であつて、總べての經濟政策は其の基調を此の點に置かなければならない。一家の經濟に於て、收支の金額が常に平均して居るとか、或は時に支出が收入に超過して居るとか云ふやうな狀態であつたならば、其の經濟は不振の歎を免かれない。一家の經濟に於て、其の主體である現在の家長なり、又は前代、前々代の家長なりの勤勉努力に依つて、年々收入の一部分が蓄積され、其の蓄積された資本から利子利潤を生じて、後年家長となつた者の收入を補足したならば、一家經濟の運用は極めて安樂となる。若しそれ或年度の收入に加ふるに、既往に蓄積された資本の利子利潤を以てした金額を其の年度の收入とし、一方費用を節約して、剩し得たる所を資本の增殖に充てたならば、一家經濟の繁榮は殆ど窮るものなしと云へる。啻に、一家經濟の繁榮に資するに止まらず、斯く蓄積された資本に依つて、各種の生產業が起され、是等の事業から社會に必要なる物資を供給し、人々に適當なる職業を賦與したならば、其の國民經濟を利するの大なることも、亦論を俟たないのである。

右に述べた一家經濟の繁榮を遂げる法則は、大體に於て國民經濟にも之を適用するを得るであらう。今日の國民經濟に於ては、一國單獨の力だけでは、何としても國民の生活を完成せしめるを得ない。或一國と他の一國とを比較して考へると、氣候風土も異なり、天然の資源にも差があり、國民の技能、知識にも亦それ〴〵特長とする所があるから、一國は他國に對して、低廉なる費用を以つて、或物資を產出するであらうし、又他國の全然產出し得ざる物資を自國に於て產出するを得ると共に、他國も亦一國に對して同一の關係にあることを否定するを得ない。斯

くて國際間には此の關係から物資の交換が行はれ、互に自他の長所を生産上に現すことに勉めるのである。此の點に於ては、恰も今日內國の各地方に於て、それ〴〵其の地方の特殊の狀況に適應した事業が起り、他の地方に起つた事業と相對して國內に於ける交換が行はれ、分業の利益を關係者に與へるのと同一の道理に據つて、國際間の貿易が行はれ、又國際間の分業が認められるのである。

國際間に貿易の行はれるに當つて、輸出貿易を以つて輸入を購ふとか、輸入貿易に對する支拂に充てるのに輸出貿易を以つてすると云ふことは、彼の輸出超過を以つて、一國に富を吸收する唯一の手段としたり、輸入超過が繼續すれば、經濟的亡國の悲境に陷るとしたりする說と共に、一時世間に行はれ、今日に於ても尙一個の俗說として認められるやうであるが、輸出貿易と輸入貿易との間には、決して收支と云ふが如き關係の存するものではない。若しも兩者の間に斯かる關係が存在し、一方に收得する所を以つて、他方の決濟に充てるとしたならば、兩者は必ず金額に於て符合す可き道理であり、一年二年は時に均衡を失ふことがあるとしても、長い歲月の經過する內には、均衡の保たれなければならぬ道理であるのに、之を事實に徵するに、一國に於て輸出貿易と輸入貿易とが相均衡するが如き、若しも事實であつたとすれば、偶然の出來事に止まり、普通の例から推せば、一國は輸出超過國か、輸入超過國かの孰れかに屬するし、又國に依つては、或時期には輸出超過國であつて、他の時期には輸入超過國と爲るが如き變動を生ずることが多いのである。

何故に貿易上に於て、輸出入が均衡を保たず、或國は輸入超過を生じたり、他の國は輸出超過を生じたりするのであるかと云へば、此の事たる今日國際間に於ける經濟的關係の複雜であることの結果、一國と他國との間に交涉する所は一の貿易のみに止まらず、他に海運業に於ける運賃、保險業に於ける保險料、仲介業に於ける手數料、外國漫遊者の內地消費金、外國移住民の內地送還金、外國に投下された資金に對する利子利潤等が、一國と他國との間に授受されて、債權債務の關係を生じ、債權科目に屬する收入額が債務科目に屬する支拂額に超過して居る國は、其の超過額に對する部分の支拂を商品の形で受取るから、自然輸入超過國となるし、債務が債權に超過して居る國は、其の超過額に對する部分を商品の形で支拂ふから、前者と正反對に自然輸出超過國たらざるを得ない。即ち一國の輸出貿易と輸入貿易とは均衡を保つものではないが、債權に屬する收入と債務に屬する支拂とは必ず一致し、輸出貿易は前者に、輸入貿易は後者に配屬せしめられ、貿易關係以外の收支の「バランス」如何に依つて、或は輸入超過國となつたり、輸出超過國となつたりする。故に一國が外國より利子利潤を收納したり、運賃手數料を受入れたりして、國際貸借上に債權を持てば、恰も輸出に對して輸入の行はれるが如く、右の債權に對して、必ず商品の輸入されるものであつて、斯くて國際貸借の均衡を保つに至るのである。サー・ロバート・ギッフェンは十九世紀に出現した英國の經濟學者中、最も正確に、又最も精細に國際貸借の理論の研究に從つた人であると云へる。而して氏はある場合には、英國が外國に輸出した資本に對する利子收益に依賴して、輸入超過を決濟するを得る道理を擧げて、英國の經濟的繁榮の此所に繫がることの大なる所以を說明したが、他の場合には、外國の競爭に依つて、對外債權の收入の增加する勢の抑制されるや、之を以つて英國民が諸外國に就て、原料品や食料品の供給を仰ぐに

就て、大なる妨碍を及ぼすものであるとして、國民に警戒を加へることに力を致した。而して上記の如き債權の收入を以て、所謂「無形の輸出」（Invisible Exports）であるとした用語を創造して、後に傳へたのは、實にギッフェン氏である。蓋し對外債權の收入は商品の如く形に於て見るを得ないが、實際には商品の輸出されたと同一の效果あるものであるとしたのであつて、是れは後日彼のハートレー・ウヰザース氏が對外放資に依つて、利子利潤を回收することを目して、「利札の輸出」（Exports of Coupons）と稱したのと、同巧異曲の言と認められる。無形の輸出にした所で、利札の輸出にした所で、既に一方に輸出が行はれて居る以上は、他方に此の輸出に對するだけの商品の輸入が行はれ、無形の輸出に對して、有形の輸入のあることの爲に、商品の輸入超過が貿易上に現れるのは當然であつて、斯くの如くにして輸出入は不平均であつても、國際貸借の均衡は必ず求められるのである。

一國が商品の輸出を以て、同一金額に於ける商品の輸入を購つて居る場合には、恰も私人經濟に於て、其の主體たる私人が當時の收入に依つて生活上に必要とする費用を支辨すると同じく、生活の狀況に於て收支切迫せる趣きを免かれない。幸に其の人の健康が維持され職業が繼續して行けば、經濟の維持に支障を告げないやうなものの、是等の點に不祥の變動が起つたならば費用を辨ずるだけの收入を得られず、其の差は借金なり救助なりに依つて、之を塡補せざるを得ない。之と同じく、輸出入略〻同額であつて、輸出を以つて輸入を決濟して行く國に於て、天變地異其の他豫想すべからざる事件の爲に輸出が激減し、一方に輸入が內國民の生活、又は國民產業の維持に必要なることの關係から行はれる爲に、何としても之を抑制するを得ない狀態に居つたとしたならば、輸出入の不均衡は其の國に於て新に債務を他國に負ふことに依つて決濟するの外に道なきに至る。而して一旦債務を負うた以上は、年々其の利子を拂ふ點に於て、或時期の後に至れば、元金を決濟する點に於て、是等に相當する商品を輸出して、之に當らなければならない次第であつて、此の商品を產出するに必要なる資本の運用や勞力の供與に於て、正に債權國に貢納を致すと同樣の關係に立たざるを得ない。此の負擔が曩に外國物資の輸入超過に依つて得た利益と均衡を保つかどうかは、一個の疑問に屬するであらう。

我が國に於ては、貿易上の狀況を觀察して、多數の人々の間に如何なる感想が懷かれるかと云ふに、輸入超過が續けば、必ず經濟社會の前途を悲觀する一方に、輸出超過が續けば、其の反對に經濟社會に何等か利益の齎されるを得るが如くに樂觀すること、恰もマーカンチリズム時代に於ける議論と擇ぶ所あるを知らないのである。然しながら如何に輸出超過であるからと云つて、或國が外國に爲す可き義務を荷つて居つて、之を決濟する爲に多額の商品を輸出し、斯くて其の輸出が輸入に超過するものであつたならば、何等喜ぶに値しないと共に、如何に輸入超過であるからと言つても、其の輸入の超過は一國に之を決濟するに足る確乎たる對外債權の收入あつて行はれるものであれば、毫も意に介するに足らないばかりでなく、却つて外國から低廉なる價格の物資を容易なる條件の下に、內國に供給せしめる所以として歡迎しなければならない。獨逸は曾て聯合諸國に對する賠償金として、一千三百二十億金馬克の債券を發行し、五分の利子の外に一分の減債基金を拂はなければならぬ其の上に、每年二十億金馬克の金額や、輸出貿易に對して二割五分に相當する金額を支拂つたのである。而して獨逸は何に依つて此の支拂を果

したかと云へば、貿易上に於ける輸出超過に依るの外はなかつた。此の場合に獨逸の貿易に、輸出超過の現はれるのは、畢竟獨逸國民をして聯合諸國に償金と名づくる貢納金を支拂ふ爲に、餘分の勞働と餘分の資本運用とに當らしめたものである。然も當時の獨逸の情勢に於ては此の輸出超過すら尙之を期し難き爲に、煩悶して居たのであるから、獨逸の窮態誠に憐む可きと同時に、輸出超過の必ずしも喜ぶべきものに非ざる所以は、此の一事に依つて優に之を理解するを得るであらう。

輸入超過に對して、我が國に於て兎角悲觀論の生ずることに就ては、多少の酌量すべき事情を存する。第一、國民が一時の投機熱に驅られて、無謀なる消費を試み、多量の不生產的消費に屬する物資を輸入したとか、第二、輸入される物資は機械とか、原料品とか言ふやうな生產資料であつても、共れが內國の事情に固定して、直ちに生產上の能力を發揮するに至らないとか、第三、輸入貿易に對して、之を支拂ふ確乎たる收入を持たない。輸入は曩に其の國に於て外國から借入れた資金に對して行はれたり、結局今日行はれる輸入に對して、將來債務を外國に起して、決濟に充てる必要を生じたりする場合に於ては、輸入超過は一國の經濟生活上に不良なる影響を及ぼさゞれば已まないであらう。第一の場合は日本に於て好景氣が進んで、國民に浮華輕佻の風の生じた時に常に起るところであり、現に歐洲戰後の成金時代に於て、其の盛なるを見た。第二の場合は是も日本に於て、好景氣の漸く勃興し來つて、投機熱勃興時代に推移せんとする際に現はれる事相であつて、棉花や、機械などが多量に輸入されながら、それが製造品と爲つて、更に外國に輸出されるかと云へば、其の時の來るまでに或期間を要し、其の期間に投機熱勃興時代の常として一般物價が騰貴し、生產費も亦增進して既製品としての販路を外國に得るに難き事情と爲り、當業者をして現に生產品を有しながら尙資本固定の現實苦を嘆ぜしめるに至る。第三の場合は、これ亦日本が日露戰爭後から歐洲戰爭前に至る七八年間、常に實驗した所であつて、當時の實際を云へば、政府や民間事業家が外資を輸入するから、商品の輸入超過を惹起し、商品の輸入超過が起るから、之を決濟する爲に、外資を得なければならぬこととなり、斯くて我が國には外國の物資は盛に流入し來るが、一方には外債が山積し、輸入される物資の內には、不生產的消費品があり、生產的消費品であつても、尙固定停滯して再生產の用を爲し難き一方に、外債の負擔は歷々として我が國の財政に及び來るといふことが、當時に於ける我が國經濟社會の痛根事であつたのである。

斯くの如き諸種の關係に依つて、輸入超過が一國に不利の影響を及ぼす、殊に其の超過が當業者の投機的取引に基づき、生產上の意義を有しない、之を有するとしても其の現はれるには或る時期を要し、其の間資本を生ずる恐れある場合には、中央銀行たるものは宜しく將來經濟社會の推移す可き狀況を察し、市場に警戒を與へる意味に於て金利步合を引上げることは最も必要の處置である。輸入超過が或期間繼續して、其の決濟に金貨の拂出を以てしたならば、結局金融市場は壓迫され、金利步合は上進し、有價證券の市價は低落する等、種々面白からぬ事相に接するに相違ないが、斯かる效果の生ずるに先だつて中央銀行が或程度まで金利步合を引上げることは、投機的取引の勃興から生ずる輸入超過を抑制し、經濟社會に起らんとする變動を寡少ならしめる所以であると解される。

かくの如く觀察すれば、我が國一部の人士が時に我が國に起る輸入超過に臨むに、悲觀的態度を以つてすること

も、强ち不條理の事でなく、又必ずしも一片の杞憂として斥け去るを得ないが、玆に一國に於ける輸入超過であつて、無害有益とすべきものがある。それは何であるかと云へば、一國が國際貸借上、債權國の地位に居り、債權の收入が年々確實に國內に回收され、一方輸入超過の金額は債權收入額以內に止まる場合であつて、斯かる場合に於ては、吾人は輸入超過をもつて經濟的繁榮の證左であるとし、又輸入超過が多ければ多いだけ、經濟的繁榮の加はつたものと見ることが出來るのである。然しながら一國が國際貸借上、債權收入を持つとした所で、其の債權收入といふのは、所謂貸方勘定の收入であり、貸方勘定に屬する收入の借方勘定に屬する支出に超過した部分であつて、其の內容に至つては、國に依つて千差萬別の有樣であると共に、內容の如何が一國の經濟的運命を決定するに、重大なる關係を持つのである。何を以つて國際貸借に於ける貸方勘定の內容とするか、諸國を通覽して、其の主なる項目とすべきものは、

第一　對外放資に對する利子又は利潤
第二　海運業の運賃
第三　各種の手數料、保險料
第四　海外に於ける移住民、出稼人等の內地に對する送還金
第五　內國遊覽外國人の內地消費金

であつて、如何なる國が右項目の何れに重きを置いて居るか、又何れを閑却し居るかと云ふことは、國情に依つて、著しく相違することを免かれない。例へば之を英國に就て見れば、同國の對外債權收入は主として第一項から第三項に至るものであつて、第四項の如きは絕無であり、第五項も亦殆ど數ふるに足らない。歐洲戰爭前に於ける英國の對外放資は三十五億磅であつて、サー・ジョージ・ペイシュの計算に據つて、それが平均四分二厘餘の利廻りに運用されて居るといふことであつた。而して對外債權收入の各項目は、

對外放資の利子利潤	一五〇、〇〇〇、〇〇〇磅
運　賃	九〇、〇〇〇、〇〇〇
手數料、保險料	三〇、〇〇〇、〇〇〇

を合せて、二億七千萬磅に上るものと計算され、一方に年々一億三四千萬磅を數へる輸入超過額は、之を右の對外債權收入から決濟し、殘つた收入額一億三四千萬磅の大部分は海外に於ける新放資に充て、他の小部分は之を金貨金地金の形で內國に回收した次第である。英國の國際間に於ける經濟上の地位が斯かる狀態にあつたものとすれば、幾ら外國から輸入される商品が多くして、輸入超過を現出したとしたところで、之に對しては決濟の道が定まつて居る。而して輸入される商品、輸入超過の依つて生ずる商品は專ら原料品や、食料品であるとすれば、英國が對外債權收入を持つことは、內國民の必要とする食料品、內國工業家の需要する原料品を最も低廉なる、又有利なる條件の下に、獲得する所以であつて、輸出工業國としての英國の地位は正に此の點に於て、最も鞏固に築き上げられたものと認められる。

更に此の機會に於て、吾人の攻究を要することは、資本輸出國又は國際貸借上に於ける債權國としての英國と、國際金融中心市場としての英國との關係であつて、私はこれら二個の事實が何としても不可分の關係を持つものであることを斷言して憚らない。蓋し國際金融中心市場として、有すべき最も重大なる資格を數へれば、第一、其の市場に於て人々の有する債權は何時に於ても之を金に引換へ得られること、第二、斯く引換へられた金は其の所有者の好むところに依つて自由に外國に輸送され、其の輸出に就て何等妨碍の加へられないこと、第三、諸外國から到來する資金調達の交渉に對して、多くは滿足を與へ得ることの三點に歸着する。一の金融市場が相當の發達を遂げた曉に於ても、盡くこれらの三資格を具備するのは、容易の業でないのであつて、之を具備するには國際貸借上に於ける債權國として、著大の勢力を擁することを必要とする。英國經濟上の環境の如きは、戰前に於て正に此の地位に達したものであつて、前記の如く每年對外債權の收入を以て輸入超過を決濟した後に、尙殘る一億三四千萬磅の大部分は其の儘外國に於ける放資を充當塡補しても宜いし、或は金貨の形で國內に回收しても毫も之を妨げない。孰れの方面に向つて、對外債權收入の如何なる割合のものが供されるかは、年來の習慣に依つて、自ら定まつて居るに相違ないが、此の略〻定められた割合が時に異動することのあるのは、一に英國に於ける英蘭銀行の割引步合引上に依るものと認めなければならぬ。即ち英蘭銀行の金利引上げに依つて、內國金融の狀勢が自ら緊縮し、市中諸銀行も亦それ〴〵割引步合を引上げ、市場に行はれる一般の金利步合を高からしめたならば、其の時まで外國に在つて、其の儘放資の道に就かうか、或は內國に歸還して利殖の便を求めようかと、迷つて居つた對外債權の收入殘額は內國に於て、高利に依つて運用されることが有利であり又便宜であるとし、續々內國に歸還する勢を生じ、其の結果は必ず金貨の回收となつて吾人の眼前に現はれざるを得ない。かくて從來英蘭銀行が割引步合を引上げれば、恰も物の響に應ずるが如く金貨の內國に流入し來るのは、斯く外國に彷徨しつゝある對外債權の收入あるの故に歸すべきであり、既に斯く自由に金貨を吸收する自信あればこそ、英蘭銀行は何時と雖も其の所有する金貨の外國に拂出されることを意に介せず、倫敦をして自由金市場たらしめ、斯くて國際金融の中心點として必要なる條件を備へしめたのである。即ち斯くの如くにして國際金融の中心點であることゝ、國際貸借上に於ける債權國たることゝの關係の不可分である所以が說明されるのであつて、若しも英國にして債權國として優越して居らず、又隨つて金貨を自由に外國に供給するを得なかつたならば、國際金融の中心點たるを得なかつたことは論を俟たないのである。

斯かる事情の下に、債權國として將又資本輸出國としての英國の經濟が營まれ、又榮え來つたものであるとすれば、其の裏面に於て國際間を通ずる平和の維持と云ふことが、英國に取つて絕對必要である一事は、何人も之を想像するを得るであらう。唯他の諸國が極端なる軍國主義を持し、武力に保護されて經濟の發展を謀ればこそ、英國も之に誘はれて軍事上の力を張り、以て他に對抗することを期した。而して千九百十四年に於ては遂に歐洲戰亂の渦中に投ずるに至つたのであるが、此の戰爭が英國經濟の基礎を撼搖することは甚だしきものであつて、國民をして一時は國を擧げて魔神の襲ふ所となつたかの念を懷かしめたやうであつた。魔神の一つは戰時に於ける輸入超過の激增であつて、他の一つは對外債權收入の減損に外ならない。平生の經濟狀態であれば輸入超過は一億三四千萬

磅に止まつたのであるから、二億七千萬磅の對外債權收入を以つて之を決濟して、尙若干の殘餘を見るを得たのであるが、英國戰時の輸入超過は平時に二倍し、三倍し、千九百十八年に於ては七億八千三百七十八萬六千磅といふ多年來の記錄を打破する巨大なる數字を示すに至つた一方に、對外債權の收入中、對外放資の利子收益は諸外國並に殖民地の經濟狀態が戰爭に依つて攪亂されるに隨つて兎角怠納勝ちとなり、運賃や保險料の收入は戰時英國の船舶が兵員や糧食を運搬する爲に政府に徵發されたことゝ、獨逸潛航艇の跋扈、並に獨逸の潛航艇封鎖に脅かされて船舶の航行の萎縮したことゝの結果著しく減少し、手數料の收入に至つては、戰時財政の急を支持することの必要から、倫敦市場に於ては到底他國の金融上に於ける要求に應ずることが出來ず、遂に政府自ら進んで資本の輸出を制限し、禁止する方針に出でた程の次第であつて、此の種の收入の如き全滅に歸することゝなつた。即ち一方には對外債務が增加して、他の一方には對外債權の收入が減少したとすれば、其の間のバランスは何に依つて決濟されるであらうか。之を決濟する道は第一、內國所在の金貨を拂出すか、第二、外國に有する債權元金を支拂の用に充てるか、第三、外國に債務を起し其の收入を支拂に振替へるか、三策の中一つを行ふより外はない。然も英國は世界に於ける金の分配を支配する權能こそ持つて居るが、國內に存する金は餘りに多くないし、又之を拂出すことは戰時に於ける金融市場の安全を保つ所以でないから、第一の方法は實行の域に達せず、自然第二第三の方法が併用されて、戰時英國は年來增蓄した對外債權の一部分を喪失すると共に、新に外國に債務を負ふこととなつた。此の勢をもつて進んで行つたならば、英國經濟的優勢の基礎は全然破壞されざるを得ない。戰時に於て英國に食糧の不足したことも、國民に取つて大なる苦痛であつたに相違ない。陸に於ては獨逸の飛行船、海に於ては獨逸の潛航艇がそれ〲暴威を逞しうすることも、英國民に取つては、甚だしき脅威であつた趣を失はない。然しこれらの苦痛や、脅威は固より一時的のものであつて、戰爭が過ぎ去れば何人の記憶にも殘らない。唯、戰後英國の經濟に對する脅威として、殘された所は對外債權の減損と輸入超過の激增とであつて、如何に英國官民が此の逆勢を凌駕し、將來の運命を打開するかは、一個の重要問題であつて、英國々運の盛衰は一に其の解決に繫がるものと見られたのであつたが、最近の狀勢から判斷すれば、英國の經濟社會は著しく順境に向ひ來り、戰爭の爲に破壞された經濟上の基礎も漸次恢癒するに至つた。其の證左として私が玆に擧げんと欲するものゝ第一は、貿易上の逆勢の次第に抑制されるに至つたことであつて、曩に掲げた千九百十八年に於ける輸入超過七億八千三百七十八萬磅を以つて、入超額の最高記錄とし、爾來漸次減少することゝなり、

一九一九年	六六二、七七二千萬磅
一九二〇年	三七五、四二六
一九二一年	二七六、四三九
一九二二年	二七九、六四四

と云ふ數字を示すを得た一方に、此の入超額の決濟に充てられる對外債權の收入は如何に爲つたかと云へば、受取勘定の純額は、

	一九二二年	一九二三年
對外放資の利子利潤	一二〇百萬磅	一七五百萬磅
海運業運賃	三四〇	一一〇
手數料	四〇	三〇
合計	五〇〇	三一五

となることが計算された。然らば對外債權の收入額は輸入超過額を決濟して、餘りある次第であつて、其の餘れるものが新に對外放資に供せられること丶なる。即ち戰爭中對外放資は永く杜絶するの已むを得ざるに至り、殊に內國に於ける資金調達の必要に迫られて、政府自ら資金の輸出を制限し、禁止したが、右の如き形勢の展開と共に、外國竝に殖民地に對する放資も

一九二〇年	三九、五二八千磅
一九二一年	一一二、八〇一
一九二二年	一三〇、一五七

と云ふ數字を示したのであるから、大體に於ては英國の經濟的國運が、戰前の優勢に復歸する端緒に就きつ丶あることは、之を爭ふを得ない。而して英國の經濟恢復を齎した事由、斯くの如く英國が早く戰後の經濟恢復に成功し、戰前に於ける經濟的優勢を近き將來に再現せしめるに至つたに就ては、決して何等の負擔を荷はず、又犧牲を拂はずして、獨り其の效果ばかりを收めたのではなく、種々の努力が含まれて居ることを知らなければならぬ。其の主なるものを列擧すれば、左の如くである。

第一　經費の緊縮　英國の經費は戰爭の影響を受けて、其の最も多く膨脹した際、即ち千九百十九年度に於ては、二十九億七千二百萬磅となつたのであるが、それが同年以後に行はれた行政整理の效果に依つて、

一九二〇年	一、六四二百萬磅
一九二一年	一、二七一
一九二二年	一、〇三九
一九二三年	八一六

と減縮され、かくて生じた歲計上の餘裕を利用して、千九百二十三年度の豫算案に於ては、減債基金の繰入れと、或程度の減稅とを併せ行ふに至らしめた。是が時の大藏大臣ボールドウヰン氏に對する世間の信用を增進せしめる原因となり、政治上の閱歷に於て比較的後進である同氏をして、幾多の先輩を淩いで、ボナー・ロー氏に代つて、內閣を組織する事實を生ぜしめたことを考へたならば、經費の縮少が英國經濟社會の危機を救ふに就て、資する所の少なからざりしは論を俟たない。

第二　斯かる財政狀態の改善は英國の信用を高め、最近數年間に於て國債市價に十點以上の騰貴を來さしめたことは、著しく英國の金融諸機關に於ける資產狀態を鞏固ならしめると共に、銀行に就て資金の融通を求むる者の融

通力を大ならしめ、此の一事が商工業の伸張を促すに、大なる效果を及ぼすに至つた。

第三　政府の經費に著しき緊縮の加へられたことは、物價の下落を促し、物價下落の勢の引續くことは自ら金利歩合の下落を惹起することゝなつた。英蘭銀行の割引歩合が千九百二十二年七月十三日以來三分に引下げられ、諸種の金利歩合の二分臺に居るが如き、英國の金融の如何に緩漫になつたかを示す證據であつて、經濟上の機運の恢復した、商工業の復活した、物資生產高の增加したことの偶然に非ざる所以を知るに難しとしないであらう。然り、斯く金利の低落するに至るまで、英國民が金利の高きに苦しんだことの尋常一樣でなかつたことは、吾人の諒察に値する所である。

第四　右の如く英國に於て公債の市價が上進し、金融が緩漫になつたことに就いては、政府の財政の立て方が與つて力ある一事を認めなければならぬ。即ち英國の國債は戰前七億一千一百萬磅に過ぎなかつたものが、千九百十八年三月末に於て五十九億二千百萬磅に增加し、人をして其の增加の急なることに一驚を喫せしめたが、戰後に於ても財政整理の方針の確立しなかつた爲國債現在高は相次いで增加し、千九百十九年末に於ては八十億七千九百萬磅を數へた。而して其の募集の容易でない結果、「政府紙幣勘定」に於て國債を引受けしめた爲、一方に國債が發行されると同時に、他の一方に政府紙幣の增發を促すことは免かれ難きところであつて、同紙幣の發行高は千九百二十年末に於て三億六千七百六十二萬磅に達し、其の大部分は國債所有高を代表して居つたが、千九百二十年來國債現在高の減少すると共に政府紙幣の發行高は回收され、通貨制度を健全のものたらしめると共に、財產を通じて、金融を壓迫する弊を除去することに努力した事實は明瞭であり、斯かる壓迫が除かれて金融が常調に復したものと、見なければならぬ。而して曩に掲げた千九百二十年以後の對外放資の如きも、英國の低廉となつた金利歩合に比較して、諸外國竝に殖民地の金利歩合が高貴であればこそ行はれるのである。斯かる狀勢を作るに就て最も有力なる原因となつたものは、政府の非募債主義であるとすれば、政府が此の主義を確立し又維持するに當つて、自ら荷つた勞苦は甚だ大なるものとして、稱揚しなければならないのである。

國際貸借と一國の國際經濟との關係から、英國國際貸借の實際問題に逸して多くの紙數を費したが我々は再び國際貸借の理論に關する研究に立ち戻りたいと思ふ。一國が國際貸借上に於て債權國たる地位を擁し、債權の收入に依つて、外國から物資を輸入することの如何に有利であるかと云ふ事實は旣に說明したところであるが、債權收入の內容には種々の相違があり、其の內容の相違が一國に於ける經濟の立て方に大なる影響を及ぼすのである。債權收入の種類を解剖して、吾人の第一に擧げんとするものは、對外債權の利子利潤の二者であつて、これらの收入たる、要するに一國が或程度まで資本の蓄積に於て成功し、金利歩合が低廉となり、其の蓄積された資本が外國に輸出された結果として、生ずるものに外ならないが、此の收入の生ずるに就ては、二種の道がある。一は內國の資本家が外國の債券類を買入れて、其の利子を收得するものであつて、外國人の經營に係る外國株式會社の株式を買入れるが如きも、之に類する。要するに資本家は內國に居りながら、外國に放下した利子を獲得しようとするものであつて、外國に對する資本の運用法としては、最も危險の少ない代りに收益歩合も亦低いことを免れない。他の一

は資本家なり、或は其の代表者自身なりが親しく外國に赴いて、適當と認める事業を經營し、之に其の必要とする資本を注入する。斯くて資本家の獲得するものは資本の貸出に對する單純の利子に止まらず、利子に利潤を加へた金額となる。斯くて國民の對外的企業心は大なる刺戟を受けるに止まらず、單純なる利子を收得する場合と違つて、外國に於ける企業の繁昌するに隨ひ、假令其の使役する勞働者は外國土着の者を以つてするとしても、內國に於ける多數の青年を事務員として外國に簡派し、彼等をして對外企業に親しましめ、他日の大成を謀る素地を作らしめる。更に內國の資本家が外國の債券を引受ける形に於て資金を輸出する場合には、其の資金が如何に運用されるかは、一に外國債務者の自由なる處置に一任され、資本家は之に對し、干涉し容喙する權利を持たないが、若しも彼等が自ら外國に於て事業を經營する場合には如何であらうか。資本家は其の認めて可なりとする所に資本を運用して、最大の利潤を獲得することに勉めるばかりでなく、更に一步を進めて、自國經濟社會の發展に必要なる資料の供給を豐富ならしめるやうに、對外企業の方針を向けることも出來る。資本家が資本家である上に、內國に於て或事業を兼營して居り、而して資本の一部を外國に輸出する場合に、其の輸出に關聯して、

第一　輸出される資本をもつて、必ず自家の工業に於て必要とする原料品の生產なり、又は其の生產に便する未開地の開發に供すること。

第二　右の働きを圓滑ならしめる爲に、資本輸出國は資本の供給を受ける國に向つて種々の經濟的利益を獲得するに力めること

第三　輸出される資本の一部として、資本家自身の製造した機械の類を供給したり、又は資本供給の附帶條件として、右の機械類を購入せしめること、

の諸事實の行はれるのを見るのである。

かやうに觀察したならば、一國が單に外國に債券買入の形で資金を供給するのと、企業經營の形で資金を注入するのと、利害孰れに在るかは之を知るに難しとしない。前者に傾いたならば、國をして一個の金貸國たらしめるのであつて、假令、高利に資金を利殖するの利益は之を收め得るとしても、富家翁が他人に資金を貸付けて、利息日步の勘定に忙殺されると同じく、何等直接に企業を獎勵する效果を奏せず、單に自己の嚢裡を肥すに止まり、國民をして萎縮退嬰的ならしめるの傾きを生ずるに反し、國民が海外萬里を遠しとせず、自己の支配し得る富を齎らして、企業に從事する此の精神が軈て發展し、其の國をして國際經濟上に有力なる地步を占めしめるに至るのである。資本輸出國の立場から觀察して、英吉利と佛蘭西との異なるところは、單に外國に供給されて居る資本の分量の多寡ばかりではない。此の外に輸出される資本の形式に異なるところあるの一事は何としても看過すべからざる事實である。即ち佛蘭西人の鄉里に愛着する念に强く、又對外的企業の精神に乏しく、或る一つの目的に向つて邁往精進する力に乏しき結果は、彼等をして若干の利鞘を貪る爲に外國に資金を供給せしめても、尙外國債の應募、外國會社の社債買入等を重なる形態の放資法たらしめる。斯くて對外放資は佛國資本家をして懶惰安逸の民たらしめることに一步を進めたかも知れないが、此以外に彼等の對外企業心を刺戟したとすることは出來ない。之に反して英

國の對外放資に於て、特色とする所は如何なる點に現はれるかと云へば、債券の買入よりも、企業其ものに重きを置くの一事である。是れは英國人が從來一個の島國に生活する國民として、外に發展する精神を備へ、又少年時代の敎養に依つて此の精神を練磨され、天涯地角如何なる處にも一家一族を擧げて移住し、其處に新なる天地を開拓する性質に富む結果であつて、斯くて英國の對外放資をして必ず對外企業に伴はしめる。上記の如くサー・ジョージ・ペイシュが歐洲戰前金利の平準の低かつた時代に、英國の對外放資が四分二厘の利廻りに當ることを計算したのも、畢竟對外放資の內に、對外企業に關係する資本の少なからざる結果であつて、若しも國民の多數に對外的企業心を缺き、金貸國を以て外に對するが如き根性であつたならば、利廻りは遙に低きに居らざるを得なかつたことと想像されるのである。

私は對外放資に關する英佛の比較論から進んで我が國の對外放資に及びたい。我が國に於ける對外債權の收入が如何なる內容に居るかは姑く措き、一片の希望を表白すれば、我國民は決して單純なる金貸を以て、外國に望むべきものでなく、寧ろ對外企業者を以て、任じなければならないと考へる。日本が面積三百九十一萬三千五百六十平方里を有し、人口三億二千六十五萬人を養ふ支那を隣國に持つことは、經濟立國の上に、大なる意義を持つ次第であつて、此の意義を闡明して、日支經濟政策の根柢を確立するの必要なるは論を俟たない。

日本の工業は之を率直に云へば、今日の規模に於ける發達を維持しようとか、又は今日以上に發達を企圖しようとかするには、先づ何としても原料品確保の道を確立しなければならない。私が原料品確保と云ふのは、

第一　原料品の供給が豐饒であり、將來益ゝ豐饒となる見込のあること。

第二　外國に就て原料品の供給を受ける場合に、其の供給が廉價で、又運送に多くの期日費用を要せずして、得られること。

第三　原料品の代金を支拂ふ爲に、我が國の外國に輸出する物資、我が國の外國に供給する勤勞に對して、成るべく相手國に於て、確實なる需要の存すること。

の三點である。若しも北米合衆國の如き、天惠に富んだ國に於て企劃される工業であれば、原料品問題の如きは、第一の要件に就て顧慮すれば、即ち足れりとするを得るのであるが、我が國の如く如何なる種類の工業に就て之を見ても、原料品の內地自給と云ふことの望まれない場合には、勢第二第三の條件に顧みて、供給確保の策を定めなければならない。我が國の工業が近年長足の進歩發達をなしたことは、明白の事であつて、此の國土の狹隘なる我が國に於て、人口八十萬以上の大都會が全國を通じて、六つの多きを數へ、是等六大都市の人口が全國市區人口の一半以上に當るが如き、明らかに工業發達の爲に大都會に人口の集中しつゝある證據であり、他方農村に於て、頻りに農業勞働者の不足を訴へつゝあるが如き、亦以て工業發達の結果とすべきである。斯く諸種の工業は相當の發達を遂げたものの、其の原料品は多く海外から之を輸入する。然も其の海外と云ふ內には、我が國に對して、距離の遠く、隨つて我が國の勢力の及び難きものもあり、又今後其の地方の經濟的發達の狀態に依つては、何時輸出の阻害される虞れあるものもあるとすれば、我が國の工業の如き、現在の原料供給の有樣を以てしては、到底安んず

るを得ない。玆に於てか私は曩に論述した國際貸借の理論を支那に適用し、一方に日本の資本、日本人の經營能力を以て、支那に於ける富源を開發すると共に、日本の資本や經營能力に對して、受取る可き利潤なり、利子なりを斯く開發された原料品其もの〻形態に於て我が國に輸入し、以て原料品の供給を確保する政策を樹立することを必要とする。日本が從來英・米兩國と共に、支那に向かつて門戸開放機會均等を根本方針として臨んだ所以は、何の爲であつたか、ある一國または少數の國の支那に於て行ふ專恣獨占を旨とする經濟上の政策に依つて、門戸が閉鎖されたり、機會が不均等になつたりすることを恐れた爲に外ならない。果して然らば斯かる方針の支那に依つて遵守される限り、日本は其の趣意に基き、列國と相對して、資本に於て、經營能力に於て互に競爭を試み、支那人には埋藏された富源の開發される爲に生ずる利益を與へると共に、日本人としては、資本輸出國たり、又債權國たり得る素地を支那に求め、同時に原料品の供給を確保することゝしなければならないのである。日本が歐洲戰爭中、英佛露諸國の國庫債券を引受け、是等の國に對して債權を獲得するに至つたのは、我が國の金融史上に特筆すべき所であるに相違ないが、對外債權獲得法としては、佛蘭西流を學んだものであつて、我々の取らざる所である。而してその當時の內閣が支那に向つて成立せしめた借欵契約にした所で、支那政府と日本に於ける特殊銀行とを連結し、前者の發行する債券を後者に引受けさせたのに止まるものであるから、是れ亦すでに述べた、我が國民の企業的精神に基いた債權獲得法なりとするを得ないのである。

我が國は國際貸借上、債權國を以て見るを得るか、其れとも債務國とすべきものであるかといふ問題になると、時の狀況に依つて、自ら相違を生ずるほど不安定の嘆なきを得ない。歐洲戰爭當時、我が國の對外債權收入が著しく增加したのは、海運業の世界的活躍に依つて、運賃並に傭船料の收入の增加した結果であるが、兩者共に極めて不安定のものであつて、一般の場合に於ては其の減少することを至當とする。保險金・保險料の如きは受取る所と支拂ふ所と略〻同額であり、船舶の消費金に至つては、我が國の支拂ふ金額を以て多しとする。放資に伴ふ利益金は、我が國の支拂ふものより受取る方が多いやうであるが、對外放資の從來著しく不振であつた我が國に於ては、固より其の大なることを期し難い。斯の如く推究すると、我が國が國際貸借上、有利なる差額を維持するに就て、常に相當の力を爲して居る債權收入の科目は、海外出稼人の內地送金と遊覽外人の消費金との二種となるが、我々は斯かる二科目の存することは我が國民經濟の發展上必ずしも喜ぶべき現象とはなし得ない。

戰前獨逸の國際貸借に於ける債權收入は、額に於て必ずしも優良のものではなかつたが、それにしても利子利潤、運賃を重なものとし、假令、南北亞米利加に於ける小賣商人の內地送金はあつたにしても、出稼勞働者の送金は殆ど數ふるに足らなかつたであらう。斯の如き項目の收入を國際貸借の債權に持つのは、伊太利、露西亞、支那、日本等に於ける特有の事實であつて、詰りこれらの國に於ける國民生活程度が低い爲、一部の國民は生活程度の高い國に赴いて勞働し、然も其の國に定着永住する見込を持たず、又勞働者から資本家に進まうといふ希望をも懷かず、一日勞働に從つて生活上の必要を充し、其の上に剩し得た金額があれば之を本國に送金し、其の蓄積されるのを待つて、自身も亦本國に歸還しようといふ次第であつて、勞働者の內地送還金が國際貸借に於て、債權科目に上つて

居るが如きは、其の國の經濟が不振であることを證するものであつて、之を換言すれば人肉を輸出するものとするを得るであらう。私はそれよりも内國に諸産業が隆盛を極めて、國民生活の程度が上進し、出稼勞働者の送金の如き、之を意に介せざる狀態の出現することを以て、我が國に取つて却つて喜ぶべきところであるとする。

八　取引所

教授方針

商品價格の決定上重要なる役割を演ずるところの取引所の意義、取引所の種類及び組織、取引の方法、取引所用語等についてその大要を把握させるのが本課指導の主眼である。

本教材は金融教材並びに有價證券教材と密接なる關係を有するから、本來は金融教材並びに有價證券教材を取扱つて後にこれと關聯的に排列すべきものであるが、文部省要目においては全くこれを逸脫してゐるから、指導者はこれらの點を顧慮しつゝ指導を進めることが肝要である。

教授資料

市場と取引所

自足經濟時代即ち未交換經濟時代には、いふまでもなく如何なる形態に於ける商業も存在しなかつたけれども、職業的分業が次第に行はれるに至つて、初めて幼稚なる商業の形態が生れた。而してこの時代に於ける商業形態は所謂「市」であつて、それの行はれる場所を「市場」と稱した。今日尙四日市、五日市、八日市の如き地名の殘存してゐるのはその名殘である。市は實に今日盛に行はれてゐる日用品市場や卸賣市場の先驅をなしたものである。

日用品市場乃至卸賣市場の特色は、同時に多數の賣手と多數の買手とが同所に集合して賣買を履行するところにあるのであつて、これがために個々人が賣買を履行するよりも遙かに公平なる値段が保たれるのみならず、個々人にては到底捌くことの不可能なる大量の商品を迅速に賣買することが出來る。

取引所はこれらの市場の一層進歩したものであつて、一定資格を有する特殊の商人が同時に多數集合して、代替的商品を賣買するところである。代替的商品とはその品質が常に一定し、Aの一定量は常にBの同量によつて代表せられ得べき商品をいふ。この代替的性質を最も完全に具備するものは有價證券であるが、一般の商品にあつても銘柄を有するものは有價證券と同樣の性質を具備し得る。

代替的商品は、その品質が一樣であるから、賣買契約を締結するに際し、敢てその品質を一々點檢する必要なく唯品名を指示すれば足る。隨つて日用品市場等に於けるが如く、賣買の履行せらるゝに際して商品自體が現場に存在することを必要としない。

日用品市場は現物賣買の市場である。換言すれば、現にその場所に齎らされた商品の賣買を行ふ場所である。代替的商品の市場たる取引所にありては然らず、遠く數千里の外に在る商品も取引所に於ける賣買の目的物たるを得るのである。のみならず賣買締結に際して未だ存在してゐない商品、例へば將來收穫せらるべき穀物の如きものも亦よく賣買の目的物たり得る。それ故取引所に於ける賣買當事者は、啻にその附近または一國内に於ける需要供給の趨勢を考察するのみならず、全世界に於ける需要供給の趨勢を達觀し、又啻に現在に於ける需要と供給との適合を計るのみに止まらず、將來起るべき需要と、將來現はるべき供給とを豫想して賣買取引を結了するものであつて、要するに廣き場所と永き時とに亘る需要供給を集中して、最も迅速正確なる交換を行ふのである。

取引所の種類

取引所はその賣買の目的物の如何によつて、證券取引所と商品取引所の二種とする。

（A）證券取引所　は主として公債證書・株券・社債券等の如き證券を賣買の目的物とするところの取引所であつて、國により多少の差異がある。我が國に於ては實際上取引物件の大多數は株券であるから、證券取引所の名稱を用ひず「株式取引所」と稱してゐる。

（B）商品取引所　は銘柄若しくは標準品を以て賣買し得べき商品を取扱ふ取引所で、我が國に於ては主として米穀・生絲・棉花・綿絲・綿布・砂糖・豆糟等を取扱つてゐる。商品取引所には米穀取引所・砂糖取引所の如く單一商品を取引するものと、三品取引所の如く二種以上の商品を取引するものとある。

取引所の組織

我が國の法制によれば取引所は會員組織又は株式會社組織の中、その何れかを採らねばならぬ事になつてゐる。會員組織の取引所に於ては、その取引所を組織する會員に限り賣買取引をなし、株式組織の取引所に於ては一定の免許を受けた取引員に限り賣買取引をなす事を許されてゐる。從つて取引員又は會員以外の者にして取引所賣買を希望する者は、會員又は取引員に手數料を支拂つて賣買を委託しなければならぬ。このことは、宛かも一般商人が代理業者又は問屋業者に賣買を委託する場合と全く同樣である。

會員又は取引員にして不都合なる廉ある場合には、取引所はこれを除名し又は營業停止を命ずることを得る。我が國には會員組織の取引所は極めて少く、大多數は株式組織であることは左表によつて明らかである。

全國取引所一覽

會員組織の部

（名稱）	（取引物件）	（會員數）	（設立年月）	（所在）
小樽取引所	穀類肥料類	一八	大正三・一二・二七	小樽市
名古屋綿絲布取引所	綿絲	三六	大正二・五	名古屋市
大阪砂糖取引所	砂糖	三六	大正四・一〇・一	大阪市
神戸大豆粕取引所	大豆粕	一一	昭和二・三・八	神戸市
東京砂糖取引所	砂糖	二五	昭和三・一二・一	東京市

八取引所

株式組織の部

（名　稱）	（取引物件）	（拂込資本金單位圓）	（取引員）	（所　在）
東京米穀商品取引所	米、綿絲及豆粕	五、三七五、〇〇〇	六七	東京市日本橋區蠣殼町
東京株式取引所	公社債、株式	三三、五〇〇、〇〇〇	一二八	東京市日本橋區兜町
京都取引所	米、株式	三、五〇〇、〇〇〇	四六	京都市下京區
大阪堂島米穀取引所	清算正米	四、七五〇、〇〇〇	七六	大阪市北區堂島濱通
大阪株式取引所	公社債、株式	二九、五〇〇、〇〇〇	一〇七	大阪市東區北濱二丁目
大阪三品取引所	綿絲、棉花	二、七五〇、〇〇〇	六五	大阪市東區北久太郎町
横濱取引所	生絲、株式、米	六、五〇〇、〇〇〇	三一	横濱市本町南仲通
姫路米穀取引所	米	一〇〇、〇〇〇	三	姫路市光源寺前
神戸取引所	米、證券、生絲	三、一二五、〇〇〇	三七	神戸市楠町
長崎株式取引所	株式	二六〇、〇〇〇	一二	長崎市西濱町
新潟米穀株式取引所	米、株式	二〇〇、〇〇〇	一八	新潟市上大川前通
長岡米穀株式取引所	米、株式	一〇二、〇〇〇	一九	長岡市呉服町
桑名米穀取引所	米	一〇〇、〇〇〇	三	桑名町
津米穀取引所	米	一五〇、〇〇〇	二	津市新東町
四日市米穀取引所	米	一七五、〇〇〇	四	四日市市新町
名古屋米穀取引所	米	一、三〇〇、〇〇〇	二七	名古屋市西區米屋町
名古屋株式取引所	株式	三、三七五、〇〇〇	五八	名古屋市中區南伊勢町
岡崎米穀取引所	米	一〇〇、〇〇〇	四	岡崎市康生町
豐橋米穀取引所	米	一〇〇、〇〇〇	一四	豐橋市花田町
酒田米穀取引所	米	三〇〇、〇〇〇	八	酒田町
鶴岡米穀取引所	米	二五〇、〇〇〇	五	鶴岡市三日市
伊豫米穀取引所	米	一七五、〇〇〇	五	松山市末廣町
博多株式取引所	株式	八一五、〇〇〇	一五	福岡市上鰯町
佐賀米穀取引所	米	二〇〇、〇〇〇	九	佐賀市松原町
熊本米穀取引所	米	三〇〇、〇〇〇	七	熊本市鹽屋町
金澤米穀取引所	米	一二五、〇〇〇	一四	金澤市十間町
高岡米穀取引所	米	一〇〇、〇〇〇	九	高岡市御馬出町
富山米穀取引所	米	一〇〇、〇〇〇	五	富山市殿町
岡山米穀取引所	米	一〇〇、〇一〇	一七	岡山市上石井
廣島株式取引所	株式	二六六、〇〇〇	一八	廣島市銀山町
下關米穀取引所	米	二〇〇、〇〇〇	一九	下關市東南部町
岐阜米穀取引所	米	一〇〇、〇〇〇	四	岐阜市三番町

（註）大阪三品取引所は初め棉花、綿絲、綿布の文字通り三品の取引をしてゐたが、此の頃では棉花綿絲の二品のみを取引してゐる。それ故厳格にいへば二品取引所であるが、名稱は三品取引所となつてゐるのである。

八　取引所

取引員の身元保證金

取引員は營業認可と同時に、取引所に身元保證金を納入せねばならぬ。その金額は一般十五萬圓、短期十萬圓、實物國債各三萬圓となつてゐるが、逐次增額したために、現在の處ではまだ全額納入濟になつてゐない。身元保證金は違約處分をされた場合に、取引所に優先取得權を與へられてゐる。即ち第三者の擔保權は、取引所の次位におかれてゐる。併し實際に於て、身元保證金受領書を擔保として借金した例は尠くない。短期取引員又は實物取引員が國債取引員を兼ね、若しくは國債取引員が實物取引員を兼ねる場合には、各別の身元保證金を納めることになつてゐる。

取引員に對する罰則

東京株式取引所の定款第三十八條には取引員の所罰に關して、左の如き規定を設けてゐる。

一　受渡を履行せざる者は除名

二　身元保證金、賣買證據金、賣買差損金、その他の計算差金、賣買手數料、繰延料、若しくは取引所稅を納入せざる者、又は附帶業務に由る債務の履行を爲さざる者は除名若しくは一ヶ月以上の營業停止及過怠金徵收。

三　身元保證金若しくは賣買證據金に付き、裁判所より差押へ命令等を受けたる場合、本所の指定期間內に、相當の金額を納入せざる者も右に同じ。

四　不穩當の賣買を爲し、委託者に對し契約の履行を怠り、その他營業上不信の行爲等ありたる者も亦右に同じ。

五　他人にその名義を貸與し、又は正當の事由なくして、二ヶ月以上に亙り賣買取引を爲さざる者。右に同じ。

六　自己の所有に屬せざる有價證券を身元保證金に代用したるもの、又は擔保に供したるもの等。右に同じ。

七　其他違法の行爲ありたる者。同上。

取引員は斯ういふ規定によつて、取引所の監督を受けるのである。東京、大阪の取引所に於て、每年二三人位、此の規定によつて罰せられるものがある。

公定相場

取引所に於ける賣買及投機取引の特徵は公定相場を作ることにある。公定相場のことを英吉利、亞米利加などではクオーテーション（Quotation）と云ひ、獨逸にてはプライスビルドゥング（Preisbildung）と云つてゐるが、是れが取引所の他の機關と異つたところである。

公定相場は如何にして作成せらるゝかといふに、取引所は東京とか大阪とか云ふ大都會の中央にあつて、そこへ總ての世間の需要供給を自由に集めることが出來る制度になつて居る。從つて賣らうとする人も買はうとする人も悉く此處に集つて來る。其の中には眞正の引渡を目的とする者もあり、投機を目的とする者も居る。是等の人々が衆人環視の前で物の評價を行ふと云ふのが公定相場を作る方法である。其の相場は高い時もあり、安い時もある。百株の賣買で公定相場が動くこともあり、一萬株の賣買で相場が動かぬこともある。其の作成方法に就ても色々ある。何れにしても多數の人が公然と相場を作るのであるから、其の出來た相場は必ずや權威のあるものと云はなけ

ればならぬ。時にはほんの僅少の賣買で相場が決定することもあるが、夫れだからとて權威がないかと云へば、決してさうではない。假りに其の相場に異存があれば、賣も買も勝手に出來、思ふやうに上げることも下げることも出來る。値段が安いと思ふ人は幾らでも買へばよい。さうすれば相場は上るだらう。又高いと思ふ人は幾らでも賣れば宜い。さうすれば相場は下るだらう。即ち何人も異存なきが故に相場は其處で決定するのである。故に唯の百株許りで値段が決まるにしても、其の値段と云ふものは衆人環視の前で作られたもので、公定相場として完全なものと云はなくてはならぬ。

外國では取引所の相場は日本に於ける歩み相場と同様、甲と乙、乙と丙と云ふ風に連續的に値を刻んで幾つも公表する。即ち百十圓、百十一圓、百十一圓五十錢、百十二圓といふが如くである。日本では定期取引で競賣買と稱する方法を用ひてゐるので、公定相場の數は極く少いのである。通常一種類の有價證券に就ては午前に二個、午後に二個の値段が作られる。米はこれと趣を異にして、一日中米といふ一つものを商ひして居るのであるから澤山値が付いて居る。又外國の相場は無數に出來るが其の內公定相場として最も權威ありとして世間に是認されて居るのは、市場を開きたる時の相場（日本では之れを寄付と云ふ）市場を閉づる時の相場（日本では之れを引値又は大引と云ふ）で、初めの相場と最後の相場との間に色々綾が出來て、其の間の一番高い相場と一番低い相場、此の四者を基準相場としてゐるのである。我が國の取引所法上に於ける公定相場なる觀念は右の說明と少しく趣を異にし、一日に出來た幾つかの相場を平均したものを其の日の公定相場と云ふことになつて居る。併し是れは法律上より定めたる公定相場であつて、經濟上より云へば、市場に於ける實際上の賣買値段は悉く公定相場と云つて差支へない。然らば何の必要ありて法律上特別なる公定相場の觀念を認めるかと云ふに、商法及競賣法に於て取引所の相場あるときは之れに據るといふやうな規定があつて、一日に一個の公定相場を定めなければならぬからである。

公定相場の效果

然らば公定相場は如何なる效用があるか、如何なる影響を經濟界に及ぼすか、是れは殆んど說明を要しない程明瞭な事實である。例へば有價證券の公定相場は有價證券を賣らう買はふと云ふ人に間違のない標準を與へる。又米や其の他の商品に就ても、農家商人其の他の者が取引所の相場を基準として賣つたり買つたりする。若し取引所の公定相場がないと假定すれば、地方々々で仲買人とか鳶とか云ふ連中が色々甘言を以て農家から安く米を買つて、消費者へ高く賣ると云ふやうなことになる。然るに東京や大阪の取引所の相場が毎日判るので、是れ位で賣らなければならぬと云ふ正確な判斷を農民等に與へ、商人の方も亦之れを基準として大體正確なる所で手に入れることになる。かう云ふ風に公定相場其のものは物の基準を示すもので、經濟上非常に效果があるものであることは疑ないのである。

取引所賣買の種類

取引所の取引は、株式取引所のそれが典型的なものであるから、こゝには株式取引所の取引について述べよう。株式取引所は實は證券取引所であつて、其處では株式は勿論の事、國債、地方債、社債も賣買される。その取引方

法は、大體三つに區分されてゐる。即ち長期と短期と實物とである。長期と短期とには、轉賣買戻しに依る所謂差金賣買が公認されてゐる。實物を授受せずして、取引を決濟することが出來るのである。それを稱して清算取引といふ。それによつて實物取引との區分が明示されてゐるわけである。現在清算取引の行はれてゐるのは、國債と株式とのみであつて、地方債及び債券類は實物丈けの取引しか行はれてゐない。

（A）　長期清算取引

一　限月制

大正十一年の取引所法改正以前は、株式の長期取引も期米と同樣に、三ケ月三限制であつた。明治三十五年に之れを二ケ月二限制に改めたときには、全國取引所の聯合反對運動によつて、忽ち元の三ケ月制に復歸させたものである。仍て最近の改正の際には、即時實行を避けて、二ケ年の準備期間（震災の爲の一年延期）を設け、結局十四年四月一日から實行する事になつた。而して取引所側も前回の失敗に徵して、二ケ月を三つに區分し、二十日每に受渡する事にした。奇數月は十五日、偶數月は五日と二十五日とを受渡日とした。ところが限月問題が再び勃興して、遂に昭和四年四月一日から改正令によつて、再び三ケ月三限制に復歸したのである。この制度では每月の月末を受渡日とするのであるから、取引の當事者にとつては大變便利なわけである。

二　證據金

イ　本證據金、委託證據金

株式の長期取引は我國特有の制度で、取引所が契約の履行を保證するものである。取引所は保證の責任を果たすために、双方の取引員から定額の證據金を徵收して違約豫防の途を講ずる。此證據金は帳入値段の百分の五十を超過せざる範圍内に於て任意に決定することになつてをり、之れを本證據金と稱へる。

取引員は取引所規定の本證據金を納入する義務を負ふと同時に、客方からその倍額の證據金を預かることが出來る。それが即ち委託證據金である。客方の信用が高い場合には、之れを預からぬこともある。

ロ　追證據金、增證據金

一定の値段で賣買契約が出來て、證據金が納入されてから、相場が本證據金に對して五割以上動けば、證據金の半額に相當する金額を納入せしめる。これが追證據金と唱へられるもので、相場が騰貴した時には、賣方から徵收し、下がつた時には買方から徵收するのである。相場の變動が甚しく、違約者の出る懸念がある場合には、取引所は臨時に證據金を徵收する。その額は本證據金の三倍以内と定められ、不穩の賣買をするものがあると認め、立會を停止した時などに、之れが實行される。

尙ほそれ以外に、本證據金に對し、割增證據金を徵收することもある。それは一人の取引員が、特に多數の賣買玉を建てた時に實行されるもので、買占め等を豫防する手段に供せられる。

ハ　豫納證據金

東京株式取引所の業務規定第五十七條には、豫納證據金に就いて、左の如く規定してゐる。

豫納證據金は相場に著しき變動ありと認むるとき、又は取引員が一時に巨額の賣買を爲さんとする場合に於て、新規賣買に對し、取引員の全部又は一部より、豫め之れを徵收することを得。その額は本所に於いて臨時之れを定む。

此規定も買占め賣崩し等の人爲策に對する豫防手段で、大抵は買占めの際に實行されるものであるが、昭和二年に某店の日魯漁業株賣崩しに對して、之を實施したのは一寸異例である。

以上の外に即時追證といふものがある。それは相場の急變した時に、即時に徵收するものであつて、通例證據金は徵收すべき事由の生じた日の翌々日の正午までに納入すればよいのである。巨額の即敷が徵集されるときには、取引員がその調達に苦しむといふ理由から臨時に休むこともある。

三　取引の方法

長期取引は取引所內に於て、競賣買の方法によつて行ひ、之れを長期の立會と云ふ。立會は一日二回を通則とし午前九時より初まるのを前場、午後一時より初まるのを後場と呼ぶ。前場の立會が正午以後に及ぶときは、後場の立會は延期し、若しくは全然立會を休止することもある。出來高が多いときには、帳簿の整理に長時間を要し、翌日の賣買に支障を生ずるからである。

現在東京株式取引所の長期立會場は、三ケ所に區分されてをり、第一部、第二部、第三部と稱へられてゐる。第一部の建株は日本郵船株を頭にして、新東株に至るまで三十數種、その中には最も重要な株式が包容されてゐる。第二部は東京灣汽船より日本石油新株に至るまで四十數種、炭鑛株、麥酒株、セメント株等が重要なもので、中には一向に取引のないものもある。

第三部には南滿鐵道株より日清製粉に至る六十數種を包容してゐるが、常住賣買あるものは半數に足らず、稍ゝ重要なのは電燈株、瓦斯株、製紙株である。

四　受渡と轉賣買戻

長期清算取引は三ケ月三限制であるから（昭和四年四月一日より）一ケ月每に賣買履行期日が來る。受渡期日がその月末のものを當限、翌月末のものを中限、翌々月末のものを先限といふ。假りに五月一日に當限を買へば、三十一日には買付けた株を受取らねばならず、中限を買へば六月三十日、先限を買へば七月三十一日に受取る事になる。賣付けた株を渡す場合も亦同樣である。處で清算取引の目的は正株の授受よりは、寧ろ相場の變動に基く差金の收得に在るから、見込通りに相場が動けば、正株の授受を回避するのを通例とする。正株の授受をしないで賣買約定を消滅させるのには、期日以前に轉賣買戻しをすれば宜しい。轉賣とは買付けた株を期日內に賣退くこと、買戻しとは賣付けた株を期日內に買戻すことである。例へば、五月一日に六月三十日限の鐘紡株百株を、二百五十圓で買付けたとする。期日前に相場が二百六十圓になつたとき、之れを轉賣すれば一株に付き十圓宛儲かる。即ち百株につき千圓の利益が得られる。その內から賣買手數料を差引いた殘額が、買方の利得になる。これを稱して買玉の利喰といふ。賣付けた後に相場が下れば、賣方は賣玉を利喰することが出來るわけである。

この反對に、買付けた後に相場が下るとか、賣付けた後に相場が上つたとき轉賣買戻しをすれば、その賣買は損勘定になる。その場合を指して「損見切り」といふ。思惑違ひと判斷して、賣買を切上げるといふ意味である。

差金取得を目的として、新規に思惑せんとするものは、大抵先物を賣買する。受渡期日が遠いほど、その間の變動率が大きい勘定だからである。

五　競賣買の方法

我が國に於ける取引所内の競賣買は、取引員並びにその代理人が市場に集合して、手を振ることによつて行はれる。是れは他國に類似なき獨特の方法である。

手の振り方は賣方なり買方なりが、立會當時の氣配に準じて、まづ買ふべき値段又は賣るべき値段を表明するによつて初まり、双方の意思が合致すれば、次にその株數を表示する。賣玉が買玉より多ければ、次第に値を下げて玉數と値段とが一致した處に至つて柝を撃つて、競合決定の合圖とする。即ち常に同數同値の賣買法によつて、相場が決められる。過剩分は値が決まる前に、轉賣買戻された形になる。客方はその日の相場が何處で決まるにしても、その値で賣買するといふ指圖をすることがある、之を稱して成行き注文と呼ぶ。此の種の注文を受けたのは、單に成行きで何枚賣ろ、又は何枚買ふと云へば宜しい。成行きの賣が多い時は相場が下がり、買が多ければ相場は上がる。それによつて初めて、賣買玉數が一致するからである。

（B）短期清算取引

改正取引所法によると、短期取引は七日以内に決濟される取引といふ事になつてゐる。即ち一週間以内を受渡期日とする取引である。之れは外國の取引方法を、その儘我が國に採用せんとしたものである。併し此の取引にも、乘替へ繼續といふ拔け道があつて、それによつて眞實の決濟を、無限に延長し得られる。外國では取引所手數料がない關係上それで差支ない事になつてゐる。

處が我が國では左樣なわけに行かず、短期取引實行以來、便宜上、短期の決濟期日を滿三十日間まで、延長し得ることになつてゐる。それは短期の賣買手數料が長期と大差なきほどに高く、七日毎に乘替へをしては、注文主がその負擔に堪へられないからである。

（C）實物取引

實物取引とは、取引所内に行はれる現物賣買である。現物の賣買は市場内よりは、仲買店の店頭、並びに各地仲買店の間に於ける電話取引の方が遙かに多い。但し市場内の實物取引は相手の尠い株の賣買には、都合の好い事もある。處で各地間に於ける仲買店相互間の現物取引は、短期取引に類似する場合が多い。差金の授受によつて現物の受渡に代へるからである。名古屋は東京と大阪との中間に在る關係上、其の地の仲買店中には、兩地間の相場の開きを利用して鞘取を行つて短期市場へ附け出して商内されるが、現物約定として置いても差支ないわけである。

取引所用語

取引所には數多獨特の言葉が用ひられる。次にその主なるものを掲げて見よう。

（イ）思惑　相場の高低を豫想すること、または相場の高低を豫想して賣買することをいふ。その賣る場合を「思惑賣」、買ふ場合を「思惑買」と稱するのである。

（ロ）賣崩し　相場を下落せしむる目的を以て頻りに賣進むことを云ふ。

（ハ）玉（ぎよく）　取引所に於て賣買の約定をした品物、またはその數量をいふ。

（ニ）鞘取　一方に買ふと同時に他方に賣ることによつて、その價格の差額を利得すること。

（ホ）蹴込み　相場が或値段以下に下落することをいふ。

（ヘ）解合　取引市場に於ける賣方と買方とが妥協して一定の値段を以て賣買の約定を解除すること。一般に相場の變動が烈しい場合に行はれる。

（ト）飛付　冷靜に値段の高低を考慮することなく無暗に賣付け、または買付けることをいふ。その賣付けたる場合を飛付賣、買付けたる場合を飛付買といふ。

（チ）ドタ　相場が端數のつかぬ値段で建てられた時に用ひられる言葉で、「丁度」の意味を表はす。例へば「何十圓ドタ」「何圓ドタ」の如くである。

（リ）保合　相場が小さな範圍を上下するに止まり、一定の限界からは高くもならず、また安くもならないことをいふ。

（ヌ）ドテン　「顚倒」の意で、是れまで賣方針であつたものが買に廻り、反對に買方針であつたものが賣に廻ることをいふ。

（ル）仕掛け　賣買着手の意味で、新規に注文を發して賣または買の契約を結ぶことをいふ。

（ヲ）直取引　取引所に於ける舊時の賣買取引の一種で、賣買契約成立の日より二日以内に受渡をなすべきものであつたが、定期取引及び延取引と共に大正十一年四月より廢止された。現在の短期取引に相當するもので、今尙その言葉だけは使用されてゐる。また取引所外で行はれた現物取引のことを意味する場合もある。

（ワ）仕切り　計算締切りの意で、轉賣又は買戻をして賣買玉をなくすること。「手仕舞ひ」、「仕舞ひ」、「手詰め」などと同意である。

（カ）下押し　相場の下落すること。單に「押し」と稱する場合もある。「押目」もまた同樣の意味である。

（ヨ）上押し　下押しの反對。

（タ）底入れ　相場が最低に達すること、「底を叩く」「底を突く」などの言葉も同意に用ひられる。

（レ）臺割れ　相場が或圓位より次の圓位に下落すること。例へば十五圓以上の相場が十四圓何十錢となつた場合に「十五圓臺割れ」といふが如くである。

（ソ）玉（たま）（Bundle）　綿絲の數量を表示するのに用ひられる言葉。一玉とは長さ八百四十ヤードの絲を卷いて一綛（Hank）としたものを、幾綛か合せて重量十封度となつたとき一括りとしたものである。而してその四十玉を合せたもの即ち四百封度あるものを大俵、二十玉を合せたもの即ち二百封度あるものを小俵とい

ふ。大俵は一俵を一梱（Bale）と稱し、綿絲相場の單位とする。

（ツ）摑み合ひ　競賣買の一種で、賣買双方の取引員が入り交り、互に値段を呼んで手を摑み合ひ、その都度双方拍手をして賣買を契約する方法であるが、現在實際には行はれて居らず單に言葉だけが殘つてゐる。

（ネ）手合せ　賣買の約定または假約定を結ぶこと。

（ナ）釣瓶落し　釣瓶を落すが如く、急に相場の下落することをいふ。

（ラ）出直る　一旦下落した相場が回復して騰貴に向ふこと。または相場の形勢が一變すること。

（ム）天井を入れる　相場が最高に達すること。「底を入れる」の反對の語である。

（ウ）止際　大引の間際のことで、「引際」ともいふ。

（ヰ）吞む　「玉を吞む」といふ意味で、取引員が客から受けた賣買注文、即ち玉を注文通り場に出して賣買せず、自分の店内でその賣注文と買注文とを適當に配合して、客には賣買成立の通知をなし、又は客の注文に對し自分がその相手となつて勝負することをいひ、取引税と手數料とを自分の收入となし、又客から預つた證據金を不當に流用する一種の不正手段である。「吞行爲」、「懷商内」又は「懷合」などとも稱せられる。その吞む割合により丸吞・半吞・七分吞・三分吞等の名稱がある。

〔參　考〕

受託契約準則

第一章　總　則

第一條　東京株式取引所各營業部類の取引員が爲す賣買受託は、特別の契約なき限り取引所定款、業務規程及本則の規定に據り之を處理するものとす

第二條　委託者が他人をして賣買委託に關する事項を爲さしむるときは、其の者を委託者の代理人と看做す

第三條　委託者は諸通信を接受すべき場所を豫め取引員に通知し置くものとす

委託者前項の場所を變更したるときは遲滯なく取引員に通知するものとす

第四條　取引員より委託者に對する諸通信は前條の場所に之を爲すものとす。但し前條の通知なき場合には其の營業所、住所又は居所の孰れか一に之を爲すものとす。賣買委託の關係より生ずる金員又は物件の授受は取引員の營業所に於て之を爲すものとす。但し取引員の都合上委託者の營業所、住所又は居所に付之を爲すを妨げず

第五條　市場に於ける賣買取引の委託者に對する效力發生の時期は其の賣買取引成立の時とす

第六條　取引員賣買取引の委託の全部を執行する能はざる場合に於ては、其の一部を執行することを得

第七條　取引員委託を受けたる賣買成立したる時は遲滯なく之を委託者に報告すべし

第八條　取引員は委託者に對し賣買報告書仕切書及委託證據金受領書を交付するものとす

前項の書類を交付せざるものに付ては取引員其の責に任ぜず

第　九　條　賣買委託に關し委託者と取引員との間に於ける往復書類を滅失し他に據るべきものなきときは取引員の營業帳簿若くは取引所の證明書に據り決定するものとす。書面に依らざる場合にして爭あるとき亦同じ

第　十　條　電信に依る委託註文は其の送達紙面に記載せられたる文字を以て委託の條件と看做す

第十一條　委託者より取引員に爲したる賣又は買の通知にして其の內容不明なるときは、之が分明に至る迄は其の通知は效力を發生せざるものとす。此場合に於て取引員は遲滯なく其の旨を委託者に照會すべし

前項の通知の內容明瞭を缺く場合と雖も、取引員に於て略ゝ了解し得べきものとして、其の解釋に依り處理したるときは委託者に於て之に對して異議を主張することを得ず

第十二條　取引員が賣買報告書、計算書其の他に於て錯誤に依る相違を發見したるときは、之を訂正するも委託者に於て異議を主張することを得ず。但し因て生じたる損害は取引員に於て其の責に任ずるものとす

第十三條　取引員が受託關係上占有する物件及賣買取引の計算上委託者に支拂ふべき金員は、受託關係上委託者に對し有する債權の擔保と看做す

第十四條　委託者が取引員に對し、賣買委託關係より生ずる委託證據金、受渡證劵、受渡代金、繰延料、受渡差金、繰延差金、損金其の他の物件又は金員の交付を怠るときは、取引員は法律上の手續に依らず前條に揭げたる物件の全部又は一部を處分し、債務の辨濟に充當し、尙不足あるときは之を委託者に請求することを得

第十五條　委託者仕切損金を支拂はざる場合、其の他取引員に於て立替金を爲したる場合には、取引員は委託者より百圓に付金四錢の延滯日步を徵するものとす

第十六條　取引員は委託手數料の外、通信費、現品遞送費、其の他必要なる費用を委託者に請求することを得

第十七條　取引員又は委託者が賣買委託に關係し、定款、業務規定及本則の規定に違反し、相手方をして損害を蒙らしめたるときは、之が賠償の責に任ずるものとす

第十八條　取引員又は委託者は相手方の承諾を經るにあらざれば、賣買委託の關係より生ずる一切の權利を、他人に讓渡することを得ず

第二章　長期取引

第十九條　取引員が長期取引に付、委託者より差入れしむる證據金は左の五種とす

一　委託本證據金
二　委託割增本證據金
三　委託追證據金
四　委託增證據金
五　委託豫納證據金

委託本證據金は新規賣買の委託に對し、之を差入れしむ

委託割增本證據金は取引員が業務規定に依り、賣買割增本證據金を納入すべき場合に於て、各銘柄每に各限月

を通算して、既に賣買成立したる委託金の對當數量を相殺したる殘玉が、豫め取引員組合に於て定めたる株數を超過したるとき、超過部分に對し之を差入れしむ

委託追證據金は既に賣買成立したる委託玉の約定直段に、其の後の各場の大引直段、（大引直段なきときは寄付直段）とを比較し、其差損額が委託玉に對し提供したる委託本證據金の四分の一以上に達する毎に、委託玉に對し其の四分の一に當る額を差入れしむ

委託增證據金は取引員が業務規程に依り、賣買增證據金を納入すべき場合に於て、既に賣買成立したる委託玉又は新規賣買の委託に對し、之を差入れしむ

委託豫納證據金は取引員が業務規程に依り、賣買豫納證據金を納入すべき場合に於て、新規賣買の委託に對し之を差入れしむ

委託豫納證據金は取引員が業務規程に依り、賣買豫納證據金を納入すべき場合に於て、新規賣買の委託に對し之を差入れしむ

委託追證據金及增證據金の各半額は現金とす

前項の場合に於て、委託者は前に差入れある代用有價證券の價格に殘存額ある故を以て、其の現金の差入額を減少することを得ず

委託證據金の額は取引員組合の定むる處に依る

第二十條　委託者の提供したる委託證據金及代用有價證券は、委託玉の全部に對し一括して之に充當するものとす

第二十一條　委託證據金及代用有價證券は、取引員に於て適宜之を自己又は他人の名義に書換ふることを得

委託證據金及代用有價證券を委託者に返戻する時に於ては、記號番號、券面及名義に拘はらず、同種類のものを以て之に換ふることを得

第二十二條　委託者取引員組合に於て定めたる有價證券以外の證券、又は物件を以て委託證據金の代用と爲したる場合に於て、取引員の請求ありたる時は直ちに現金又は所定の證券と引換ふることを要す。委託證據金の代用有價證券が委任狀の不備、其の他の理由により名義書換に支障ある時又同じ

第二十三條　取引員の受領したる委託證據金、若くは代用有價證券の代用價格が諸種の委託證據金として受領すべき金額を超過したるものある時は、其額は豫備金として之を預り置くものとす

第二十四條　委託者受渡證券、受渡代金、委託證據金又は代用有價證券の癈止、若くは代用價格の引下に因る委託證據金の不足額を左に掲ぐる時限に提供せざる時は、取引員は委託者の承諾を經ずして、任意に其委託に係る賣買の全部又は一部を結了することを得

一　受渡證券又は受渡代金

受渡日の前々日の正午迄、但し受渡日の前日又は前々日が休業日なるときは順次之を繰上ぐ

二　委託本證據金

賣買が當日前場に於て成立したる時は翌日正午迄、後場に於て成立したる時は翌日午後三時迄

三　委託割增本證據金

取引員が取引所に賣買割增本證據金を納入すべき時限の二十四時間前

四　委託追證據金

提供すべき事由が當日前場に於て發生したる時は翌日午後三時迄、但し一時に二回以上の提供を爲すべき時は當日前場に於ける分は翌日午前八時迄、後場に於ける分は翌日正午迄

五　委託增證據金

取引員が取引所に賣買增證據金を納入すべき二十四時間前

六　委託證據金代用有價證券の廢止又は代用價格の引下による不足額

取引所が其の廢止又は引下を市場に提示したる日の翌々日の午前八時迄

遠隔の地に在る委託者にして、前項の時限による事不可能なる場合に於ては、取引員は差入最終時限を相當延長するものとす

委託者が仕切損金の發生後二日間を經過するも、其の支拂を爲さゞる時は、取引員は前項の委託證據金不足額の算定に當り其の未拂損金を委託證據金中より控除することを得

取引員第一項により取引を結了したる時は遲滯なく之を委託者に報告すべし

第二十五條　轉賣買戻により仕切らるべき委託者の建玉二以上ある時は特に指定なき限り利益落の方法により處理するものとす

第二十六條　受渡物件は取引員取引所より交付を受けたる後之を委託者に交付するものとす

取引所が株券の分割等の爲取引員に對する受渡物件の交付を遲滯したる場合に於て委託者が損害を蒙ることあるも取引員は其の責に任ぜざるものとす

第二十七條　委託者取引員より記名證券を受取りたるときは遲滯なく名義書換を爲すべし

前項手續の懈怠に因り取引員が該證券に對する配當金を受けたるときは、諸稅等に充當する爲百分の二十五を控除したる殘額を請求人に交付するものとす

第二十八條　受渡に當り其の證券若しくは委任狀の分割を要するときは取引員に於て委託者の爲其の證券を委託者若しくは委託者の指定する名義に書換の手續を爲すものとす。但し分割に要する諸費用は取引員之を支辨し名義書換手數料は委託者の負擔とす

前項の場合に於ては取引員は委託者に對し假に物件の預り證を交付するものとす

第二十九條　賣買委託に關する計算殘金の支拂及委託證據金並に代用有價證券の返戻は取引結了後二日を經たる後委託者の請求に依り之を爲すものとす

第三十條　賣買委託に關し取引員が委託者より受入れたる現金又は仕切殘金に對しては利息を支拂はず

第三章　短期取引

第三十一條　取引員が短期取引に付委託者より差入れしむる證據金は左の四種とす

一　委託本證據金

二　委託割増本證據金

三　委託增證據金

四　委託豫納證據金

委託割増本證據金は委託者の繰延玉の各銘柄毎に對當數量を相殺したる殘玉が豫め取引員組合に於て定めたる株數を超過したる場合其の超過部分に對し之を差入れしむ

第三十二條　委託者が委託證據金、繰延料、第三十八條第一項の受渡差金並繰延差金、同條第二項及第三項の差金又は代用有價證券の廢止若しくは代用價格の引下に因る委託證據金の不足額を左に揭ぐる時限に提供せざるときは、取引員は委託者の承諾を經ずして任意に其の委託に係る賣買取引の全部又は一部を結了することを得

一　委託本證據金

賣買が當日の前場に於て成立したるときは當日正午迄、後場に於て成立したる時は當日午後三時迄

二　委託割増本證據金

當日前場又は後場終了後一時間以內

三　委託增證據金

取引員が取引所に賣買增證據金を納入すべき時限の十二時間前

四　繰延料、第三十八條第一項の受渡差金並繰延差金及同條第三項の差金

當日前場終了後一時間以內

五　第三十八條第二項の差金

後場終了後二時間以內

六　委託證據金代用有價證券の廢止又は代用價格の引下に因る不足額

取引所が其の廢止又は引下を市場に揭示したる日の翌日の午前八時迄

第三十三條　委託に因る賣付買付は特に申出なき限り反對玉を決濟する爲になしたるものと看做し之を處理するものとす

前項の決濟に付ては先づ新規賣買を相殺し其の殘玉あるときは繰延玉を相殺するものとす

相殺の順位は日時の古きものに依る

第三十四條　委託者は指值註文を爲したる場合市場に於て其の直段の賣買成立したる時と雖も、委託の全部又は一部の賣買取引を執行すること能はざるときは、委託者に於て異議を主張することを得ざるものとす

第三十五條　委託者一時に巨額の新規賣買を爲す場合に於て取引員の請求ありたるときは受渡を爲すや否やを委託と同時に申出づることを要す

委託者繰延玉に付受渡を爲さんとする時は受渡日の前日正午迄に其の旨を申出づることを要す

委託者受渡を爲さんとするときは受渡日の午前十一時迄に受渡代金又は物件を提供すべし

委託者が前項の時限又は特約したる時限迄に受渡代金又は物件を提供せざるとき、又は反對賣買の申出を爲さゞるときは繰延を委託せられたるものとして委託に係る賣買取引を繰延ぶることを得

第三十六條　委託者の繰延玉にして決濟完了日前日午後三時迄に受渡又は反對賣買の申出なきときは、取引員は委託者の承諾を經ずして任意に其の委託に係る賣買の全部又は一部を結了することを得

第三十七條　委託者は繰延玉に付取引員に對し取引所の定めたる繰延料を支拂ふべし

第三十八條　委託者は其の新規賣高に付き取引員に對し約定値段と當日の受渡標準値段との差金（受渡差金）、及其の繰延玉に付き前日の受渡標準値段と當日の受渡標準値段との差金（繰延差金）を授受するものとす

取引所に於て臨時に差金計算の標準値段を定めたるときは、委託者は既に成立したる新規賣買及繰延玉に付差金の授受を爲すものとす

前項の標準値段に付ては第一項の規定を準用す

第三十九條　短期取引に付ては本條に別段の定めある場合を除く外長期取引に關する規定を準用す

第四章　實物取引

第四十條　取引員は實物取引に付委託者より委託本證據金、委託割増本證據金、委託増證據金又は委託豫納證據金を差入れしむることを得

前項の委託證據金に付ては隨時取引員組合に於て定むるものゝ外短期取引に關する規定を準用す

第四十一條　委託者は受渡證券又は受渡代金を受渡日の前日若しくは特約したる時限迄に提供することを要す。

但し買委託の場合に於ては委託者は受渡期日前と雖も取引員が賣方より受渡の請求を受けたるときは受渡代金を提供すべきものとす

第四十二條　委託者受渡を履行せざるとき又は前條但書の場合に於て取引員の指定したる時限迄に受渡代金を提供せざるときは取引員は委託者の承諾を經ずして任意に其の委託に係る賣買の全部又は一部を結了することを得

第四十三條　實物取引に付ては本章に別段の定めある場合を除く外長期取引及短期取引に關する規定を準用す

九　商業の組織

教授方針

本課以後三課の教材は從來學習した各種商業の總括となるべきものである。一般の教科書に商業の經營組織として擧げられてゐるものは個人組織（個人經營）組合及び會社の三者であるが、本教授書には更に企業聯合及び企業合同の二者を加へた。但しこの二者は現代の資本主義經濟組織下に於ける經營組織の一つの特性を指示するものだからである。尙、排列の順序は經濟組織發展の順序を追うて漸次展開することにした。その中株式會社教材は最も重要である。

教材資料

個人組織

個人組織の商業經營者若しくは個人商人とは、商業が一個の自然人によつて爲されるものを云ひ、その歴史最も古く而も現在最も多く行はるゝものである。一個の自然人とは、經營の主體が單一なる個人であると云ふ意味であつて、これが補助の位置にある者の多少は問ふところではない。一般的に云へば、個人組織のものは、次に述べる組合・會社・企業の合同若しくは聯合に比すれば、その規模が小さいのを常とするけれども、これには多少の例外を認めなければならない。

個人組織の經營は、唯一人の營業主によつて事業の目的、規模、方針等が畫策されるのを以てその特質とするものであるから、その長所も短所もこゝに胚胎する。その長所は

（１）經營に關して他の制肘を受くることなく、臨機應變に商事を處理することを得。從つて商機を逸するの虞れがない。

（２）經營の成敗は一人の營業主に歸屬するから、勢ひ周到なる注意と熱心とを以て業務に掌はることゝなる。

（３）一個人の方針によつて業務が遂行せらるゝため、業務上の秘密が漏洩するおそれがない。

（４）營業主は使用人と日夕顏を合はせる機會が多く、濃やかなる情義の裡に愉快に業務に携はることが出來る。

而してその短所とするところは

（１）概してその規模小なるを常とするから、僅かの經濟的變動にも影響を受け、事業の確實性を缺く。

（２）經營者が單一なる個人である結果、營業主の死亡その他の理由により經營不能に陷つた場合には、たとへそれが有望な事業であつても、放棄しなければならぬやうな破目に立ち至ることが少くない。

（３）一度破綻に瀕する時は路頭に迷ふこととなるが故に、危險なる事業に手を染めることは出來ない。而も危險なる事業にして經營上有望なるものが、世の中に甚だ多いのをどうすることも出來ない。

（４）事業經營が獨裁的なる結果、輕卒にして愼重を缺くおそれがある。

以上を要するに、個人組織の經營に適する事業は、小資本にして、且つ果斷迅速を生命とする小賣業・代理業・仲立業等であらう。

組　合

こゝに組合と稱するものは産業組合、同業組合を示すものではなく、商事組合を指稱するものである。商事組合とは二人以上の企業家が、金錢勞務を提供し合つて共同的に商事經營をなし、その利益を配分し、又は損失を分擔する組織である。商事組合には、各別個の商人が共通の計算を以て一時的の商取引を營むところの當座組合、合同的に一つの商事を營み、その利益損失を配分するところの共分組合等があるけれども、その中最も重要にして最も多く行はれてゐるのは匿名組合であつて、商事組合即ち匿名組合であると云つても差支へない程その數が多い。

匿名組合

匿名組合とは組合員が資本を醵出してこれを營業者（顯名組合員とも稱する）に委ね、營業者は自己の名に於て商事經營に當り、その得たるところの損益は契約に從つて組合員に配分するものである。世に資産を有するもこれを運用するの才幹に乏しく、又才幹を有するも、資産を有せざるもの決して少くない。この場合、前者がその有する資産を提供し、これを後者に委することは國民經濟上必要にして缺くべからざる處致でなければならない。匿名組合はよくこの兩者の適合を圖るものである。その名稱の因つて起る所以は、組合員たる出資者は匿名なるが故に外部に對する何等の權利義務を有せず、またその業務執行に何等關係しないところにある。これ、次に述ぶべき合資會社と略ゝ同一の經濟的基礎の上に立ちながら、また同一の歴史的起源を有しながら、その趣を異にする所以である。即ち合資會社は外部に對して獨立の人格を有する法人であるに對し、匿名組合は内部的の契約關係に止まり、組合員は營業者に對しては權利義務を有するけれども、外部に對しては何等その責に任ぜず、營業者一人がその責に任ずるのである。

かくの如く、匿名組合員は原則として營業に關與せぬけれども、營業年度の期末、又は裁判所の許可を得た場合には、營業者に對して財産目錄、貸借對照表等の商業帳簿の閲覽を求め、且つ事業の情況を檢査するの權利がある。而して利益配當に就ては、利益ある場合に限りこれを請求する權利があり、若し、損失によつて出資額が減じた場合には、その塡補をなした後でなければ利益配當を請求することが出來ない。今商法から匿名會社に關する規定の主要なるものをあげると次の如くである。

商　法

第二百九十七條　匿名組合契約は當事者の一方が相手方の營業のために出資をなし、その營業より生ずる利益を分配すべきことを約するによりてその效力を生ず。

第二百九十八條　匿名組合員の出資は營業者の財産に歸す。

匿名組合員は營業者の行爲につき第三者に對して權利義務を有せず。

第三百條　出資が損失によりて減じたるときはその塡補の後に非ざれば匿名組合員は利益の配當を請求することを得ず

第三百三條　組合契約が終了したるときは營業者は匿名組合員にその出資の價額を返還することを要す。但し出資が損失によりて減じたるときはその殘額を返還するを以て足る。

商事會社（Commercial Company）

會社といふのは營利事業をなすことを目的とする社團法人であつて、その中、商事會社とは商行爲を爲すことを業とする目的を以て設立せらるゝものである。今、會社に於ける商事會社の地位を示せば次表の如くになる。

- 會社
  - 商事會社
    - 內國會社
      - 合名會社
      - 合資會社
      - 株式會社
      - 株式合資會社
    - 外國會社…外國法により設立せられたる會社
  - 民事會社
    - 農業會社
    - 鑛業會社
    - 林業會社
    - 漁業會社

尙、商事會社の法人としての位地を示せば次の如くになる。

- 法人
  - 公法人
    - 普通公共團體…國家・府縣・市町村
    - 公共組合…町村組合・水利組合・商工會議所等
  - 私法人
    - 社團法人
      - 公益法人…公益を目的とする法人
      - 營利法人
        - 商事會社
        - 民事會社
      - 特殊法人…相互保險會社、產業組合等
    - 財團法人…公益法人…前揭
    - 特別法人…相續人の曠穴したる相續財產等

次に昭和十二年度大藏省調査による商、工、農、鑛、運輸等の種別による會社數は合計四萬九千九百八十二であつて（支那事變の勃發以來更に急激に增加しつゝある）、その內譯は次の如くである。

商事會社	二四、九八一社
工業會社	一三、七一七社
運送會社	四、三〇九社
銀行及び金融業の會社	三、二一六社
農業會社	九三六社
鑛業會社	三五七社

水産會社　三二七社

其の他の會社　二、一三九社

右の中、運送會社、銀行及び金融會社は廣義における商業會社であるから、商業會社は會社の大半を占めてゐるものとみることが出來る。

更にこれを會社の組織上から觀察すれば

合資會社	二一、六八七社
株式會社	二〇、七一六社
合名會社	七、五三八社
株式合資會社	四一社

合名會社（Ordinary Partnership）

合名會社は無限責任社員のみを以て組織せられ、その資本は各社員の醵出した金錢その他の財産勞務又は債權を以て成立し、社員は他の社員の承諾を得ずして、自己又は第三者のためにその會社の部類に屬する商行爲をなし、又は同種類の會社の無限責任社員となることが出來ない。普通、定款又は總會の決議によつて代表社員を定め、代表社員は營業上一切の權限を有つてゐる。若し定款又は總會に於て代表社員を定めない場合は社員全部が會社を代表することゝなる。

合名會社は各種の會社中、尤も個人組織に似てゐるものであつて、互に信認あるところの親子、兄弟等の親族關係の者によつて組織せられるのを常とするけれども、近頃では親族關係以外の者によつても組織せらるゝに至つた。

合名會社の長所

合名會社は無限責任社員のみによつて組織せられるものであるから、意見の一致を得易く、容易に設立することが出來る。又業務執行にあたり、他の會社組織によるよりも敏活に處理することが出來る。

合名會社の短所

（一）各社員の責任は無限であるから、不幸にしてその經營が一敗地にまみるゝ時は、再び起つことが出來ない場合が少くない。

（二）社員間の結合を主とするから、經營の結果思はしからざる場合においても、出資を讓渡することによつて自由に退社して會社との關係を斷絶することが出來ない。

合名會社の設立

合名會社を設立するには、二人以上の者がこれを設立する意思を以て先づ定款を作成しなければならない。合名會社は定款の作成によつて完全に成立し、これを登記することによつてその效果を發生する。

定款に記載すべき事項は

（A）法律上の必揭事項と、（B）任意事項とである。

A　法律上必ず記載しなければならないことは（一）目的（二）商號（三）社員の住所及び氏名（四）本店及び支店の所在地（五）社員の出資の種類、價額、又は評價の標準であつて、定款の絶對事項であるから、右の中でその一を缺いても定款たるの效力がないのである。從つて會社は不成立とならざるを得ない。

右の要件に適ふ定款の作成を終り、且つ社員全部これに署名すれば會社はこゝに成立したのであつて、至つて簡單であるから、好景氣の際など個人商店がその組織を變更して一夜の間に合名會社となつたやうな例が甚だ多い。たゞ定款の作成だけでは實際上營業する事が出來ず、且つ第三者に對抗することが出來ない。而して定款は會社内部の當事者相互の契約であるから、如上の法律上の記載事項の外に、社員一同の合意によつて、左の如く任意事項を記載することが出來る。注意事項の記載は各場合によつて種々あるであらうが、その主なるものは

B　任意事項（一）代表社員及びその報酬を定むること

（二）業務執行社員及びその報酬を定むること

（三）會社の存在時期又は解散の事由を定むること

（四）社員の退社事由を定むること

（五）準備金に關する事項を定むること

（六）持分の拂戻に關すること

（七）總社員の同意を得る方法を定むること

（八）社員間に爭あるときその解決方法を定むること

（九）配當の時期を定むること等であるが、これらの事項は定款に必要不可缺の事項では勿論ないのであるからこれは記載しなくても定款たるの資格を失はないのである。

定款作成の後に必ず爲さねばならぬ事は設立の登記である。

設立登記の時期は定款作成の日から二週間以内、場所は本店又は支店の所在地であつて、登記すべき事項は

（一）目　的

（二）商　號

（三）社員の住所氏名

（四）本店及支店の所在地

（五）設立の年月日

（六）會社存立の時期、又は解散の事由を定めた場合には、その時期又は事由

（七）會社の代表社員を定めた時はその氏名

（八）社員の出資の種類及び財産を目的とする出資の價額

（九）數人の社員が共同し、又は社員が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めた場合にはその代表に關する規定等である。

この登記の申請は、社員全部が之を爲さなければならない。たとへ代表社員を定めた時であつても、社員全部でなさなければならない。而しながら代理人に委任することは何等差つかへないのであるから、裁判所に出頭して申請書を作成することは必ずしも自身がこれに當ることを要しない。尙申請書には左の書類を添附することが必要である。

一　定款
二　社員中に未成年者又は妻ある場合には、その親權者又は夫の同意を證する書面
三　會社の目的とする事業が官廳の許可を要するものなる場合にはその許可書

右の手續を踐めば愈〻合名會社はこゝに成立し、その效力を發するのである。合名會社は又社員の同意を得てその組織を變更し、合資會社とすることが出來る。

合資會社（**Limited Partnership**）

合資會社は有限責任社員と無限責任社員とを以て組織せられ、その資本は有限責任社員の醵出する金錢その他の財產、債權、又は勞務によつて成立する。業務の執行は主として無限責任社員によつて爲され、無限責任社員は合名會社々員と同樣の權利を持ち、義務を負ふ。有限責任社員は單に會社の財產目錄及び貸借對照表の閱覽を求め、會社の業務及び財產の情況を檢査する權利を有するのみである。

合資會社は宛も合名會社と株式會社との中間に位するものであつて、連帶無限の責任社員たる無限責任社員を含む點に於ては合名會社の如く、その責任が出資額に限定せらるゝ有限責任社員を含む點に於ては株式會社に類似してゐる。從つてその利害得失も亦宛も兩者の中間に位するものである。

合資會社の設立

合資會社を設立するには、先づ定款を作成し、本店の所在地で登記しなければならない。而して定款には合名會社の定款に記載すべき事項の外に、各社員の責任の有限なりや無限なりやを記載すればよろしい。又合名會社と同じく、任意事項として如何なる事項を記載するも差支へない。又登記事項は合名會社における登記事項の外、各社員の責任の有限又は無限なることを記載すれば足りる。會社の內部關係、外部關係、社員の退社、會社の解散に關しては凡て合名會社の規定を準用せらるゝ。又社員全部の同意を得てその組織を變更し、合名會社とすることも出來る。

株式會社（**Joint stock Company**）

株式會社は、現代における會社組織の典型的なものであつて、有限責任を有する株主によつて組織せられ、その資本は各株主の醵出する株式によつて成立し、各株主は株式に對して發行せらるゝ株券の額面高を限度としてのみ責任を負ふものである。

株券にはその所有者の姓名を記載した記名式のものと、これを記載しない無記名式のものとあるが、何れも自由に之を賣買讓渡することによつて、何時でも株主となり又株主たることを辭することが出來る。無記名式のものは

單なる讓渡によつてその所有權の移轉すること宛かも兌換券の如くであるが、記名式のものは取締役の承認なくしてはこれを讓渡することが出來ない。

株式會社は出資者の數が多いから、内部の組織を定め、業務を執行し、事業を監督するために、株主總會、取締役、監査役の三つの機關を置く。株主總會は創立總會の外に定時總會及び臨時總會があつて、會社の事業遂行に就て重要なる決議をなすところの最高機關である。取締役は株主中より選任せられ、各自會社を代表し、定款若しくは總會の決議により、會社の事業を直接遂行するところの機關であつて、株主總會の際株主の中より選任せられ、その數は三人以上たることを要する。任期は三年であるが再選の結果重任することは差支へない。監査役も亦株主中より選任せられ、取締役の業務執行を監視し、會社の利益を保護するものであつて、その任期は二年であるけれども、これも取締役と同じく再選によつて重任することは差支へない。

株式會社は、十四世紀の中葉伊太利のベニス、フローレンス等の自由都市の公債制度にその淵源を發し、十七世紀の初めに至つて英國の東印度貿易會社設立せらるゝに至つて、稍ゝ今日の形態を具ふるに至つた。各種の會社中最も有力に、又最も理想的の經營組織と云ふことが出來る。從つて長所も多いけれども、これに隨伴する短所も少くない。故に商事經營をなさんとする者は、その事業の性質と、次に述ぶるところの長短とを對照してその採否を決定すべきである。

A　株式會社の長短

株式會社の長所は

一　多數の株主によつて組織せらるゝが故に、合名會社、合資會社の如く、社員の死亡、破産その他の事故により會社の存立に動搖を來たすことなく、

二　資本を巨額に集むることが出來るから、合名會社、合資會社等によつては爲し得ざる如き大企業も容易に營むことが出來る。且つ資本は幾多の株主に分擔せらるゝが故に、事業失敗に起因する負擔輕く、

三　事業執行は多くの株主監視の下に爲さるゝが故に不正手段を防ぐ事を得、

四　少額なる資本を有するものも株券の讓受によつて何時にても投資する事を得、

五　株主は自ら經營の衝に當らずして利益配當を受け、且つ又株券の讓渡によつて何時にても會社との關係を斷絕し得るが故に、事業の成否に拘らず會社に拘束せらるゝが如きことなく、

六　業務執行者たる重役は、多數の株主中より選任せらるゝが故に、商業上の知識、技倆、才幹の卓絕せる人材を得易い。

等であるが、次の如き短所をも擧げねばならない。

一　取締役の出資額は、會社資本の一部に過ぎないから、その資本の運用にあたり、自己の財産を運用するに比し周到なる注意を缺き易く、且つその責任は出資額に限定せらるゝが故に、事業の經營がともすれば放漫に流れ易きこと、

二　その組織複雜に、規模亦大にして、業務を擔當する取締役は、法令の束縛・總會・監査役の掣肘を受け、經營上敏速を缺き、商機を逸すること少からざること、

三　株式は自由に讓渡することが出來るから、株主は會社の盛衰に留意すること薄く、着實なる事業の發達を妨ぐる場合少からざること、

四　株式は投機の目的に供せらるゝため、國民の投機心を助長せしめ、健全なる國民經濟の發達を妨ぐる恐れあること、

五　株式會社の發達は大企業の發達と共に、所謂資本家と勞働者との懸隔を益ゝ大ならしめ、勞働爭議等の社會問題を誘發し易いこと

等である。

右の諸點を綜合するに、株式會社は大資本の蒐集を要し、或は危險を伴なふこと多き鑛山業、鐵道業、海運業、保險業、銀行業等の經營には最も有效且つ適切なる經營組織である。

B　株式會社の機關

株式會社ではその方針を定め、業務を行ひ、これを監督するために次の三つの機關を置いてある。

（一）株主總會　は會社の營業方針を定める機關で、取締役、又は支配人、監査役の選任、定款の變更、利益の配當など一切の重要な事柄を議決する。

（二）取締役　は定款、又は株主總會で議決された方針に基づいて業務を行ひ、且つ會社を代表するもので、株主の中から選任せられ、任期は三年以内、人數は三人以上となつてゐる。取締役は更に互選によつて社長、專務取締役、常務取締役等の役員を定めることもある。

（三）監査役　は取締役が業務を行ふのを監督し、また會社の財產を檢査するもので、株主の中から選任せられることは取締役と同じであるが、取締役又は支配人を兼ねることが出來ない。その任期は二年以内で、人數には制限がない。

C　株式會社の設立

株式會社を設立するのに二つの方法がある。その一は發起設立であつて、發起人だけで株式の全部を引受け、これによつて會社が成立するものを云ひ、一は募集設立であつて、發起人は株式の一部を引受け、その殘りの株式に就てはこれを一般公衆に募集して株主たらしめ、これによつて會社が成立するものをいふ。發起設立はこれを即時設立若しくは單純設立とも云ひ、募集設立は漸次設立若しくは複雜設立とも云ふ。而して何れの場合に於ても發起人は七人以上たることを要し、定款を作成し、これに署名しなければならない。

（甲）發起設立の手續

（第一）株式の引受　會社は發起人が株式の總數を引受くることによつて成立する。即ち發起設立の場合に於ては、會社設立なる行爲は定款の作成と總株式の引受とによつて完成する。

（第二）第一回拂込　會社が成立したときには、發起人は遲滯なく株金の四分の一を下らざる第一回の株式拂込をしなければならない。而も第一回の拂込は各株式についてこれを爲さねばならない。

（第三）取締役及び監査役の選任　第一回の拂込が終つたならば、遲滯なく取締役及び監査役を選任しなければならない。この選任は發起人の議決權の過半數を以て決するのである。

（第四）檢査役選任の申請　取締役は其の選任後遲滯なく檢査役の選任を裁判所に請求しなければならない。檢査役はその調査の結果を裁判所に報告すべく、裁判所はその報告を聞き、發起人の行爲を正當なりと認むれば之を認可すべく、若し不當なりと認めた場合にはこれを變更せしめる。檢査役が調査事項につき、故意に虛僞の報告をなし、裁判所を欺罔したときには罰せられる。

（第五）設立の登記　檢査役の調査が終了したときには、內部の組織が完成したのであるから、其の終了の日から二週間以內に本店及び支店の所在地において設立の登記をなし、外部に對して對抗することが出來る。その登記事項は

（一）目的、商號、資本の總額、一株の金額、會社が公告を爲す方法

（二）本店及支店

（三）設立の年月日

（四）存立の時期又は解散の事由を定めた場合にはその時期又はその事由

（一、住所ハ府縣郡市町村番地ヲ明記ノコト
二、來ル十二月二十日限リ締切ニ付キ同日マデニ到着スル樣御發送ノコト）

新株式引受申込書

一、東洋郵船株式會社　新株式　株

但一株額面金

此一株引受價額面超過金　圓　錢（額面金額ヲ加算セザル金額ヲ記スモノトシ、且拾錢未滿ノ端數ヲ附セザルコト）

右申込證據金　圓（一株ニ付金　圓　錢ノ割）

右法令貴會社定款新株式募集要項承認ノ上前記株式引受可申證據金相添ヘ申込候也

但募入通知相受候上ハ第一回拂込金及額面超過金ハ本年　月　日迄ニ拂込可申萬一右期限ニ拂込ヲ怠リ候節ハ前記申込證據金ハ貴會社ニ收得相成候共異議無之候

住所

昭和　年　月　日　氏名

東洋郵船株式會社

取締役社長　牧野英一殿

（五）各株につき拂込んだ株金額

（六）開業前に利息を配當すべきことを定めた場合にはその利率

（七）取締役を定めたときはその氏名

（八）數人の取締役が共同し、又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたときはその代表に關する規定である。

（乙）募集設立の手續

（第一）株主の募集　募集設立は株式會社に於ては最も普通の方法であり、且つ株式會社の本質に適ふものであつて、大部分の設立はこの方法による。株主を募集するためには、先づ株式引受申込書を作り、これに會社の情況を明らかにするに十分なる法定の事項（商法百二十六條）を記載し、この申込書によつて申込をなさしむることを必要とする。かくしてその申込に對し、發起人がこれを承認して株式を割當てたならば、茲に株式の引受を確定したのであるから、株式申込人は株式引受人となり、その引受くべき株式の數に應じて株金の拂込をなすところの義務を生ずる。

（第二）株金の第一回拂込　株式總數の引受があつた場合には、發起人は遲滯なく申込人をして各株につき第一回の拂込をなさしむることを要する。第一回の拂込金額は株金の四分の一を下ることを得ざることは發起設立の場合におけると同樣である。若し株式引受人が第一回の拂込をしないときには、發起人は一定の期間内にその拂込をなすべき旨、及びその期間内にこれを爲さゞる場合には、株主たるの權利を失ふべき旨をその株式引受人に通知し、尙これに應じない場合には、これを失權せしめ、更に株主を募集することが出來る。

（第三）創立總會の招集　第一回の拂込のあつた時は、發起人は遲滯なく創立總會を開くべく、その總會には株式引受人の半數以上にして、資本の半額以上を引受けた者が出席し、その議決權の過半數を以て一切の決議をなす。創立總會においては先づ發起人から會社の創立に關する事項を報告し、次には取締役及監査役を選任し、選任せられた取締役及び監査役は、株式總數の引受、第一回拂込の有無、その他一定の事項の當否を調査して之を總會に報告し、總會はその結果不當事項ありと認むれば、之を變更するの處置に出づる。その他定款に不備の點あるときは之を補足し、又必要と認むればこれを變更し、事情により會社を設立するを無益なりと認むる場合には、その設立の廢止を決議するも妨げない。若し設立に決したときは、會社は創立總會の終結によつて實質的に成立したのである。

（第四）設立の登記　會社は創立總會終結の日より二週間以内に、その本店及支店の所在地に於て、設立の登記をしなければならない。その登記事項は發起設立の場合と同樣である。會社はこれによつて完全にその效力を發生し、第三者に對抗することが出來る。

株式合資會社（Joint stock limited partnership）

株式合資會社は無限責任社員と、有限責任社員たる株主とによつて組織せられ、その資本は株主によつて分擔せ

らるゝ株式と、無限責任社員の醵出する金錢その他の財産及び勞務によつて成立する。その機能は稍ゝ合資會社に似てゐるが、株式合資會社においては、有限責任社員たる株主の出資額は數多の株式に分割せられてゐることを異にするのである。

業務の執行は、無限責任社員の中から選任せられた取締役によつて爲され、株主中からは監査役を選出してこれが監視に當らしめる。株式會社と合資會社との折衷せられたもので、一見理想的の經營組織なるかに見えるけれども、宛も兩頭の蛇の御し難きが如く、又株式會社の長短互に抹殺して實際運用にあたり、その利するところ遠く株式會社及び合資會社には及ばない。

株式會社は近時外國においても次第にその影をひそめ、我が國においても目下四十餘社を數ふるに過ぎない。

トラストとカルテル　(Trust and Kartell)

企業合同（Trust）及び企業聯合（Kartell）は、初め市場獨占の目的のために、工業その他の生産に携はるものによつて企劃されたものであるが、近時、資本主義的大企業の發達は、商業の分野に於ても之が出現を促がした。その目的は、大企業家たる商人（個人組織たると會社組織たるとを問はず）が、大資本を蒐合して小資本の商人を壓倒し、市場を獨占して巨利を收めんとするにある。何となれば幾多の同業者が、互に分立してその販賣を競爭することは彼我共に利する所少く、而も經費のみ莫大となり、無用の競爭のため、必要以上の努力をしなければならないからである。

これを避けるために起つたものが、企業合同と企業聯合である。企業合同とは從來競爭してゐた幾多の企業者の主腦たるものが、合同によつて、或は新に起るべき事業の一從業員となり、或はその事業の經營と全然その關係を斷絶し、その事業の一出資者として利益配當を受くるに止まる。何れにしても主腦たるの資格は、中央指揮者の下に併合せられてその獨立を失ふものである。次に企業聯合とは、各事業の主腦は依然として獨立した計算のもとに事業の經營を續行するけれども、その生産額の制限、販賣價格及び販賣條件の協定等、市場を獨占せんとするに必要なる事項については、互に拘束し合つて全體として收益の大ならんことを企圖するものである。

企業合同はもと米國にその淵源を發したものであつて、西暦千八百八十二年ロックフェラーのスタンダード・オイルトラストを以てその嚆矢とし、その後棉花、石炭、銅等の生産、販賣に關する企業家によつて續々出現するに至つた。その多くは大資本の商事會社、工業會社等を糾合して、宛も株式會社に於ける會社と株主との關係に立たしむるが如きものであるから、その規模の大なることも推して知ることが出來る。トラストは右の如く、主として同種類の事を營む企業家によつて組織されるのを普通とするけれども、近來、これに對して數多の異れる、然し乍ら脈絡關聯せる事業を營む事業家によつて組織せらるゝところの、複雜なトラストが出現するに至つた。米國に於ける製鋼事業等に於て、これが採掘に當る鑛山會社、これが精製をなす製鐵會社等の工業會社と、これが賣買、運送等に當る商事會社がトラストを組織するが如きである。我が國においては、明治四十一年北海道製麻會社が、すでに近江製麻紡績株式會社、下野製麻株式會社、大阪製麻株式會社の合同によつてトラストを結成してゐた。また

日本製蔴株式會社が新にトラストを作り、新に帝國製麻株式會社なる大同團結を作り、麻の生産販賣を一手に收め、一時我が國の製麻事業を獨占した如きは、その鮮やかなものゝ一つであらう。

トラストの利益と見らるべきものは、

一　資金の巨大なる點において遙かに株式會社を凌駕するが故に、從つて遙かに大事業を企圖することが出來る。

二　株式會社と異なり、少數の監理者によつてその經營の全權を掌握せらるゝがゆゑに、臨機應變に事業の擴張縮少をなすことを得、且つ又敏活に處斷し得らるゝが故に商機を逸することが少い。

三　自由競爭の結果起るべき種々の弊害を避けることが出來る。

四　國家經濟上稗益する所が多い。即ち國内の同一事業の競爭激甚なときは、その事業の發展はこれを期することは出來ないけれども、國内の事業がトラストによつて統一的、集中的となるときは、自然的にその事業の向上進歩を促し、海外へ商權を擴張するに好都合である。

而しその弊害とする所も決して少くない。即ち

一　トラストはその企業に參加しない小企業家をして活動の餘地なからしめる。小企業家の事業と雖も社會厚生の上よりこれを觀るときは、重大なる意義を有するものであるから、小企業の活動を阻止することは、經濟政策上の大問題でなければならない。

二　事業を統一する結果、分業の發達と機械の使用を益ゝ多からしめ、これによつて勞働者の一部分は必然的に解雇せられざるを得ない。從つて株式會社の場合よりも一層資本家對勞働者の紛爭を招來し易い。これ社會政策上の大問題たらざるを得ない。

三　トラストに加盟する企業家は、その獨占を恃み、自由に物價を引上げ、消費者は如何ともすることが出來ないのみならず、競爭者として恐るべきものゝ存在なきを恃み、生産の改良に意を用ふることが無い。

四　トラストは黃金の力を以て爲政家を買收し、以て己が野望を遂げんとする者の乘ずべき機會を作り、政治上、道德上の惡弊を釀し易い。

次に企業聯合は、もとその端をドイツに發し、織物業者、炭坑業者、冶金業者、化學藥品業者等がそれ〴〵同業者の聯合をなし、その製産額の協定、販賣價格の協定、その他同業者に有利なる方面の協定をなし、內國市場の獨占を計劃したものであるが、遂に外國市場の獨占をも企てるに至つた。その後カルテルは米國に移入せられ、米國獨特の大組織を以て市場を壓倒した。

我が國に於けるカルテルの歷史をたどれば、明治二十一年綿絲紡績業が初めてカルテルを組織し、爾來次第に行はるゝに至り、明治四十一年の全國綿絲紡績業者の聯合による廉賣輸出（ダンピング）のごとき稍ゝ注目に價するものであつた。

カルテルの經濟界に及ぼす利害は、大體に於てトラストの場合と大差ない。

今トラストとカルテルの得失について考へるならば、トラストは外面的に堂々と合同して猛威を振ふ

ものであるから、小企業家の嫉妬を買ふのは云ふまでもなく、一般公衆の反感を買ふことが多いのに對して、カルテルは內面的に聯合の實を擧げるのみであつて、外面的にはその聯合せるや否やを公にするものではないから、一般公衆並びに小企業家の反感を買つたり、事實上の蹉跌を來すことがなく、而も實は關係者を利すること甚だ大である。たゞカルテルの弱點とも云ふべきは、その聯合團結の力が强固ならざる限り、これを組成する聯合員に制裁を加ふるの手段なく、又これに參加する者の利益が多大なることが世間に知られるやうになるときは、競爭者にしてこの聯合に加盟せざる同業者が、別にカルテルを組織してこれに對抗するの手段に出づることである。

コンツェルン（**Konzern**）

大資本家が中心となり、種々の企業を結合して內部的に一體となり、生産、販賣、金融など、企業上必要なあらゆる方面において協力し、他の資本家に對抗するものである。コンツェルンのトラストと異るところは、金融上の結合をも加味してゐるところにあつて、これが關係市場を獨占する場合には、カルテル及びトラストよりも遙かにその勢力は大となる。コンツェルンは始め獨逸に起り、後アメリカ合衆國に多く行はれるやうになつたもので、わが國では「三井合名會社」「三菱合資會社」「住友合資會社」などはその適例である。

以上述べたところの企業の聯合、合同及びコンツェルンは、何れも小企業が大企業に進化しようとする經濟の發達の段階を示すもので、何れも財貨の需要供給を調節し、生産並に經營上の諸經費を節約せんとするものであるから、それが社會の福祉を增進する目的のために行はれる場合には、商品の價格を引下げ且つ良品を供給し得る利益がある。けれどもそれが獨占を濫用し、單なる利益の增進にのみ腐心するときは、消費者をしてその利益に浴せしめないばかりでなく、商品の價格を不當に引上げ、社會に害毒を流す場合が少くない。

一〇　有價證券

教授方針

前課に於て取扱つた商業の經營組織に關する教材と關聯して、有價證券の中、吾人の日常生活と最も深い關聯を有する公債證書、社債券、株券の三者につき、その性質、種類、職能等を覺らしめるのが本課の目的である。この種の教材は、算術科、國語科の教材中に別の意味に於て幾度か取扱はれてゐるから、既習の知識を出發點として指導を進めることが肝要である。

教授資料

有價證券の意義と範圍

有價證券とは財産的價値を表彰する流通證券であつて、所謂「商業證券」は實際上有價證券と同一義に用ひられてゐるものが多い。その範圍は學者により、又異なれる見地により必ずしも一致してゐないが、自分は內池廉吉博

士の見解を妥當なりと考へる故に、しばらくこれに從つて置く。即ち有價證券はこれを大別して

（1）金錢代表證券

　イ　貨幣の代用をなすもの……兌換券、小切手、手形。

　ロ　貨幣の代用をなさざるもの……
- 公債證書
- 大藏省證券
- 社債券
- 株券
- 農工債券
- 勸業債券
- 貯蓄債券

（2）貨物代表證券……
- 貨物引換證
- 船荷證券
- 倉荷證券

とする。併し兌換券、小切手、手形に就いては通貨及手形の項に於いて、貨物引換證、船荷證券、倉荷證券に就いては、夫々鐵道、海運、倉庫の項に於てこれらの事項に關聯して説明すべきものである。

公債證書

公債とは國家、又は地方自治體が、財政上の必要によつて一般公衆から募集した債務を云ひ、之に對して應募者たる債權者に交付する一種の負債證券を公債證書と云ふ。公債はその發行者によつて國債（National loan）と地方債（Local loan）との二種に分つことが出來る。國債とはその發行者が國家なる場合を云ひ、地方債とはその發行者が府、縣、市、町、村の如き自治體たる場合を云ふ。而して地方債は更に府縣債（Prefectural loan）市債（Municipal loan）町村債（Communal loan）の三つに分つことが出來る。五分利付公債證書、國庫債券、支那事變國庫債券の如きは國債であつて、築港、水道、治水等の諸工事のために發行した公債は多くは地方債である。近世都市の發達は殊に市債の募集せらるべき機運を促し、近時市債の募集多く、例へば大阪市の築港、水道等の市債、長崎市の築港、水道等の市債、小倉市の水道公債、東京市及び横濱市の復興市債その他、續々市債の發行せらるゝのを見る。

公債證書は亦、募集する土地の內外によつて內國債及び外國債の二種とすることが出來る。例へば五分利付公債の如きは內國債であつて、日露戰爭の際わが國の政府が英國で募集した公債の如きは外國債である。彼の大正十二年の大震災の折、英米その他諸外國の同情糾然としてわが國に集り、東京市がその財源に充つるため、英米に於て市債を募集したときの如きも外國債である。また大正十五年十一月、横濱市に於ては森財務官の斡旋により、復興の財源に充つるためにニューヨークに於て一千九百七十四萬ドルの市價を募集した。亦、東京市においてもロンドンにおいて六千萬ポンドの市債を募集した。

尙公債證書は利息の有無により利付公債と無利息公債に分つことも出來るが、普通の場合には利付公債たることが原則であつて、無利息公債は國家非常の際、强制的に國民から募集する時に限り行はるゝものである。又償還の期限によつて有期公債、無期公債に分つことが出來る。けれどもこれも有期たることが原則である。我が國に現在

行はるゝものは悉く利付公債であり、有期公債である。

有期公債の償還方法には年賦償還と抽籤償還と買上償還とある。年賦償還とは毎年公債の一部を償還するもので

本邦國債現在高（單位　百萬圓）

各年三月末	内國債	外國債	大藏省證券	米穀證券	計	國民一人當り 内債	國民一人當り 外債	國民一人當り 計	借入金
大正十年	二、三五三	一、四二四	―	―	三、七七七	四二・〇圓	二五・四圓	六七・四圓	二四六
昭和元年	三、五二〇	一、四七九	―	一六	五、〇一五	五八・六	二四・六	八三・二	四一四
同五年	四、五一三	一、四四七	―	四四	六、〇〇四	七一・七	二三・〇	九四・七	五七三
同八年	五、六六四	一、三九〇	一〇〇	二二〇	七、三七四	八五・四	二一・〇	一〇六・四	五三六
同九年	六、七二四	一、四一五	―	五四四	八、六八三	一〇〇・〇	二一・〇	一二一・一	二三四
同十年	七、六八八	一、四〇三	―	五二二	九、六一三	一一二・七	二〇・六	一三三・三	一六七
同十一年	八、五二二	一、三三二	―	四五四	一〇、三〇八	一二三・一	一九・二	一四二・三	二一七
同十二年	九、二五八	一、三一七	―	四四四	一〇、五七五	一三一・六	一八・四	一五〇・〇	二七三
同十二年末	一〇、五八五	一、三〇八	―	四二二	一二、三一五	一四八・六	一八・四	一六七・〇	…

あり、抽籤償還とは一定の時に抽籤を行ひ、之に當選した者より、順次償還するものであり、買上償還とは發行者が財政上の餘裕を生じたる際、一時にこれを買上げることによつて償還する方法である。

利付公債の利率は募集當時の發行者の財政事情と、信用の程度によつて高低の差がある。財政が裕かなる時は低率となり、逼迫せる場合には高率たらざるを得ない。又信用の度低き時は高率となり、これに反する場合は低率たらざるを得ない。而して利子の支拂は毎年一回若しくは數回、一定の時期に豫め證券に附してある利札と引換に公債取扱銀行で支拂はれるのが普通である。

公債は國家又は地方自治體の如く信用の厚い機關によつて發行せられるが故に、從つて市價の變動少く、後に述ぶべき株式等に比すれば、遙かに安全なる投資物件である。殊に經濟事情に精しからざる一般人の投資物としては最も安全確實のものである。筆者はかの大正七八年歐洲戰亂の結果、我が國が未曾有の好景氣にめぐまれた際、一攫千金を夢みて不安定なる株式に投資し、可惜、粒々辛苦の結晶を一朝風塵に委した人の甚だ少からざるを目撃した。その投資物件が公債であつたならばとつく〴〵思はざるを得ないのである。

しかしながら、何れの國家も地方自治體も、絶對的に動搖なきことを保し難い。例へば歐洲戰亂における獨、墺、露等の如く、發行者の信用が地に墮ちた場合には、公債はその利子如何に高率なるも市價が下落せざるを得ない。その他公債の市價は次の原因によつて變動する。

（イ）一般金融市場の利子歩合の騰落

（ロ）一般經濟社會の好景氣不景氣

（ハ）利子支拂期の經過若しくは接近

（二）償還期限の接近の程度

尙公債證書には記名式、無記名式の二種がある。前者は所有者の氏名を記せるものであつて、これを讓渡するときは名義の書換へを必要とするが、後者は氏名の記載なく、これを所持する者を所有者と認めるからして、讓渡せんとするときは單なる引渡しによつて所有權を移轉し得ること、宛かも兌換券又は無記名株券と同樣である。

大藏省證券

大藏省證券とは大藏省が歲入歲出の都合上一時的の金融を得んがために、大藏省證券條例に基づきて發行する定期拂利付無記名の證券である。

凡そ政府の支出はその收入を俟つて初めて行はるべきものであつて、その收入は租稅等を以て之に充つべきものであるが、實際上租稅の納付は必ずしも一會計年度の初期に行はれず、納稅者の便宜及金融市場の景況の如何によつて遲速あるを免れない。玆に於て政府は將來納付せらるべき租稅その他を見越して、便宜上民間より資金を借入れ、必要なる支出に當つるため、大藏省證券を發行するのである。從つてこれは一種の公債證書に外ならないが、その異なる點は公債證書は「その年度の歲入がその支出を充當するに不足なるがため、民間に資金を募つてこれに當て、將來の年度の歲出を以て之が償却をなさんとするもの」なるに對し、大藏省證券は「その年度の歲入を以てこれが償却に當てるもの」で、その償還は必ずその會計年度中に行はれ、期限は通例三ケ月若しくは六ケ月であり、勿論一年を超ゆることはない。

大藏省債券は全部無記名式であるから、若しその券面額が極めて少額であるときは、兌換券の代用となり、物價騰貴を來すの恐れがある。依つて百圓以下のものは、その發行を許さず、百圓、五百圓、千圓、一萬圓、十萬圓の五種に限られてゐる。

社債券

社債券とは、株式會社が資本を增加することなくして、事業の擴張又は整理をなさんとするとき、必要なる資金を一般公衆より募集し、之に對して交付する負債證書である。民事上の金錢貸借における借用金證書は何等流通性を有しないけれども、社債券は讓渡によつて自在に轉々流通する點においてその性質を異にする。

社債券の發行は記名式を普通とするけれども、その賣買讓渡は自由であつて、社債權者は請求を以て無記名となすことが出來、反對に無記名式を記名式になすことも出來る。無記名式の社債券は勿論單に交付のみによつてその所有權の移轉が有效であるが、記名式のものはその讓渡にあたり、これを會社に屆け出で、讓受人の住所氏名を社債原簿に、その氏名を社債券に記入しなければならない。

社債券は金貳拾圓以上たるを要し、これに利札を附し、その所有者は年毎に利息を受取るのである。而して券面の金額は定むる所の期間内に抽籤の方法によつて償還せられる。

株券（Share certificate）

株券とは株式會社又は株式合資會社の株主が、株式出資の證として會社から交付せらるゝ證券である。株券所有

者は、公債證書及社債券所有者等の如く元金を償還せらるゝことはないけれども、會社解散の際にはその額面金額に應じて會社財産の分配をうけ、又利子を支拂はるゝことはないけれども、會社の各決算期に利益配當金を受くる權利がある。又社債券所有者は會社の業務に對し、何ら容喙するの權利を有たぬけれども、株式所有者は株主として會社の内政に關與するの權限を有するものである。

株券にも亦、記名式、無記名式があつて、記名式株券の讓渡にあたつては、名義書換を會社に屆け出づべきことは社債券と同樣であるが、次に述ぶる假株券に限り無記名式とすることは出來ない。株券は轉輾讓渡せられるのであるから、會社が未拂込金の拂込を株主に請求する場合に、その氏名が不明となる恐れがあるからである。

株券には次の如きものがある。

A　本株券と假株券

本株券とは全額拂込濟の株券であつて、株金額が一時に拂込まれたると數回に分割して拂込まれたるとを問はないのである。

假株券とは一部拂込の株券をいふ。實際においては株金は二回以上に亙つて拂込まれるのを普通とするから、株券は假株券なる場合が多い。何となれば、會社は設立の當初から所定の資本金の全部を必要とすること少く、事業の擴張發展による資金の必要に應じて、漸次第二回、第三回等の拂込を株主に請求することが出來るからである。而して株主としての權利は本株券の所有者と何等異る所がない。

B　舊株券と新株券

舊株券とは會社設立と同時に發行した株券である。而して設立當時は充分なりし資金も、事業の運行によつて不足を告ぐる場合が少くない。この場合に處する手段に二つある。一は前述ぶる所の社債募集によるもの、一は資本金の增加所謂「增資」によるもの即ちこれである。この增資の爲發行せらるゝ株券を新株券といふ。但し新株券は舊株が全額拂込の後でなければ發行することが出來ない。而して株主としての權利は、舊株券の株主と何等異なることはない。尚增資せんとするには、株主總會の決議によつて定款を變更しなければならない。

C　優先株券

優先株券とは、會社の利益に關し、普通株券に優先して一定の配當を受くべき特權の附してある株券である。例へば七分の優先株券の所有者は會社に利益ありたる場合、先づ所定の七分の配當を受くるの權利を有し、普通株券の所有者は尚殘額ある時に限り、配當を受くる權利があるのである。從つて會社の利益少く、優先株の所定配當に滿たないときは、普通株主は配當を受けることが出來ない。

若し、又會社の利益多く、優先株に對して所定の配當をなし、普通株主にも同樣の配當をなして後、尚剩餘利益金ある場合は、定款に特別の規定のない限り、普通・優先兩株主に同樣に配當するのである。

D　保證株券

保證株券とは會社の營業の成否に拘らず、一定の率まで配當を受くべきことを保證された株券であつて、若し實

際上營業利益が一定の率に達しない場合には、その率に達するまで政府が配當の補償をなすものである。彼の南滿洲鐵道株式會社、東洋拓殖株式會社の如く、所謂半官半民と稱せらるゝ會社の發行にかゝる株券に多く見らるゝところである。

終りに社債券と株券との確實性について一言することを許さるゝならば、社債は會社の資本とは別個の性質を帶びた純然たる會社の債務であつて、これに附せらるゝ利子は確實不動のものであるけれども株式は會社の資本を構成するものであつて、その配當は利益ありたる時のみ行はれ、不確定のものであるから、投資物件としては前者の方がはるかに確實性をもつ。これ社債券は市價の變動比較的少なく、株券はその變動多き所以である。

一一　商業助成機關

教授方針

商業の發達と商業助成機關との關係、及びその必要なる所以、その種別、玆に利用の道を明らかにするのが本課指導の主眼である。したがつて、教材排列の順序は、地方的に最も密接なる關係あるものに出發し、漸次一般的のものに進むべきである。尙時間に餘裕ある場合には、銀行集會所、商事調停裁判所、公證人、旅商（政府派遣の）商工省、大藏省、遞信省、領事館等の商業關係機關の概略にも一言するがよからう。

教授資料

商業助成機關

商業の發達は商人各自の努力に俟つことは言を須ふるを要しないけれども、尙その發達に重大密接なる關係を有するものは、商業助成機關（又は商業機關）の存在である。商業助成機關とは積極的には商業の利益を助長し、消極的にはその弊害を矯正するために設けられる公私の機關であつて、現在我が國に設立せられてゐるものは、大體次の如くである。

（イ）博覽會及び共進會　（ロ）商品陳列所
（ハ）同業組合　（ニ）計理士
（ホ）商業興信所　（ヘ）商工會議所
（ト）商品檢査所　（チ）產業組合
（リ）領事館　（ヌ）旅商

右の中主なるものについて左に解說を試みる。

博覽會及び共進會

何れの地方にも屢ゝその開設を見るもので、その目的とするところは商品販路の擴張、生產方法の改良、產額の

增加、產業上の知識の增進にある。一定の期間を限つて開設せられるのを普通とするが、中には常設的乃至半常設的のものもないではない。

博覽會及び共進會はその存立の旨趣よりすれば、入場料を徴せず、商工業者の隨意入場觀覽に任すべきものであるが、私設の機關たる以上、全然營利を度外視することは出來ず、一般的には入場料を徴するのが普通である。但し近來新聞社などの主催によつて開かるゝ博覽會の類は、殆どその全部が營利本位の興業的のものであることは感心出來ない。又會場には大抵臨時の賣店を併設し、陳列品と同樣の商品を販賣してゐるものが多いけれども、これもその性質上、どこまでも營利本位であつてはならない。博覽會は、その規模の大小によつて萬國博覽會、內國博覽會、聯合共進會、各府縣共進會、市町村品評會等があり、その陳列品の如何によつて、種々の名稱が附せられるけれども、その內容は概ね大同小異である。

商品陳列所

商品陳列所とは、商工業者をして重要商品の價格・性質の如何、意匠・嗜好の變遷、生產の方法、販賣の經路等に關する知識を得しめるため、常設の陳列所を設け、廣く內外各地の商品、その他これに關聯せる圖書、統計表、圖表、寫眞等を陳列してその參考に資する機關である。商品陳列所は大部分公設のもので、その主なるものは商工省の商品陳列館（震災のため多年に亘つて蒐集された重要商品は尠からず失はれたが、目下殆ど復舊した）、稅關の見本室、大阪、神戶、名古屋、京都その他の重要都市の商品陳列所等である。この外、支那、朝鮮、海峽植民地等の海外都市には、日本國產陳列所があつて、我が國產物の販路擴張に努力してゐる。

同業組合

同業組合は一定の區域內（この區域はその業務の種類によつて大小さまざまである）で、同一營業に從事してゐる人々、またはこれと密接な關係を有する業務に從事する人々が、共同して營業上の弊害を矯正し、利益を增進し、商品の粗製濫造を戒め、價格を統一し、同業者の親睦を計り、不正の競爭を避け、使用人の教育をなす等のために設けられる商業機關である。併しながらその多くは單に同業者の親睦を計るための宴會や、利益を增進するための賣價の協定、或は共同賣出し位にとゞまつてゐて、一般公衆の利益を計る方面が閑却されてゐるのは殘念である。同業者の利益を計る方面にのみ努力するが如き同業組合は、却つて商業の發展を阻害するものであることを忘れてはならない。その組織は營業の種類によつて千差萬別であるが、普通、常設の役員を置いて組合の事務を執行せしめ、組合員定時總會又は臨時總會の召集によつて必要事項を評議するのである。故に商人として營業を始める際には、成るべく所在地の其の營業の同業組合に加入するのが便利である。併しながら、同業組合中前記の如く不當の高價を維持して顧客の信用を失ふが如きものには斷じて加入せず、正々堂々と獨步する方が却つて商業を發達させる所以である。

我が國の同業組合には次の如きものがある。

（A）同業組合準則による同業組合

これは農工商業者、又はこれと營業上の利害關係を共にする者が、適宜にその地域を定め、その地域内の同業者の四分の三以上の同意を得て、同業組合規定を作り、管轄官廳の認可を得て設立するものであつて、强制によつて設立せられるものではなく、全く同業者の自由意思に基づいて設立せられるものである。（明治十七年十一月二十九日農商務省第三十七號同業組合準則第一條）我々が普通に見受けるところの同業組合は大抵これに屬するもので、彼の理髪業組合、書籍商組合、織物業組合、湯屋業組合、菓子商組合等はこの一例である。

（B）　重要物産同業組合

商工大臣が認定した重要物産の製造及び販賣に關する同業者、又はこれと密接の關係を有する營業者が相集つて一定の地域を定め、その地域内の同業者の三分の二以上の同意を得て、創立總會を開き、定款を作成し、商工大臣の認可を受けて設立するものである。重要物産同業組合は、同業組合準則に基づく同業組合と異なり、法人であり、しかも强制團體である。即ちその地域内にある同業者は、正當なる理由なき限りは强制的に加入せしめられる義務がある。

（C）　その他の同業組合

右の外同業組合の一種とも見らるべき組合に次の如きものがある。

（1）　輸出組合……同種類の重要輸出品の輸出業者、又は同一市場を目的とする輸出業者が、その輸出貿易の振興を圖るため、共同的の施設を爲す目的を以て設立する法人である。

（2）　茶業組合……製茶業に從事する者が、製茶法の改良、販路の擴張、賣價を正當ならしめる等の目的を以て設立する組合である。

（3）　重要輸出品製造組合……重要輸出品の製造業者が、その改良發達を圖るため、共同の施設をなす目的を以て設立するものである。

（4）　水産組合……水産業の改良發達を圖り、水産業者の利益を增進せんがために設立せらるゝもの。

（5）　酒造組合……清酒、白酒、燒酎、味淋等の製造業者又は販賣業者が、その製造方法の改善、販賣條件の統一等の目的のために設立するものである。

（6）　畜産組合……牛、馬、豚等の家畜類の飼育者が、共同利益を圖るために設ける組合である。

計　理　士（Accountant）

近時經濟組織の發展に伴なひ、大資本による商工業の經營が益ゝ多く、會計上の事務が愈ゝ複雜となつて來た結果、商工業者は自己の所有に屬する財産の各部分が如何に變遷しつゝありやを常に確實に計算し、その經營上の參考に資することが極めて肝要となつて來た。しかしながら商工業者自身は、その經營方面に鋭意力を盡さなければならない關係上、會社に關する事務を見るの餘力と實力とを缺く場合が少くない。計理士なるものは會計事務に精通し、この方面の檢查、調查、整理、鑑定、立案等を專門とする業務なること、あたかも法律事務に於ける辯護士又は辯理士の如きものである。從來我が國では、この方面の事務を辯護士が分擔してゐたものであるが、辯護士は

單に法律上の事務に精通してゐるのみであつて、會計事務を掌るためには會計に關する知識を缺くの憾みがあつた。然るに先年計理士法案なるものが議會を通過して、昭和二年度からこれが實施を見、次第に利用せられるやうになつたことは喜ぶべきことである。計理士制度の最も早く行はれたのは英國であつて、西暦千七百二十一年、ソーブリッツ會社の會計上の紊亂に際し、チャールス・スネル氏が帳簿の檢査を委託せられ、その財產の狀態を報告したのを以てその嚆矢とするのである。而して同國の商工業の發展は次第に計理士の必要を感ぜしめ、今日は殆どあらゆる方面の事業經營に計理士の關係せざるものなしと云ふ有樣である。アメリカに計理士制度の輸入せられたのはしばらく後のことであるが、現在では英國を凌駕する程である。

計理士法によれば、わが國において計理士となり得べき者は、次の資格を具備すべきことになつてゐる。

（イ）　計理士試驗に合格したる者

（ロ）　專門學校以上の學校の卒業生にして會計學を履修したる者

（ハ）　三ケ年以上會計事務の取扱の經驗を有する者

（ニ）　會計學を修めたる商學博士又は經濟學博士

以上の資格を有する者は、二十圓の登錄料を收めて計理士登錄簿に登錄し、商工大臣の許可を得て計理士の事務所を開くことが出來る。

商業興信所

商業取引上、相手方の人格、資產及び營業の狀態を詳細に調査することは極めて必要なことであるけれども、實際上は頗る繁雜で正確を期すること極めて困難である。商業興信所は、主としてこれらの必要に應ずるために生れたところの商業機關であつて、大體次のやうな業務を行つてゐる。

（イ）　加盟會員又は一般公衆の審問に應じ、秘密且つ迅速に調査してこれを回報すること。

（ロ）　日報、週報、月報、號外の類を發行し、商業登記、重要なる判決例、物價の高低、金利の高低、外國貿易の狀態、營業者の移動、取引者の取引高、不渡手形の顚末、破產の宣告、財界に起つた事件等を記載し、これを會員又は希望者に頒布すること

（ハ）　商工信用錄、銀行會社要錄、銀行會社業務統計要覽、資產要覽、商工要覽等の商工業關係書類を編纂して會員及び希望者に頒布すること。

商業興信所には營利的興信所と非營利的興信所との二種がある。營利的興信所は審問券を發賣し、何人と雖も希望者はこれを使用して調査を依賴することが出來るけれども、非營利的興信所は會員組織であつて、その加入會員のみがこれを利用し得るに過ぎない。わが國の興信所は多くは非營利的興信所であるから、これを利用せんとするには豫め會員となつておく必要がある。東京興信所（明治二十九年設立）及び大阪興信所（明治二十五年設立）は、我が國の主要なる非營利的興信所である。非營利的興信所は、會員以外でも希望によつては一定の調査料を收め、臨時會員として調査を依賴することが出來る。

商工會議所（Chambers of Commerce and Industry）

商工會議所は商業、工業、鑛山業の改良、進歩、發展を圖るための機關であつて、從來種々の名稱が行はれた。即ちその初めは商法會議所と呼ばれたものが、商工會議所となり、更に商業會議所となり、昭和二年から再び商工會議所と呼ばれるに至り、その組織にも多少の變遷をみたが、商工業の助成機會たる點においては、終始異なるところがない。

現在の商工會議所法によれば、その事務、權限は次の如くである。（商工會議所法第七條——第十條）

（イ）商工業に關する通報、仲介、又は斡旋、調停又は仲裁、證明又は鑑定、統計の調査及び編纂、營造物の設置及び監理、その他商工業の改善發達をはかるに必要なる事業をなすこと

（ロ）商工業に關する事項につき行政官廳に建議し、又は行政官廳の諮問に對し答申すること

（ハ）行政官廳の命により、商工業に關する事項の調査をなすこと

（ニ）商工業者に對し、商工業に關する統計、その他の調査をなすため、必要なる資料の提出を求むること

商工業會議所は一定の地域內（都市町、及び市町村合併等）の重要商工業一業種につき一名宛の割合を以て選擧せられた所の業種代表議員と、一定の資格を有する被選擧權者の中、選擧人の選擧を受けた議員とから成立してゐる。（選擧資格者は三十歲以上の男子商工業者、自己の名を以て商業を營む者、又その地域內に引續き二ケ年以上營業所を有する者たることを要する。婦人も亦、選擧資格を有するものである）議員の定數は五十名以下とし、任期は四ケ年、すべて名譽職である。

これらの議員はその事務を執行するため、更に會頭及び副會頭を選擧する。會頭は商工會議所を代表し、所務を總理し、會議の議長となるものであり、副會頭は會頭を補佐し、且つ會頭がその職務を行ふことが出來ない場合にはこれを代理するものである。この外定款の定むるところにより、重要なる事項に就き諮問を爲すため、議員定數の五分の一を超えざる數の顧問を置くことも出來る。顧問は商工業に關する學識經驗のある者、又は十年以上議員として功勞顯著なる者の中からこれを選任するのである。

商工會議所の經費は各選擧資格者が分擔するものであつて、納稅の多少によつて割當てられることになつてゐる。しかしながら定款の定むる所により、會議所の使用料、手數料又は實費の辨償を受けてこれを補ふことも出來る。

我が國の商工會議所は明治十一年商法會議所の名稱をもつて始めて東京に設立されたものをその嚆矢とし、明治二十四年組織にも若干の改正を加へて商業會議所と改稱した。現在の商工會議所は昭和二年に更に改稱せられたものである。今日では內地だけでも九十餘ケ所、植民地のものを加へると百ケ所以上に及んでゐる。

尙商工會議所が協力してその目的を貫徹するためには六箇以上の商工會議所が發起人となり、商工會議所總數の三分の二以上の同意により、日本商工會議所（法人組織）を設立し得ることとなつたので、東京、大阪、京都、神戶、橫濱、名古屋の六大都市の商工會議所が發起人となり、大多數の會議所の同意を得て設立したもので、現在は唯一箇所東京に在るのみである。

昭和十二年十二月現在における商工會議所の所在地は次の如くである。

札幌市、小樽市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、東京市、八王子市、京都市、大阪市、堺市、横濱市、横須賀市、神戸市、姫路市、明石市、長崎市、佐世保市、新潟市、長岡市、直江津市、高田市、川越市、前橋市、高崎市、水戸市、宇都宮市、栃木町、津市、四日市市、宇治山田市、名古屋市、豐橋市、岡崎市、平田町、一宮市、靜岡市、濱松市、沼津市、清水市、甲府市、大津市、長濱町、岐阜市、大垣市、長野市、松本市、上田市、仙臺市、福島市、郡山市、盛岡市、青森市、弘前市、山形市、酒田市、鶴岡市、秋田市、福井市、敦賀市、金澤市、富山市、高岡市、鳥取市、米子市、松江市、岡山市、倉敷市、津山市、下關市、廣島市、呉市、尾道市、福山市、和歌山市、徳島市、高松市、高知市、福岡市、久留米市、門司市、若松市、八幡市、大分市、別府市、佑賀市、熊本市、都城市、宮崎市、鹿兒島市。

尙、新領土竝びに海外に於ける我が商工業の發展を期するため、次の諸地方にも邦人の設立に成る商工會議所が置かれてゐる。

釜山、京城、元山、大邱、仁川、平壤、木浦、鎭南浦、群山、清津、新義州、豐原、大泊、眞岡、知取、ハルビン、新京、鐵嶺、奉天、安東、大連、營口、天津、青島、上海、漢口、ウラジヴォストック、サンフランシスコ、シヤトル、ホノルル、ヒロ。

日本經濟聯盟會

商工會議所に對し、純粹に民間實業家の輿論を代表する私的機關として重要なるものに、日本經濟聯盟會がある。これが設立の目的は、一般に内外の產業振興に寄與貢献するところに在るのであつて、即ち國内では税制整理に關する意見書を提出して、產業に携はる者の税金の負擔輕減に資し、對外的には諸外國と協調して世界的不況打開のために特派使節を出し、その他凡ゆる國際經濟關係の調査討究をなす等である。

產業組合

A　產業組合の意義

主として小生產業者及び消費者の便益を計るための團體組織であつて、十九世紀の初めに英國に先づ起り、その後諸國に發達し、最近ドイツに最も發達してゐる。（我が國にも徳川時代すでにこれに類似したものがあつたけれども、今日の如く組織的のものでは勿論なかつた）產業組合が生れた原因は、自由競爭に基づける現在の經濟組織下に於て、大資本の壓迫を感ずる中流以下の生產者が、これと對抗する必要から來てゐるのである。產業組合は個人經營の商店や會社と異なり、積極的に營利を目的とするものではない。組合員相互の利益を保護し、經濟上の競爭によつて組合員の受ける打擊を除去するのが本旨であるが、その行ふところは商業と殆ど異なるところがないのである。

B　產業組合の設立

產業組合を設立するには、產業組合法第七條及び第八條の規定するところにより、七人以上の者が定款を作成し

て、これを主たる事務所在地の地方長官に提出して、設立の認可を受けるのである。

定款記載事項は同九條に規定する如く

（1）目的、（2）名稱、（3）組織（有限責任組合か無限責任組合か保證責任組合か）（4）事務所、（5）出資の一口の金額及びその拂込の方法、（6）第一回拂込の金額、（7）剰餘金の處分及び損失分擔に關する規定、（8）準備金額及びその積立の方法、（9）組合員たる資格に關する規定、（10）組合員の加入及び脫退に關する規定、（11）組合の目的たる事業の執行に關する規定、（12）存立時期又は解散の事由を定めたるときはその時期又は事由。

定款には勿論設立者の署名捺印を要する。設立の許可が下りたときには、遲滯なく各組合員をして第一回の拂込をなさしめ、更に登記の手續をしなければならない。

C　産業組合の組織

我が産業組合法による産業組合には次の三つの組織がある。

（1）有限責任組合……各組合員は組合の債務に對しては、その出資額を限度として責任を負ふ組織である。

（2）無限責任組合…組合の債務が組合財産を以て完濟することが出來ない場合には、組合員は連帶無限の責任を負ふものである。

（3）保證責任組合…組合財産を以て債務を完濟することが出來ない場合には、組合員の全員が出資額の外に一定の金額を限度として責任を負ふものである。

D　産業組合の機關

産業組合の機關には、組合員總會、理事、及び監事の三者がある。

（1）組合員總會は組合の意思を決定する機關である。決議の方法には特別決議と普通決議との二種がある。特別決議は理事、監事等の選任解任を行ふもので、組合員總數の半數以上出席し、その議決權の四分の三以上の贊成を得て決するのである。但し定款により、別段の定めがあるときは例外である。また普通決議は組合の方針を決定するもので、出席組合員の半數以上の贊成を得て決せられる。組合員總會の招集者は原則的には理事であるが、理事に缺員のあるときには監事がこれを招集する。

（2）理事は組合員中から選任し、任期は三年である。株式會社の取締役に相當する。

（3）監事も組合員中から選任し、任期は一年である。株式會社の監査役に相當するものである。

理事及び監事に適任者を選任することは組合の發展上重要なことである。我が國の産業組合が比較的微々として振はないのは、他にも原因があるが、理事や監事の選任その宜しきを得ないことに起因するものとみてよい。

E　産業組合の種類

産業組合はその設立の目的によつて、次の四種及びそれらの組合せに種別することが出來る。

（1）信用組合…組合員が若干づゝの醵金をして信用組合を作り、組合員中に資金の必要あるものを生じたと

き低利に之を貸付け、その金融の便を計るものである。場合によつては組合は、更に組合員外からの預金を預かることが出來、之をも運用資金に合して金融することが出來る。

(2) 販賣組合……組合員の生産した物に加工し、又は加工せずしてそのまゝ販賣し、その利益を組合員に頒けるのが目的で、生産品の品位を別け、之に組合で定めた銘柄を打ち、組合の商標を用ひなどして、販賣高を多からしめ、之に對し、常に多少の手數料を徴して組合の維持費に充て、殘りは組合員に配當するのである。

(3) 購買組合……組合員の入用品をば多量に纏め、從つて安價に買入れて、之を組合員に別ち、普通の商品賣買に於て卸商及び仲介商人の占めるところの利益を排除し、節約するのが目的である。かの家庭必需品である食料品、日用品などを購買頒布する「消費組合」は、この購買組合の一種である。

(4) 利用組合……組合員各自では、その費用が容易ならぬ負擔となるやうな機械、器具その他の諸設備などを組合基金で買求めておいて、組合員が生産の目的のため、少額の使用料を納めた上、之が利用を計り、利用後は組合に返納させ、他の組合員に再びこれを利用させるといふのがこの組合の目的である。利用の目的物は動産には限らない。かの倉庫を組合で建てゝ、組合員に之を使用させるなどはその一方法である。

一二　重要商品

教授方針

商人は自己の取扱ふ商品については、その性質・用途・鑑識の方法・産地・取引値段・取引の方法等について、可及的深く且つ廣い知識を備へてゐなければならないことはいふまでもなく、直接取扱ふ商品でなくとも、これと密接な關係を有する商品については出來得る限り廣く且つ深い知識を有つてゐなければならぬ。中等商業學校、高等商業學校、商科大學等には特に商品學なる教科が特設せられ、内外の重要商品に關する知識を授けることになつてゐるが、新要目に於ては、青年學校の商業科教材の中にもこれを導入し來つたことは意義あることである。

本課に於いては、我が國の重要商品についてその性質・用途・鑑識法等の大要を知らしめるのが主眼である。なほ教授者は地方的に最も多く取扱はれる商品から出發して、漸次國内の重要商品に及ぶやう注意する必要がある。

教授資料

商品及び商品學

商品は我々の欲望を滿足する對象物即ち經濟財であつて、賣買の目的物として、市場(店頭)に陳列され、常に或

る價格（値段）を持つものである。商品は使用（利用、商品の種類•性質•生産•用途等）價値と交換（賣買、商品の生産費•品位鑑定•需給關係•賣買方法•取引組織等）價値とを兼有する。商品學はこの兩方面の事柄を研究する學問である。

商品の特性

商品は出來得る限り廣く世間に販賣しなければならないといふ立場から、

一、優良•安價なること
二、保存性の强いこと
三、運搬に容易であること
四、獨占性の大なること

等の諸性質を多く具備するほど需要が多くて高く賣れる。

商品の鑑識

商品には眞僞鑑別と眞正品の品位檢定（等級別即ち格附け）とが必要である。鑑識の方法には、

一、商品の形•色澤•香及び觸感等による感覺判定
二、紫外線利用などの物理的試驗、又は化學的試驗等がある。

商品の保存

腐敗又は變質し易い商品の保存方法は、商品により又場所•時節によつて一様でないが、冷凍•乾燥•通風•密封•加熱•防腐劑使用•罐詰•壜詰及び醱酵貯藏等がある。

商品の分類

商品は、

（一）需要の程度から必需品•有用（快適）品•贅澤品に、
（二）加工の程度から自然品•加工品に、
（三）使用の目的から生産財（直接原料又は機械•工場の類）と消費財（衣食住品）に、
（四）又生因から陸産物•水産物•空産物等に分れるが、本書は次の如く分類した。

(1)食料品、(2)衣料品、(3)建築材料、(4)燃料•動力、(5)林產品、(6)貴金屬、(7)卑金屬、(8)工業品、(9)纖維•纖維製品、(10)窯業製品、(11)火藥•爆藥•燐寸

食料品

食料を生産する土地には收穫漸減の法則が働くから、人口が急増すると食糧問題が起る。この場合には人口を調節するとか、肥料や品種改善、新耕地開拓による收穫增加によつて緩和調節されるが、時には食糧過剩のこともあつて、食料品價の暴騰、暴落を來たし、生產者（農家）•消費者（商工業者•勞働者）が脅かされる。蓋し食糧品は絶對必需品の爲である。

一 米 (Rice)

稻は高溫多濕を必要とするから、米の主產地は季節風帶の南東アジヤである。

稻は

(1) 成熟時期により早稻・中稻・晚稻

(2) 生育地により水稻・陸稻

(3) 用途により、粳(飯用)、糯(餅用)に分れ、日本では水稻の粳が最も多い。

稻の育成には直接播種法(支那印度式、本田に直接播種するもの)と、間接播種法(日本式、苗代田に播種して苗を作り、後之を本田に移植するもの)とがある。我が國では梅雨期に移植し、十月頃に收穫する。先づ稻莖を刈取り、稻扱機で籾と藁とに分け、籾磨機で籾殼を取つたものが玄米である。更に玄米を精米機にかけ、皮と胚子とを取つたものが白米で、胚芽米は胚子を殘したものである。玄米は榮養分が多いが消化し難い缺點がある。

荷　造

內地米は俵裝(四斗入二重俵)、鮮米は叺入(四斗)、臺灣米は麻袋入(一五〇斤)、外國米は麻袋入(西貢米一〇〇瓩、暹羅米二四〇磅、蘭貢米二二四封度入)とする。

米の性質

(1) 物理的性質

(イ)比重は一・四三で (ロ)硬軟二種がある。

東京は軟質米(生成原因は種子・氣候・地味の他に水量の豐富、成熟期間の短少等である)。大阪は硬質米を貴ぶ。軟質米は東北・北陸に產し、粘りが强く風味が佳であるが、搗きべりが多く變質し易い。九州米・朝鮮米は中位にある。

(2) 化學的性質

米は

(イ)含水炭素を主とし、(ロ)蛋白・脂肪を備へ、(ハ)消化・吸收力が良いから小麥と共に食物の主位を占める。

品　位

品位の決定に肉眼鑑定法と器械鑑定法とがある。我が國には各地に米穀檢查所があつて、合格(等級を附する)・不合格を定める。

米の用途

米は主として常食用であるが、酒造、餅、菓子の製造原料ともなる。

我が國の米の需給

昭和五年以前は米不足であつたが、その後朝鮮・臺灣・內地の增產、不景氣による一人當り消費量減少の爲、昭和

九年度（自八年十一月至九年十月）は過剰氣味となり、印度・佛領印度からの輸入が跡を絶つた。

取引

東京・大阪を始め、各地に米穀取引所があつて、多量の米が迅速に賣買される。取引には次の二種がある。

（1）現物取引

賣買約束と同時に現物と代金とを直ちに引換へる深川・神田川等の正米市場は原則として之による。現物取引の外に日常行はれるのは品物を受取り、金を月末に支拂ふ「掛け」賣買である。

（2）先物取引

一定數量の商品を一定價格で賣買契約するが、其の履行を將來の一定時期に實行するのである。取引所の清算取引は先物取引の一種である。

相場

將來高しと考へて買思惑する樂觀論者を强氣（Bull 牡牛）、安しと考へて賣思惑する悲觀論者を弱氣（Bear 熊）と云ふ。强氣・弱氣の多數が買手・賣手として現はれ、値を競合つて賣買する所が清算市場で、その結果決まつた値段が相場である。相場は多衆が財界の將來や商品の生産費、需給關係等を豫想した値段であるから、割合に公正と考へられる。

格付け

現在取引所の賣買標準米は東京は埼玉一等米、大阪は攝津中等米で、之を一石二十圓、三十圓と云ふやうに賣買する。併し、實際の受渡しにそれ以外の米が通用しないとすれば、他の米は清算取引の目的が達せられないから、取引所の賣買は標準米に依るが、この他に標準米より品質の良い米は高く評價し、品質の悪い米は安く評價し、等差を附けて受渡しに便する。之を格付けと云ふ。

この結果、東京取引所で今日一石二十五圓で當月限（本月末渡し）を賣つたとして、月末に米を渡す場合に、肥後米を提供してもよい。すると取引所で決定せる肥後米の格付けにより、若し渡す肥後米が埼玉一等米より高く格付されて居れば、其の格差だけ二十五圓より多くの代金が貰へるのである。

建値と取引單位

米相場は一石建の値段であるが、取引所の受渡し單位は十石であるから、十石以下又は十五石等の半端賣買は許されない。

二　小麥（Wheat）

小麥は米と同じく、禾本科に屬する一年生の植物で、米よりも生育力が強く、寒帶でも乾燥地でも産し、世界的主食品で國際的貨物である。

種類

（1）外皮の色によつて白肌・黄肌・赤肌の三種に

（２）種子の堅さによつて堅實・柔實

（３）播種期によつて春（又は夏）・秋（又は冬）

（４）產地によつて內地・米國・加奈陀・濠洲等に分けられる。

內地小麥は赤肌で粘力を持ち、パンの原料に適するが、製粉步合が少い。西洋種は白肌で粘力が少いが、製粉步合が多い。

柔實小麥は製粉によい。

成　分

小麥の成分は米に比して

（１）蛋白質が多く、

（２）含水炭素が少い。且つ

（３）白米はヴィタミンを缺くが、小麥はヴィタミンAを少量、Bを稍〻多量に持つてゐる。

用　途

我が國では八％が製粉用、一一％が醬油原料である。製粉の五〇％は麵類、二六％は菓子、一四％はパンに向けられ、其の他は麩・糊・カマボコ・味の素・齒磨粉から織物等の工業用である。

世界產額・我が國の需給

世界の小麥年產額は約一億三千萬瓩で、米國・ロシヤが首位であるが、主要輸出國は米國・カナダ・アルジエンチン・濠洲である。全產額は米と同量であるが、世界貿易量は約二千萬瓩で米の三倍に上る。

我が國の小麥

年產額約一千三百萬石で、內地九百萬石は內地需要、その他は輸・移出の製粉用である。最近、增產五箇年計畫が奏功して、內地は自給狀態に達した。今後の小麥政策は品種を改善し、製粉步合を高めることである。

我が國の製粉

手挽・水車挽から今や動力利用の製粉となり、其の生產額は昭和七年に十三億二千萬斤（一億二千八百萬圓）に達し、其の輸出入額は三億七千萬斤（二千六十萬圓）である。我が國の製粉は國產に米國・カナダ・濠洲產などを混合するが、其の混合率の如何は製粉技術の一つである。

小麥の取引

單位は我が國では百斤、英國はクォーター（約五百封度即ち二二六・八瓩）、米國太平洋岸はセンタル（百封度即ち約四五・四瓩）、大西洋岸はブッシェル（六二封度約二斗）で、世界市場の標準はシカゴ取引所の定期相場であるが一ブッシェル建である。小麥粉は一等粉から三等又は四等粉に格付し、更に粘力の如何によつて區別する。普通一袋建（正味三七斤、四九封度、即ち二二・二瓩、五貫九百匁入）單位であるが、米國では一樽（Barrel）即ち四袋、百九十六封度單位で値段を定める。輸入稅は百斤（六十瓩）一圓五十錢である。外麥で作つた粉の輸出には、其の

原料に對して輸入の際に拂つた關稅の戻稅が貰はれる。

荷　造

內地は四斗俵、朝鮮は正味一〇〇―一一〇斤の叺入、滿洲は正味一四〇斤、米國は約一〇〇封度（約四五・三瓩）濠洲は二二四封度、（一〇一・六瓩）の麻袋入である。小麥粉は布袋入で正味四九封度である。

運賃・保險料・問屋口錢等の負擔は、內地向きは製粉會社、輸出向きは買手である。

三　大　麥（Barley）

二條種・四條種・六條種などの區別があり、裸麥（Naked barley）は六條種に屬する一種である。六條種は食用となり、二條種は麥芽としてビールの原料に用ひられ、一般に飼料・ウイスキー原料・味噌・醬油・飴・燒酎等に用ひられる。歐洲諸國は多く輸入國であるが、我が國では自給自足である。

その他、燕麥（Oat）は寒地・瘠地の何れにも成育し、我が國では北海道・朝鮮に產し、黑麥（Rye）はロシヤ及び北歐諸國が主產地として知られてゐる。

四　豆　類（Pease and Beans）

蛋白質と脂肪とに富み、食料品及び油の原料として古くから重用せられて來た。白・黑・青大豆は蛋白質を四〇％近く、落花生は脂肪分四六％を含み、その他小豆・豌豆・蠶豆・茱豆・蔬菜用の刀豆（たたまめ）・鵲豆・八竹豆・大角豆等も凡て榮養價値に富んでゐる。

大　豆（Soy bean or Soja bean）

大豆は滿洲・支那及び我が國を主產地とする。日本內地の需要高は年額約七八〇萬石で、之に對し內地產額は二四〇萬石に過ぎないから、不足の三六〇萬石は滿洲、一七〇萬石は朝鮮より輸・移入する。

大豆の種類

（1）形によつて平豆・丸豆

（2）色によつて青・白・黃・赤・斑

（3）收穫期によつて夏・秋等の各種に分ける。

用途は、製油原料の外に、豆腐・味噌・醬油・湯葉・納豆・飼料及び肥料等頗る廣く、最初の製油は油脂工業の章で後述する如く、之からして塗料・リスリン（火藥その他に用ふ）・石鹼その他の原料として測り得られない價値がある。

大豆油（Bean oil）は大豆を壓搾又は浸出して生產せられる。浸出法は大豆を押潰して揮發油に浸し、油分を抽出した後、之を蒸溜して大豆油と揮發油とを分離する方法で、重量一三―一四％の油が得られ、壓搾法に勝る。油粕は壓搾法により大豆油を取つた後の豆粕で、肥料・飼料となり、食料にも利用出來る。平たい丸形で四〇―五〇斤玉から小形のもある。

最近の輸入は十三億斤（四千萬圓）、その中滿洲から輸入九・八億斤（三千萬圓）に上るが、硫酸アンモニヤ肥料の發達によつて漸減して來た。

我が國は大豆に對して一〇〇斤に七〇錢の輸入税をかけるが、豆粕には無税である。故に若し、內地で輸入大豆を原料として豆粕を作ると、その原料に對して輸入税の免除又は拂戻を受ける事が出來る。

豆粕の精算取引

神戸で行はれる。相場は一〇〇斤建、限月は五箇月。大連相場は一枚(四六斤)建である。この他に豆粕商と各地問屋との間には、五箇月先までの先物インヴォイス（Invoice インヴォイスとは仕切狀又は送り狀の意味、豆粕商仲間では大連その他から積荷が到着しない前に、この送り狀によつて豆粕を賣買する）取引があり、一〇〇斤建を單位とする。

滿洲國と大豆

大豆も大豆油も豆粕も、共に滿洲國の重要な輸出物であるが、殊に大豆は油脂工業の原料として多量に獨逸に輸出せられる。獨逸は昭和九年初めその輸入を制限し、或は大豆の自國産を奬勵し、或は落花生その他を以て大豆に代へようとしたが、九年夏再び之を緩和した。

落　花　生　（南京豆　Pea-nut; Ground nut）

大落花生と豆落花生とに分れる。子實は脂肪が多いから油脂工業の原料としてバター等を製し、尙直接食用、菓子用に供せられる。印度・アフリカ・支那に多く産する。

小豆・菜豆(隱元豆)・蠶豆・豌豆

小豆（Red bean）支那・滿洲國・日本(特に北海道)に多く、蛋白質・脂肪は大豆・落花生に劣るが、ヴィタミンBを含む。用途は米との混食及び餡である。相場は一〇〇斤建、輸入税は一〇〇斤五五錢である。

菜　豆　（French bean）

小豆と同じく北海道に多く、食料・餡及び菓子用に供せられる。相場は一〇〇斤建、輸入税は一〇〇斤五〇錢である。

蠶豆・豌豆

何れもその成分は略〻小豆に近い。主用途は食用・菓子・味噌・醬油・飼料である。輸入税は一〇〇斤六〇錢內外であるが、蠶豆は輸入、豌豆は輸出超過狀態にある。

五　甘藷・馬鈴薯

甘　藷　（Sweet Potato）

熱帶産で我が國は慶長年間支那から傳はり、今は東京以西に多く作られる。內地年産額は一〇億貫に上る。

馬　鈴　薯　（Potato）

十六世紀の頃、南米から歐洲に傳はつたもので、ロシヤ、中歐ではパンの代用食であり、我が國でも寒地産が良く且つ多い。いも類は澱粉に富み、副食物・酒精原料・澱粉料・飼料等に用ひる。

六　罐　詰　類　（Canned Provisions）

罐詰は今から一二〇年前，フランスのアッペル(Appert)が發明したもので、貯藏と携帶とに便なる爲大いに發達して來た。我が國では日淸戰役に戰陣用として發達し、爾後今日の進歩を見るに至つたが、その內容・製法には尙改善の餘地が多い。

罐詰の材料

魚肉•果實•蔬菜•海藻から煉乳等、あらゆる食料に及んで、その種類•內容は益々豐富化してゐる。

製　法

（1）封罐法

目的物を罐に詰め、密閉して煮沸し、罐が膨脹した時に小孔をあけて內部の空氣を拔き、直ちに鑞封する。舊式に屬し、小工場向きである。

（2）卷締法

目的物を罐に詰め、蓋は密閉せず、假卷締を行ひ、加熱して內部の空氣を拔いてから、機械で本卷締をして密閉し、更に加熱して內部を殺菌する新式法である。尙、空氣拔きは加熱法の外に眞空裝置法などもある。

我が國の罐詰業

近年輸出向きも著しく增加し、最近には輸出額五千萬圓を突破してゐる。輸出品は蟹•鮭•鱒を主とし、果實も數百萬圓に上り、仕向地は英•米•支•ハワイが多い。鮭•鱒の大部分は露領カムチャッカ、東西沿海州乃び千島・樺太等で捕獲せられる。

カムチャッカの漁獲權は日露戰後のポーツマス條約に基づくが、其の入札權利金に付ては年々日露間に紛爭が絕えない。

七　畜産食料品

家畜・家禽

我が國の家畜はもと役用に限られたが、明治に入り食用とされる事が多くなつた。我が國の家畜總數は約四〇〇萬頭、屠殺數は一五〇萬頭で自給自足の域に近く、不足分を滿•支から輸入する。

牛・豚肉は共に罐詰及び味樽漬となり、牛乳は蛋白質•脂肪•乳糖•灰分の外ヴィタミンＡＢＣを含み、山羊乳と共に榮養品としてその儘賞用される外に、濃縮•加工して煉乳(Condensed milk)、バター(Butter)、チーズ(Cheese)菓子等の製造原料とする。

我が國の乳製品（煉乳•粉乳•バター•チーズ等）

北海道で大いに發達し、今や年產額一〇〇〇萬圓に達し、餘剩を輸出しようとしてゐる。

煉乳は一罐一封度入を普通とし、輸入稅は品種により一〇〇斤八圓三十錢—十三圓四十錢、バターの輸入稅は一〇〇斤三十六圓九十錢である。

鷄肉・鷄卵

世界の養鷄國は米・支・露・獨・カナダ・日本等で、我が國では愛知・千葉・茨城・鹿兒島を主産地とする。種類が多いが、用途により卵用・肉用・卵肉兼用、及び愛玩用に區別することが出來る。

鷄卵も曾ては多額の輸入超過であつたが、最近は農家の副業奬勵により、僅か乍ら輸出に轉ぜんとしてゐる。只其の反面には飼料輸入が增加したが、我が國の鷄卵産額は三六億萬個、金額六五〇〇萬圓に達してゐるから、輸入飼料代の如きは問題とならない。

鷄卵は內地玉、支那玉とに分れ、內地玉には尾州玉・三州玉・地玉などの別がある。新鮮な卵の比量は一・〇八で古くなるに從つて輕くなる。水分・蛋白質・脂肪・灰分・炭水化物から成つてゐる。

鷄卵の品位

（1）卵殼が堅く

（2）半透明で

（3）**鹽水等に沈下する力の大なるもの**

を新鮮とする。保存法は冷暗所に置くを可とし、又は石灰中に貯藏する等の方法もある。

取引は名古屋産又は三河産を標準とし、關東は一〇貫目建、關西は一〇〇匁建又は個數建である。輸入稅は一〇〇斤につき鷄卵は四圓五十錢、卵黃紛は三圓五十五錢、卵白粉は五圓六十五錢である。

八　水産食料品

凡そ漁業の發達には他の産業と同じく

（1）原料地即ち漁場

（2）販賣市場

（3）生産設備即ち漁船、漁具

（4）之等を利用する人間能率の優秀を必要とする。然るに我が國は廣い陸棚、寒・暖二海流に惠まれ、世界三大漁場の一である。その上國民は漁業家として優秀で漁法もトロール式となつて來てから、水産總額は內地・植民地及び露領沿海洲を合して四六〇萬瓲、金額三億圓を超え、世界産額の一七〇〇萬瓲、金額二〇億圓に對し、一七％を占めて世界第一位にある。

我が國の輸出水産物

我が國水産物の輸出は蟹・鮭・鱒等の罐詰及び乾物であるが、輸出額は四五〇〇—五〇〇〇萬圓、總輸出の二〇—三〇％を占め、絹・綿・織物に次ぐ重要輸出品である。

水産製造物

水産物はそのまゝ食用となる外、乾物・鹽漬・罐詰とし、尙肥料、魚油の原料となり、魚油は更に油脂工業の原料として、化學工業上に重要な役割を占めてゐる。

乾物として主なる物は鰹節・鱶鰭（魚翅）・棒鱈・鹽乾鱈・乾鰕・貝柱・乾鮑・鯣・海參（海鼠の乾腸）・昆布・寒天・乾苔等

である。

鰹節は味の素の出現によつて昔日の勢を失つた。

鱈は食用の外にその肝臓から肝油を作る。

鰻・鮪は鱈と共にヴィタミンAを多量に含む榮養品である。

昆布は沃度を含み味だしにする。

寒天は石花菜(天草)・鬼天草等の心天草を主原料とし、これに烏足草・於胡草等をまぜて搗き、洗つて夜露にあてゝ漂白し、煮て寒天質を溶かし、粕を去つた液を箱に入れて、酷寒に凍らしめたものである。菓子・清涼食料・織物仕上糊・寒天版・酒類の清澄劑・バクテリヤの培養基等にする。

乾海苔(Purple sloke)の原料海苔は遠淺地の竹等に附着し、之を冬採つて乾す。主産地は東京と云はれるが、遠江其の他で養殖されるものも多い。

味付海苔・燒海苔は乾海苔を更に加工したものである。

九　食　鹽

食鹽(Salt)は鹽化ナトリウムを主とし、苦汁(硫酸マグネシウム・鹽化マグネシウム)其の他の不純物を含む。從つて鹽は單に直接食用、又は味噌・醤油の釀造原料となる外、ソーダ工業その他に不可缺の重要品である。

鹽は海・湖・泉の水に溶解せるものと、岩鹽とがあり、我が國及び關東州の鹽は海水から採る。

用　途

鹽は榮養現象の物理的・化學的作用を促す爲に、人體に不可缺品であり、工業原料としては先づ苛性曹達として、人絹の製造から現代文化生活に必要な一切の基礎原料となる。次に炭酸ソーダ(曹達灰)は天然曹達から精製されるが亦鹽からも得られ、硝子製造の原料となり、更に精製して重炭酸ナトリウム(重曹)として醫藥竝に飲食物調理に利用される。

尙、鹽素は漂白用の晒粉となる外、染料製造等の有機合成化學工業用に向けられる。

鹽の製法

(1) 天日製鹽法（臺灣・朝鮮・關東州で用ひる）と

(2) 煮熬法（內地の方法）と

(3) 岩鹽注水汲取法(岩鹽層中に水を入れ、泡和鹽水を汲取る法)とがある。

鹽の需給

我が國の鹽に對する需要額は化學工業の發達につれて年々に增加し、一一〇萬噸(內、內地產額五七萬噸)を超え植民地及び支那・スペイン・埃及等から輸入する額は五五萬噸に及んでゐる。世界の鹽產額は米國の六〇〇萬噸を最高として、露・支・獨が之に次ぐ。

鹽の品位

（1）鹽化ナトリウムの含有率が九〇％以上の物を一等とし、次いで八五、八〇、七五、七〇％以上の五等に分けてゐる。

（2）結晶は小なるを良質とし、醬油料としては多少の苦味があるのを貴ぶ。

（3）臺灣鹽は內地の三、四等鹽に、關東鹽は內地の三等鹽に相當するが、その再製鹽は一、二等鹽に匹敵する。

取引

我が國の鹽は政府の專賣で明治三十八年以來、內地鹽も輸・移入鹽も凡て政府に收納し、元賣捌人・小賣人の手を經て消費者に移る。鹽を工業用に使用する場合は賣渡し價格に割引があり、又鹽の製品を輸出した場合は補償交付金が下附せられる。

賣買は一〇〇斤建、荷造は內地鹽は八〇、五〇、四〇斤の叺入三種があり、臺灣鹽、支那鹽は一〇〇、八〇、五〇斤の叺入三種がある。

一〇　醬油

醬油（Soy）は足利時代から廣く釀造せられ、現在は日本食の必須品となつた。名産地は千葉縣の野田と銚子（銚子の醬油が良いのは熟練工が多い外に空氣の濕度及び水質の好適に因る）・兵庫縣の龍野・香川縣の小豆島等である。最近の內地年產額は自家用釀造を除いて普通醬油（一石六十圓と見て、合計二億圓見當に達してゐる）三〇〇萬石、溜醬油四〇萬石に達する。大部分は國內で消費せられるが、年二萬石內外は在外日本人用として主に東洋方面に輸出せられる。

種類

（1）普通醬油は鹽・大豆・小麥から造られ、最上醬油と番醬油とに分つ。

（2）白醬油は小麥の代りに大麥を用ひ、淡黃色である。

（3）溜醬油は大豆に食鹽を加へて造り、之を生引溜・束引溜・ニイラ溜の三種に分ける。また、銘柄上ではヤマサ・龜甲萬などに分ける。

製法

普通醬油は大粒・薄皮で脂肪分の多い小麥を炒つて細かく碎き、之に蒸して冷却した同量の大豆を混ぜ、その上に種麴を散布して麴室に放置する。三、四日後麴になつた所へ食鹽水を入れて諸味を作り醱酵桶に入れて時々攪ぜ、一年乃至一年半位で諸味を搾ると生醬油が出來る。この生醬油を加熱・殺菌・滓引すると生揚醬油が出來る。

番醬油とは生醬油を採つた粕に鹽水を加へて搾つたもので、原料一石から約一石の製品が得られる。

性質

普通醬油の比重は約一・二で、水分・食鹽・糖分・アミノ酸・蛋白質から成る。

品位

（1）色は紫晴赤色で

（2）透　明　（3）光澤があり
（4）異臭、苦味、澁味、酸味がなく
（5）味と鹽とがよく調和してゐるのを最上とする

取引單位

樽詰は一樽、壜詰は一打である。

一一　味　噌

味噌は支那からの傳來物と云はれるが、今は食料・調味料として我が國特有の生活必需品となり、自家用生産も甚だ多い。

種　類

（1）嘗味噌は加工味噌で、柚・胡麻・鯛・鰹・テッカ・金山寺味噌等があり、そのまゝ用ゐる。
（2）普通味噌は汁又は調理用に供するもので、
（イ）色相からは白味噌・赤味噌・相味噌
（ロ）鹹味からは甘味噌・中味噌・鹹味噌
（ハ）銘柄からは江戸・田舍・仙臺・參州味噌等に分ける。

原　料

大豆・米或は大麥・裸麥、及び食鹽・水等を用ひるが、種類によつて配合を異にする。

製　法

米或は麥の麴に鹽を混ぜて一晝夜放置し、之に蒸して冷却した大豆を搗きまぜ、樽に詰込んで熟成させるのである。樽は清酒の空樽を最適とする。熟成期間は早いものは一週間、長いものは一年に亙る。

性質・品位

澱粉・蛋白質・脂肪等と灰分・食鹽・水分とから成る。
（1）各種特有の芳香を有し、
（2）光澤があり、
（3）異臭のないのが良い。

取引單位は一樽又は一貫であるが建値は一〇貫を普通とする。

一二　砂　糖

砂糖（Sugar）は味甘く且つ榮養價値が大きい爲、日用食料品として世界的に普及しつゝある。原料に甘蔗（Sugar Cane）と甜菜（Sugar beet）とがある。

甘　蔗

禾本科植物に屬し、印度を原產地とし、年平均氣溫十六―十八度、夏季高溫で、年雨量一二〇〇―一四〇〇粍の

地に發育する。

甜菜

萵苣(ちさ)類の野菜で、春夏に溫暖多雨、秋の收穫期に凉しくして乾燥する土地に適する。初め飼料としたが、十八世紀中葉、獨逸でマルグラーフ（Marggraf）が砂糖採取に成功したものである。

日本の砂糖

慶長年間に移植されたが、維新後は安價な輸入糖に壓迫されて漸衰した。臺灣に於て栽培法の合理化、品種改良、工場設備と操作の改善竝に保護政策によつて、今日漸く自給自足の地位に達し、尙ジャヴァ粗糖を精製して支那等へ輸出してゐる。日本における甜菜糖は僅かに北海道・朝鮮に產するに過ぎぬ。

製法

（1）舊製糖法

甘蔗を挽臼に掛け、牛馬に挽かせて蔗汁を搾り、之を（イ）釜で煮詰め樽に入れて冷却し、樽入黑糖を作り、（ロ）又蔗汁を煮詰める際、石灰乳を釜の中に入れて蛋白質や汚物を除き、更に淸澄桶で沈澱物を除いて揚釜で煮詰め、樽に注入して凝結させて、樽入白下糖を作る。

（ハ）和三盆(三盆白)は之を袋に入れ、糖蜜を押し出したものである。

（2）新製糖法

（イ）粗糖（Raw Sugar）

破碎轉子と壓搾轉子とを蒸氣力で動かして、甘蔗から糖汁を搾り、之に少量の石灰乳を加へ、熱して汚物を除いて得た淸澄液を效用罐で煮沸し、濃縮した液を眞空結晶罐に入れ、白下糖を作る。更に白下糖を分蜜機に送り、遠心力を利用し、糖蜜を除いて分蜜糖(即ち粗糖、一番糖又は黃双といふ)を得る。そのまゝ食用にもする。

（ロ）白糖（White Sugar）

粗糖を水で洗ひ、溫水で溶解し、淸澄したものを骨炭を充した濾過器で脫色し、更に濃縮・結晶・分蜜の工程を經て白糖を得る。白糖の結晶の粗大なのは双目(ざらめ)、極細なのを車糖といふ。

（ハ）加工精糖

白糖に更に加工して氷砂糖、角砂糖を得る。

（ニ）耕地白糖（Plantation White Sugar）

原產地に於て糖汁に多量の石灰を加へて不純物を除去し、更に炭酸瓦斯を作用せしめて石灰を除き、得たる淸澄液を漂白し、後に濃縮・結晶・分蜜して遂に原料から直ちに白糖を得るもので、品質は精糖に劣るが生產費の安い特長がある。

（3）甜菜糖製造法

洗つた甜菜を切斷し、之を溫湯に浸して糖分を溶解して糖液を得、耕地白糖と同工程で白糖を製する。

砂糖の成分

砂糖は炭素と酸素と水素の三元素から成り、酸素と水素は水を作り、之に炭素が混じて炭水化物即ち含水炭素を形成してゐる。

包裝

臺灣原料糖は麻袋百斤入、同白糖及び內外精糖は二枚アンペラ包一〇〇斤入、ジャヴァ原料糖は竹籠三七〇—五六〇斤入、キューバ原料糖は麻袋約二四〇斤入である。

取引

我が國では東京・大阪が中心市場で、相場は一〇〇斤建である。東京清算市場に上場される標準製品は臺灣製糖會社の分蜜糖、中双目 TAB で保稅品（消費稅を含まない價格の品物）である。實物市場では各品種の銘柄に依り、納稅品（稅金を納めた物）を取引する（紐育の定期取引は限月十二箇月、標準物はキューバ粗糖保稅品一封度單位何仙（セント）（Cent）、倫敦は限月十二箇月、標準物は細目白双B級保稅品、一ハンドレッド・ウェイト單位で何シリング（志）、何ペンス（片）、スラバヤは限月四箇月、標準物は白双、一〇〇キロ建で何盾（ギルダー）（Guilder）と云ふ。世界の砂糖相場は以上の三市場によつて支配される。

稅金

我が國では精糖一〇〇斤に對し、品質により三三七—七一五錢の高率關稅をかけ、安い外糖輸入を防止して糖業を保護してゐる。

なほ、砂糖には國內でも一〇〇斤につき、黑糖九〇錢から角糖九圓五十錢の消費稅が課せられてゐる。但し輸出精糖用として輸入する原糖は無稅である。

一九二九—三二年の世界恐慌で小麥・砂糖・棉花の國際農產物は生產過剩で最大打擊を受けた。從つて、砂糖は國際的に輸出量の協定をして各輸出國の生產を制限したが、日本は輸出國でないから除外せられ、高關稅で外糖輸入を阻止し、同時に砂糖會社は聯合協定（カルテル 英 Cartel 獨 Kartell）により、價格を維持した。

一三　茶

茶は山茶（つばき）科の一種で、原產地は南部支那、印度である。製茶法は支那の創始と看做される。世界產額は（日本最大の綠茶產地は靜岡で、輸出向のものを多く作る。臺灣には紅茶を作つてゐる）五〇萬瓲弱、日本產額は其の一〇％に當る。國際貿易上の取引量は四〇萬瓲を超え、重要國際貿易品の一つである。我が國の輸出は其の二％（千三百萬圓）前後である。茶の主要消費國は英・米・カナダ・ロシヤ・支那及び日本である。

種類と製法

茶は製法によつて綠茶（Green tea）、紅茶（Red tea）、烏龍茶（Oolang tea）、包種茶（Pouchong tea）、磚茶

（Brick tea）等があり、綠茶には更に煎茶・玉露・碾茶等がある。摘芽は植付後三年目で、一箇年の摘芽回數は我が國で三、四回、印度の熱帶地では四、五回に及ぶ。

煎　茶

嫩葉を甑に入れて蒸した後之を冷却し、さらに炭火に乾しながら手で揉む。其の丸く揉んだものは玉茶である。

玉　露

樹齡十年以上、碾茶の薄茶は樹齡一〇―五〇年、濃茶は四〇―五〇年以上の日覆を施せる老茶樹の葉から作る。

碾　茶

手で揉まないで焙じ上げ、石臼で碾いて粉末とする。

番　茶

古葉や古芽を蒸さずに鍋に入れ、焙じ上げて作る。

再製茶

品質の似た數種を混じて、焙じて乾した輸出物である。

紅　茶

日光又は熱風にあてゝ、萎凋せしめた茶葉を高溫で醱酵せしめ、更に助炭內で揉みながら乾かす。

烏龍茶

臺灣や支那福州に多く、葉を屢〻打合はせる外は紅茶と同じで、之に香ある柚花や蘭花を混ぜたのが包種茶である。

磚　茶

紅茶や綠茶の粉を固めたもので之を削つて使用する。

品　位

綠茶は

（1）小形で、（2）大小の差なく、（3）均一な暗綠色で、（4）芳香を有するのが優良である。

紅茶は暗赤色であるが、大體綠茶と同標準で鑑定する。

性　質

（1）茶は茶素とタンニンとを含有する。

（2）綠茶はヴィタミンB・Cをも含み、

（3）且つ、消毒作用がある。

用　途

綠茶は我が國、紅茶は歐米で愛用する。

取　引

相場は、內地向は十貫又は一〇〇斤建、輸出向は一封度又は一〇〇斤建である。輸入稅は一〇〇斤に付き、紅茶は八十八圓八十錢、同粉末は二十九圓五十錢で、包種茶は六圓、その他は十圓六十錢である。

一四　珈琲・ココア

珈　琲（Caffee）

珈琲樹は茜草科に屬する熱帶植物で、所謂コーヒーは其の種子の珈琲豆を炒つて粉碎したものである。世界產額は二〇〇萬噸、ブラジルが第一位であつて一五〇萬噸を產し、主要消費國は歐米であるが、英人は紅茶を主とし、獨・佛・伊は珈琲を主とする。日本の需要は約二四五〇噸二〇〇萬圓、全部輸入である。種類には珈琲樹にアラビア・リベリア・ロブスタ等、珈琲にはモカ・ジャヴァ・リオ・サントス等がある。輸入稅は種子一〇〇斤十五圓十錢、その他は二十五圓十錢。ブラジル產の包裝は麻袋六〇噸入である。

ココア（又はカカオ Cocoa, Cacao）

カカオ樹は高さ二五―四〇呎位の熱帶的濶葉樹で、果實は二〇センチメートル位の胡瓜型、內にカカオ豆が六〇―七〇個ある。

この豆を醱酵させて乾かしたものが、即ち飲料用のココア（茶にはティーン、コーヒーにはカフェインがある如くカカオ豆にはテオブロミンと稱するアルカロイド性の興奮分子があり、他に多量の脂肪（カカオ脂）と蛋白質及び澱粉をも含んでゐる）や、チョコレートの原料である。世界產額は約五三萬噸、アフリカ殊に黃金海岸と中・南米に產する。主要消費國は米・獨・蘭・佛等で、我が國はチョコレート菓子の原料として五〇萬圓位を輸入する。輸入稅は一〇〇斤に付き、種子は六圓、その他は四十三圓である。

一五　酒　類

酒精（アルコール）を含有する飲料を總稱して酒類といふ。古代から到る所にあり、原料は穀物を主とし、時に果實を用ひる。その本質は糖分であるが、之を酵母と稱する微小生物により醱酵せしめると、砂糖が變化して酒となるのである。故に酒の製法は、糖化と醱酵との二工程から成るが、

（1）已に糖分を持つて醱酵工程にて足るものに、葡萄酒や他の果實酒、ラム酒がある。而して、

（2）糖化と醱酵とを同時に行ふものが、日本酒・支那酒であり、

（3）糖化と醱酵とを別工程で行ふものが麥酒・酒精等である。

A　清　酒（Refined Sake）

清酒は文祿時代に鴻池家の祖先が江州で造つたもので、昔は濁酒であつた。

醸　造

清酒の原料は白米（粳米で大粒豐圓軟質のものを貴ぶ）で、之を甑で蒸して、種麴をまくと麴（菌の發育が十分で有害菌類のないのが良い）となる。之に蒸米と水（造酒用の水は硬水で石灰苦土を多く含むものが良い）とを加へて攪亂すると、麴の作用で粥狀の稍〻酸味を帶びた酛（酒母）が出來、これに又蒸米と麴と水とを一定時日をへだ

てゝ三回に亙つて添加する。第一回の初添から第三回の留添までは約十三日間、其の後十五日にして醪になる。この醪を袋に入れて搾ると酒液と酒粕が分離するが、この酒液を幾度か沈澱清澄して初めて出來たものが新酒である。新酒は米一石から約一石五斗出來、後に酒粕が殘る。なほ新酒は腐敗し易いから更に火入釜で殺菌する。之を火入れと云ふ。かうして夏季を經過したものを古酒といひ、樽に入れて市場に出すのである。

性　質

水より稍ゝ輕く一三―二〇％の酒精を含む。

品　位

(1)美しい淡黄色を呈し、(2)清冷で、(3)芳香を放ち、(4)酒精が強く、(5)甘味・澁味が適度で、(6)飮んで惡醉しないのを上等とする。

防腐劑として「サルチール酸」の使用は許されるけれども、一石に十匁を限度と規定せられる。「過クロール鐵」液を滴下して酒が紫色になれば「サルチール酸」が入つてゐる證據となる。

造石高は歐洲大戰の好況時に六〇〇萬石、現今は三〇〇萬石である。之は不況の影響の外ビールの進出にもよる。

課　税

酒の釀造は免許制度であつて、造酒税は三億圓に達し、國庫歳入の主要財源の一である。税率は淸酒一石につき酒精二三％以下は四三圓、以上一％を增す每に一圓八十錢を增し、一年四回に分納する。造石税であつて出庫税でない爲に、賣れない酒にも税金の先拂ひをしなければならない。

取　引

江戸時代からの慣習は十駄(二十樽)單位であるが、近來は一樽(四斗入)又は一石をも單位とする。罎詰は一打又は一箱を單位とする。酒造家から大桶で仲買人に賣る場合は大卸であるが、普通は特約店を經て一ロ一〇駄づゝ卸賣する。

B　ビ　ー　ル（Beer）

概　説

西紀前既に飮用せられてゐたと傳へられる。主産國は獨・英を最とし、佛・白・チェッコ・墺これに次ぐ。米國は大生產國であつたが、ウィルソン大統領が大戰に際し、禁酒令を發してから殆ど全滅した。然し一九三三年、ルーズベルト大統領の解禁により再び生產に着手するに至つた。現在の世界生產額は約一億五千萬ヘクトリットル、日本は(日本の最高生產記錄は大正九―十三年頃九十萬石であつたが、後の不況につれ、各ビール會社とも卸値段を引下げて販賣激戰をやり、需要を喚起しようとしたが、七十六萬石を超えなかつた。しかし最近小會社は大會社に併合せられ、亂賣が絶えて漸く安定するに至つた。昭和七年の圓爲替安以來我が輸出は東・南洋に增加して來た)約一五〇萬リットル(八十萬石)である。

種　類

（1）色によつて獨逸のラーガー、英國のエール・スタウト及び生ビール・黑ビール・白ビール等に分れ、

（2）銘柄によつてキリン、エビス、サクラ、サッポロ等の區別がある。

原　料

大麥・ホップ・水及び酵母を材料として、我が國では之に碎米を加へる。ホップは蛇麻科に屬する雌花で、ビールを澄まして香氣と苦味を與へるものである。水は石膏又は炭酸石灰を含む硬水が可とせられてゐる。

製　造　法

大麥に濕度と溫度とを與へて發芽せしめ、之を乾かし麥芽（Malt）を作る。この麥芽を糖化釜に入れ、煎出して麥芽汁（Beer wort）を得、これにホップを加へた煮沸濾過液を酵母（Yeast）で醱酵せしめたものが、ビールである。大麥一石から約二石のビールが出來る。

性　質

我が國ビールの含有酒精量は英の七％、獨の二・七％に對し、三・八五％から四・九％迄である。

品　位

（1）黃金色　（2）淸澄　（3）コップに注ぐと泡が勢ひよく上り　（4）香氣よく　（5）苦味が少くて　6）酸味と刺激性のないのを優良品とする。

取　引

市場に出る樽入は約二斗七升入、壜入は大壜三合八勺、小壜一合九勺入であつて、取引の單位は一樽又は一管である。

造石稅

一石二十五圓、輸入稅は一〇〇リットル六圓四十錢（一石約三十圓）で、贅澤品として從價十割を課稅されてゐる。輸出ビールに對しては戾稅が交付せられる。

C　葡　萄　酒（Wine）

概　　說

歐洲では古くから常用愛飮されてゐる。世界產額は約一六八〇〇萬ヘクトリットルであるが、生產國は佛・伊を最とし、遙かに西アルジェリア・ルーマニア・獨等これに次ぐ。我が國の產額は僅少で云ふに足らず、概ね外國から輸入する。

葡　萄　樹

（1）溫くて　（2）雨量少く　（3）日照よく、（4）且つ排水のよい南斜面の地で　（5）灰質の加里や燐酸を含む土壤を好む。

種　　類

（1）　材料によつて白・赤の二種があり、

（２）性質では天然・混成・合成の三種に分れ、

（３）銘柄別にいふと、ポルト・シェリー・ボルドー・クラレー・マルサラ等が有名である。

製　法

赤葡萄酒は充分成熟して一八％以上の葡萄糖を含む葡萄を潰し、桶中で醱酵約二週間、果皮や核を沈澱せしめて後、清澄液のみを更に數箇月も醱酵せしめ、仕上樽に移して清澄・殺菌・密閉して貯藏する。（葡萄酒は釀造後その貯藏が長い程風味も良化するから、其の價格も騰貴するを常とする）

白葡萄酒

葡萄を潰して液のみを醱酵せしめる。良質の白葡萄酒に炭酸瓦斯を飽和せしめるとシャンペン(Champagne)酒が出來る。

混成葡萄酒

葡萄液に酒精・ブランデー・砂糖を調合したもの。

合成葡萄酒

酒精に香料や糖分・着色劑を加へて作つたもの。

性　質

（１）水分・酒精エキス・總酸・糖分・グリセリン・鑛物質等を含み、

（２）暗紅色（又は黄白色）で、

（３）芳香と僅かた酸味とを有する。

品　位

（１）貯藏年限が永いこと（少くとも二箇年）

（２）清澄なこと

（３）人工着色のないことが必要である。

商品としては

（１）樽入は內地產一〇〇リットル、英國產四六ガロン、佛國產二〇〇—二二五リットル入である。

（２）壜詰大壜四合弱、小壜二合弱入で、大壜は一打（八本入）、小壜は二打箱入となつてゐる。

日本の制度

葡萄酒の釀造も免許制であり、剩へその造石高は一年五十石以上でなければならぬ。造石稅は一石四二圓以上、輸入稅は酒精の含有率二四％以下のものは、一〇〇リットル十六圓四十錢、壜入は八十一圓九十錢となつてゐるから、輸入品の多くは樽入で輸入後壜詰にしてゐる。近年ウィスキー・ブランデー等の火酒（酒精分の强き蒸溜酒）の輸入も漸增傾向にあつて、その國產品は尙品質の改善・發展の餘地が多い。

一七　煙　草

煙草（Tobacco）は茄科植物である。コロンブス（Columbus 1446—1506）がキューバ（Cuba）の土人が喫煙してゐるのを見て、歐洲に持歸つたと云はれ、我が國へは德川時代に天主教の宣教師が齎らしたものである。葉煙草の世界年產額は最近約二四〇萬瓲、主產國は米國約七五萬瓲、英領印度約六四萬瓲等で、ロシヤ・蘭領印度之に次ぐ。我が國年產額は約九萬瓲であつて、優良品は輸入し、國產品は輸出して、差引四〇〇萬圓位の入超である。

種　類

葉煙草は地味・濕度・濕度・風速・霧の有無等に對して敏感な爲に種類多く、（外國種にはハヴァナ・ホワイト・バーレー・オリノコ・スマトラ・マニラ・トルコ・エヂプト煙草等があり、國產には國分・水府・秦野煙草等の種類がある）、同じマニラ葉にしても、最優良品は極めて小範圍の土地に限られてゐる。日本でも種類は四十種以上もある。大別して有柄葉と無柄葉とがあり、更に葉の大小等により細別される。また製品別では刻・紙卷（シガレット）、葉卷（シガー）、嚙・嗅煙草等がある。

性　質

（1）ニコチン　（2）灰分　（3）蛋白質　（4）膩脂　（5）各種の酸類等をふくむ。

品　位

（1）ニコチン含有量が少く、（2）芳香があり、（3）火付きがよくて、（4）味輕く、（5）煙量が多くて、（6）灰の白いのを上品とする

煙草專賣制度

政府は毎年耕作すべき煙草の種類・耕地・面積並に買上値段を定め、指定人に栽培せしめて之を全部買上げ、政府は自ら製造して指定販賣人をして小賣せしめてゐる。政府の專賣益金は一年一八〇〇〇萬圓に上る。葉煙草の買上値段は、品質によつて十八等に分けられ、年々不同であるが大體一貫に付き四十錢から十二圓見當に及ぶ。買上量は年約一七〇〇萬貫に達してゐる。外國煙草の輸入も政府自らする外は、特に許可ある者に限り、輸入稅は嚙煙草・嗅煙草は一斤それ〲二圓二十錢・五圓十錢であるが、その他は從價三五％である。

衣　料　品

衣服原料

革・毛皮類を除いては凡べて纖維類であるが、大別すると、

（1）　動物質纖維・獸毛、殊に羊毛と生絲

（2）　植物質纖維即ちセルローズから成つたものであつて、

（イ）　種子纖維（綿）　　（ロ）　莖纖維（大麻）

（ハ）　葉纖維（マニラ・ヘンプ）　（ニ）　果實纖維（椰子）等、

（3）　礦物質纖維（金絲・銀絲・石綿・硝子）の自然物及び、

（4）　人造纖維即ち人造絹絲・ステープルファイバー等であるが、この中で最も重要なものは羊毛と綿、並に人

纖である。

衣服の目的

（1）保溫・防濕が主で、稀には

（2）防暑・防熱にもある。その爲毛織物を第一とし、綿・絹・麻は之に次ぐ。しかし、

（3）威嚴や裝飾も一目的となり、熱帶人はこの點で色彩の多樣性を愛する。人絹が最近頓に進出した一因は茲にある。絹織物は保溫・美觀・輕快において劣るも、安價と丈夫な點で大衆性を持つてゐる。

纖維の鑑識

（1）手觸　（2）外見　（3）檢鏡　（4）紫外線應用　（5）試藥反應等の方法がある。絲はその太さの外に、均齊が肝要であるから、（6）條斑の檢査が行はれる。尙纖維は吸水量が强いから取引にはその　（7）含水量の限度を一定してある。即ち一八九八年の巴里纖維國際會議は許容水分（公認水分 Allowance of water）を次の如く定めた。生絲一一％、棉花・綿絲八・五％、羊毛トップ一八・二五％、毛絲一七％、大麻絲一二％、亞麻絲一二％、黃麻絲一三・七五％、屑絲一八・二五％である。

一　棉花

棉花（Cotton）は錦葵科の一植物の種子を覆ふ纖維で、溫帶・熱帶に作られ、主產地は米國で世界產額の五二％を占め、印度・支那・ロシヤ・埃及・ブラジル等が之に次ぐ。

棉花の生產增加

近代資本主義の發生即ち十八世紀後半の產業革命と共に、英國マンチェスターの紡績工場が之を需要し、その植民地たる印度・埃及及び米國に之を求めた。十九世紀中葉から獨り英國のみならず、歐米諸國も紡績國となり、歐洲大戰後日本は勿論印度・支那にも大いに發達して來た。

各國の棉花使用高

米國が第一位で、日本は實に世界第二位を占めるに至つた。然し原料的に見ると、日本は內地・朝鮮を合はせて年產額僅かに三萬圓に過ぎず。消費年額六四萬瓲（最近五箇年平均）は殆ど米國・印度及び埃及から輸入する爲に、棉花相場の高い時には輸入額六億圓に達して、輸入品の首位にある。

輸入棉花の種類

（日本商品は一九三二年から、圓爲替の低落に乘じて印度市場に殺到し、印度並に英本國ランカシア紡績工業を脅威した爲、こゝに印度政府は一九三三年四月、日印通商の新協定を希望した。バーター主義又はバーターシステム（Barter System）はこの新協定の精神であつて、日本が印棉一五〇萬俵を買へば、印度も日本綿布四億平方ヤードを買入れようと云ふ「與へて取る」（give and take）の相互關係主義である。この交換主義は今や世界各國間の貿易政策たらんとするものである。輸入棉花の種類は生產國の棉花相場と、綿製品の種類如何とにより變化するが、紡織品の高級化と共に印棉から米棉・埃及棉へと次第に優良品に移つて行く。

棉花輸入と製品輸出

我が國の棉花輸入は、昭和八年の金額で六億圓に上るが、その大部分は綿製品として輸出せられて、國富を増してゐるから決して悲觀の要はない。

棉花の種類

（1）海島棉（Sea Island Cotton）

米國東南海岸及び島嶼に産し、純白で絹のやうな光澤を持つ。纖維は柔軟で細長く、品質最良であるが、栽培困難のために産額は少い。

（2）陸上棉（Upland Cotton）

所謂米棉で、米國南部に多く、世界産額の約六〇％を占める。品質は埃及と印度との間に位し、中番手の紡績に適する。我が國輸入棉花の約五〇％は之である。

（3）印度棉（Indian Cotton）

白色又は淡褐色で、纖維は稍ゝ太く粗剛であるから、太絲紡績に用ひられる。産地によりブローチ（Broach）・ベンゴール（Bengal）等の銘柄が數種類ある。

（4）埃及棉（Egyptian Cotton）

ナイル河畔に多く、白と黄褐色とあり、品質は海島棉に次ぎ、細絲紡績に適する。

（5）支那棉（Chinese Cotton）

揚子江流域に多く、纖維粗剛且つ調製不完全であつて、最下等品である。太絲紡績又は中入綿に用ひる。

（6）日本棉（Japanese Cotton）

内地棉は支那棉に類する。朝鮮棉は（Corean Cotton）在來種のものは粗惡であるが、陸上棉種は米國産に匹敵し、内地の紡績原料であるが、化學工業方面では綿火藥・セルロイド等の原料となり、我が國では夜具・被服の中入綿として用ひられる。また衞生材料として必需品である。

栽　培

成育期間（七箇月間）は霜がなく、成長期に多量の水が得られ、開花・成熟・收穫の頃に雨のない熱帶・亞熱帶の砂質土壤の地に栽培される。一株の結實でも成熟時が一様ならず、且つ成熟すれば速かに摘取らなければならないから多くの勞力を要する。收穫したのみの棉花を實棉（Seed Cotton）繰綿機で實棉から種子を分離したものを繰綿（Ginned Cotton）と云ふ。

性　質

（1）纖維素・水分・油脂・蛋白質・灰分を含み、

（2）白色又は灰褐色を帶び、

（3）纖維は中空、長さ一八—五四粍

（4）螺旋狀に撚れる。

品位

（1）白色（2）光澤あり（3）細く（4）長く（5）強く（6）撚れ方に渦卷・塊狀（ネップ）がなく、（7）且つ撚れが多く、（8）纖維が均一で、（9）組織が中空に、（10）交り物・水分が少いのが良品である。

用途

棉花の大部分は紡績用に供されるが、布團その他の充塡用・化學工業用・衞生用ともなる。尙、棉の實は約二割の油脂を含むから製油原料とし、その粕は又肥料や飼料となる。

標準品と格付

（1）陸上棉はミドリング（Middling）を標準として九等級

（2）印度棉はフリーグッド（Fully good）を標準として七等級に格付せられる。

市場

世界的市場にニューヨーク（New York）・ボンベー（Bombey）、リヴァプール（Liverpool）、我が國の市場は東京・大阪である。

相場

英・米は一封度建、印度は一キャンデー（七三八封度）建、上海は一ピクル建で、取引單位は十俵である。

輸入方法

我が國では紡績會社が産地で直接に買付けず、棉花商の手を經る。米棉は三社（日本棉花・東洋棉花・江商）が我が國全輸入高の約七〇%を取扱ひ、テキサス州で新棉出廻期の九月頃から、最盛期十一—一月にかけて買付けて積出す。

印棉は三社及び他會社が集散地ボンベーで、十一月頃から出廻り最盛の一—三月にかけて買付ける。實棉は輸入會社が自身の工場で繰上げて綿として、ボンベー等から積出すのである。

大阪三品取引所は我が國唯一の棉花清算取引所である。棉花の定期取引は限月七箇月、取引單位は一〇〇斤建一〇俵、標準品は米棉のストリクト・ミドリング（即ち米棉の第四級品）である。

世界の棉花相場は、先づ供給量の大半を占める米棉の需給關係による。供給を左右する原因は、前年度からの持越量の多少、新棉の植付反別及び作棉の良否（天候・蟲害等）で、需要は綿製品の賣行如何（景氣の良否・爲替相場の高低等）による。

二　綿絲（Cotton yarn）

十八世紀後半、英國のハーグリーヴス・アークライト・カーライト・ワット等が紡績機械と蒸汽力とを發明してから綿絲紡績工業は世界的大産業となり、之を契機として産業革命が起つた。

日本の紡績發展原因（

日本の紡績業は、文久三年鹿兒島藩に輸入されたもので、今日の飛躍を遂げた原因は、

（1）濕度・溫度の好適

（2）海運の至便

（3）賃銀の低廉

（4）手先の器用

（5）廣大な綿衣國を控へること

（6）數次の外戰による償金並に外國資本の流入と好景氣の需要增

（7）當業者の努力

（8）國家の保護政策（原棉輸入は無稅、綿絲・綿布輸入は課稅）

（9）産業合理化の徹底による安價良品の産出等である。

生産工程

（1）準備工程

（イ）解綿

（ロ）番手（Count とは絲の太さを示す單位で、英國式は重さ一封度で長さ八四〇碼（一綛）の絲を一番手、長さこの十倍（十綛）の絲を十番手と云ひ、三十番手二子絲ならば 30/2 又は 2/30 と記す。二十番手以下を太絲、二十―四十番手は中絲、四十―六十番手は細絲、六十番手以上は極細絲である。即ち番手の進むほど絲は細く高級化する）に應じて各種の綿を適宜に混ずる混綿（Hending）

（ハ）綿を薄くして長い莚綿（Lap）を作る打綿（Opening and Scutching）

（ニ）梳綿機にかけて太い絲狀の綿篠（Cotton sliver）を作る梳綿（Carding）

（ホ）細絲は更に數本の綿篠を合せて一本に引伸ばす練篠（Drawing）をする。

（2）粗紡工程（Roving）

絲の種類により、粗紡機で二―五回綿篠を引伸ばして撚を與へる。

（3）精紡工程（Fine spinning）

充分に撚合せ（撚合せ行程）同時に均整の絲をつくる。精紡機には竪錘《リング》（Ring spinning frame）と斜錘式または走錘式《ミュール》（Mule spinning frame）とがあり、竪錘は連續的に運轉し、斜錘は加撚と捲取を行ふ。斜錘式は絲に撚度・彈性を與へる點で勝るが强力均整の點はリングに劣る。細絲は多くミュールによる。我が國の綿絲紡績は竪錘多く、毛絲紡績には斜錘を用ひてゐる。

（4）綛《かせ》取工程（Reeling）

周圍一碼半の綛枠（一綛は八四〇碼）に捲取り仕上げられるのである。最近は以上の諸工程を成るべく連結する合理化が工夫せられ、殊に我が國に於て最も成功してゐる。

種類

（1）單絲（Single yarn 現在は經絲も緯絲も左撚の片撚を用ひる）

右又は左の片撚絲で精紡機にかけて出來た儘のものである。

（2）撚絲（Multiple yarn）

單絲を二本以上撚合はせたもので、單絲の數により二子絲・三子絲と云ふ。

（3）瓦斯絲（Gassed yarn）

瓦斯の火焔中を高速度に絲を通過させて、絲面の毛羽（けば）を焼き、光澤を增したものである。

（4）シルケット（Silkette; Mercerized Cotton yarn）

綿絲を濃い苛性曹達液の中に緊張させながら浸したものであつて、絹絲のやうな光澤を持ち、染め易い特長を持つ。

包裝

單絲は十綛、二子絲は五綛を捻造として、捻造の十封度を一玉と稱し、絲で括つて商標を貼付ける。內地向の太絲は二十玉（二〇〇封度）を筵包とし、輸出向や細絲は四十玉（三〇〇斤即ち四八貫）を黄麻布で包み、鐵帶をかけて一梱とする。

用途

二子絲は高級織物用、瓦斯絲は絹物まがひの織物（瓦斯銘仙・新大島）三子絲は緯絲又は縫絲に用ひられる。八本も十本も撚り合はせた絲は綿博多又は絹綿交織の博多などの緯絲として用ひ、その他の撚絲は編物・刺繡・メリヤス・組物・魚網絲などに用ひられる。

取引

取引所と取引所外で行はれる。取引所は大阪の三品、東京の杉の森（東京米穀商品取引所第二部）、名古屋綿絲布取引所の三箇所であつて、先物の限月は七箇月、標準物は左撚二十番手であるが、大阪は東洋紡金魚印、東京は富士紡赤富士印等である。建値は一梱である。紡績會社はその製品を機業家に直接賣らないで、問屋に賣る。問屋仲間に先物取引と現物取引がある。

價格決定

綿絲相場は

（1）生產費を中心とし、（2）時々の需給關係によつて定まる。生產費は

（イ）棉花代　（ロ）加工費（賃銀・俸給等の人件費・機械その他工場設備費・動力費・保險料・借入資本の利拂・雜費）である。

原棉代は常に動搖して綿絲相場を決める力が强く、且つ綿布の內外に於ける需給狀態とからまつて絕えず綿絲相場に影響する。當業者は常に原料代から製品の需給變化までを洞察して、經營を合理化し、加工費を引下げて安

價にして而も優良なる製品を出し、最小費用で最大利潤を擧げて、企業界の勝者となり、斯くして社會的存在價値ある者とならねばならぬ。我が國の紡績會社はカルテルを組織して、各社の生産量を協定し、供給過剩から來る市價の低落を防いでゐる。尙紡績會社の多くは單に綿絲紡績に止まらず、廣く各種の紡織に手を擴げて多角的經營に其の觸手を伸ばして來た。

三　綿　織　物

一、織　物　概　論

織物の組織（Textile fabrics）

織物は經絲と緯絲とを直角に交叉させて組織したもので、その基本的なものには次の五種があり、他はその應用に過ぎぬ。

（1）平　織（Plain weave）

經絲と緯絲とを一本づゝ交互に組合はせた最も簡單な織方であつて、地質が丈夫である。

（2）綾　織（斜紋織 Twill weave）

經絲又は緯絲を二本又は三本飛びに組合はせたもので、表面に綾が出來る。地質が柔かで、表面には比較的光澤がある。

（3）繻子織（Satin weave）

表面に經絲又は緯絲の一方が多く浮き出て、兩者の交叉が間隔を置いて散在するやうに織つたものである。表面に多く浮き出る部分が經絲なら經繻子、緯絲なら緯繻子である。布面は平滑で光澤に富むが地質は弱い。

（4）搦　織（Gauze weave）

二種の經絲が一本の緯絲を中心に、互に綟合つて織られて行く。絽は其の應用である。

（5）天鵞絨織（Velvety weave）

地組織の經絲・緯絲に他の經又は緯の添加絲を使用する。

（イ）表面に輪奈のあるのがタオル

（ロ）この輪奈を切つて立毛を現はしたのが天鵞絨（ビロード）又はプラッシュ

（ハ）間隔あるビロードがコール天織である。

（6）紋　織（Figured weave）

織布の或る部分に於て、地の組織と異つた方法で經・緯絲を組合はせ、或は特別の絲を混入して、種々の模樣を織出したものである。

織　物　工　程

（1）準　備　工　程

原絲を漂白・糊付し、卷取つた經絲の末端に綜絖（そうこう）と筬（をさ）とを通し、緯絲も管に卷いて杼（ひ）に嵌めこむ。

（2）製　織　工　程

手織機（Hand loom）又は動力織機（Power loom）により、先づ綜絖（三枚以上を用ふる場合が多い）を上下して經絲をひらき、杼道（ひみち）を作るや緯絲を通し、前後に筬を動かし緯絲を打込み織進むのである。動力機械はカートライトの發明以來常に改善せられて、最近の豐田氏發明の自動織機の如きは女工一人で二十臺以上も受持つ事が出來、本場の英國にさへも輸出せられてゐる。

（3）仕　上　工　程

織つた布に必要な漂白・染色・艶出・起毛・幅出等を施す。

織　物　の　種　類

前述の如く

（1）綿・絹等の原料別
（2）平・綾織等の組織別
（3）無地・縞・絣・捺染・織出し物等の意匠別
（4）小幅・廣幅等の幅別
（5）大島紬・久留米絣・甲斐絹・伊勢崎銘仙・桐生銘仙等の産地別がある。

織　物　の　用　途

衣服を主とし、帽子・夜具・其の他身體に着ける諸品、室內調度品から手拭・ハンカチ・包裝等頗る多方面である。

品　位　鑑　定

（1）肉眼・顯微鏡・紫外光線による檢査、並に化學試驗等で原料絲の種類、太さ（纖度）及び撚絲の有無を見る。
（2）一定面積の經・緯絲の數を計つて地質の粗密を檢査する。
（3）織疵及び汚染の有無を見る。
（4）幅及び長さの過不足を見る。
（5）白地物は漂白度・縞・絣、柄物は染色具合と流行性等に就て檢査する。各地の織物同業組合は夫々檢査規則を設け、品質を證明して機業界の向上に努めてゐる。殊に輸出品に付ては嚴重な一定檢査所の合格證印ある事を必要とする。

生産・貿易狀態

兩者共綿織物が最も多く、絹織物・人絹織物がこれに次ぎ、毛織物と麻織物とは輸入超過であるが、それも最近は著しく減じて來た。

二、綿　織　物

概　說

日本で動力機械により織り始めたのは明治二十年頃であるが、明治・大正にかけて躍進已まず、殊に紡績會社が

自社製の絲で製織を始めてから、驚異的發展を示し、年産額も輸出年額も生絲を凌いで來た。

綿織物の種類

（1）小巾木綿

我が國古來の織物で、十六—三二番手の絲による特厚地の平織である。産地により泉州・眞岡木綿等あり。加工度によつて生木綿、晒色木綿あり。用途は衣服・手拭・裏地・足袋地等である。

（2）全幅類

三〇—四〇番手の單絲による手織であつて、加工度から生（Greys）・晒（White）・染（Dyeds）・紋（Figureds）・綾金巾（Twilleds）・更紗（Printeds）・キャリコ（Calicos）等がある。輸出品の大部分を占める更紗は金巾を捺染したものを云ふ。

（3）天竺木綿（T. Cloth）

幅三〇吋、長さ二四碼の廣幅木綿で、十六—二四番手の太絲で織つた地厚物で、下着・窓掛・敷布・幟幕・小麥粉袋等に用ひ、支那・印度方面に輸出が多い。

（4）粗布（Sheeting）

一四—一六番手の太絲で織つた廣幅物で、生地・晒・加工物がある。主として輸出向である。

（5）綿縮（Cotton creep）

強く撚を加へた右撚絲と左撚絲とを交互に打ち込み、製織後に糊を抜いた時に撚の戻らうとする作用を利用して布面を縮ましたもので、夏向の肌衣・着物用である。

（6）綾木綿（Cotton drill）

太絲の綾織で多く支那向である。其の厚地が雲齋で、小倉織もこの一種である。服地・足袋裏等に用ひる。

（7）綿繻子（Cotton satin）

經・緯共に片撚細絲又は雙撚極細絲で織り、製織後マーセル化（Mercerization）してロールに掛け、光澤出しをしたもので、染色して襟・帶・事務服・洋傘等に用ひる。

（8）綿フランネル（Cotton flannel）

經は二十番、緯は十番手位の太絲で織り、製織後起毛、加工を施したもので、和歌山縣（紀州ネル）を主産地とする。肌衣・衣服・足袋裏等に用ひる。

（6）帆木綿（Cotton duck）

經・緯共に太絲の緯絲による平織の極厚地物で、天幕・帆・白靴などに用ひる。

（10）綿天鵞絨（Cotton velveteen）

別珍・コール天などの種類あり。シヨール・足袋地・洋服地・下駄緒等に用ひる。

（11）その他

ポプリン・ブロードクロス・綿甲斐絹・瓦斯甲斐絹・綿モスリン、薄物では新モス・寒冷紗・ヴォイル等がある。

産　地

金高から云へば愛知・大阪・靜岡・兵庫・岡山・愛媛・福岡・廣島の順で輸出品の中心地でもある。

取　引

建値は內地取引では小幅物が一反、廣幅物が一碼單位で、名古屋綿絲布取引所のみが清算・實物の取引を行つてゐる。

綿布（粗布）の採算

重量採算法と絲數採算法との二ある。何れも使用綿絲量を算出して、之に綿絲値段を掛け、更に加工費を加へたものである。重量採算法は製品から絲につけてある糊の重さを引去り、使用綿絲の正味の目方を算出するもので、糊の重さは凡そ反物の重さの一割見當である。絲數採算法は布の一定面積の使用綿絲量を計算し、之に加工費を加へて原價を知る方法である。

四　繭・生　絲

生絲（Raw Silk）は鱗翅類に屬する桑蠶（Silk Worm）の作つた繭（Cacoon）の纖維である。我が國は支那に次ぎ世界第二位の繭産國、世界第一の生絲輸出國である。生絲輸出は數億圓に達し、我が輸出品中の大宗である。

養　蠶

早春から秋季にかけて蠶卵紙から蟻蠶を得て掃き立てる。蠶は桑葉を食つて成長し、四回睡眠・脫皮し、一齡から五齡の段階を經て上簇し、繭を作る。この間十八日乃至三十二日を要する。

繭の種類

（1）蠶の種類による區別

（イ）蠶の飼育時期別によれば春・夏・秋繭

（ロ）色別によれば、白・黃繭

（ハ）生成別によれば家蠶繭（生絲の大部分は家蠶繭）と山繭（櫟・楢・栗等の樹に放養して作らせた帶綠色の天蠶繭）支那山東省及び滿洲國の南部で出來る柞蠶繭（柞蠶を楢樹に放養して作らせた帶淡褐色の繭）とがある。

（2）繭の狀態による區別

（イ）品質により上・玉・春繭

（ロ）乾燥程度により生・乾繭に分れる。

繭の性質

（1）黃又は白色で、　（2）球又は楕圓體或は俵形をなし、

（3）一立の粒數は九〇〇―一一五〇

（4）一粒の重さは一・五—二・五瓦

（5）一粒の絲の長さ五〇〇—一〇〇〇米を有する。

繭の品位

（1）色澤の鮮麗　（2）粒形の整否

（3）選別の精否　（4）解舒の良否

（5）絲量の多少　（6）絲質等を標準として決定する。

繭の荷造と取引

五月から十月に涉つて出廻る。近い所に送るには直方體の蓋付竹籠を、遠方に送るには防水綿布袋を圓筒形蛇籠に入れたものが用ひられる。取引には生繭取引と乾繭取引とがあり、相場は一貫建である。

生絲の製法

座繰・足踏・器械製絲の三方法があるが、現在では殆んど器械製絲である。まづ生繭を蒸・乾殺して直ちに乾燥する。乾繭設備は加熱・換氣・收繭・調溫であるが、殺蛹・乾燥の二工程がすむと、屑繭を選別して煮繭に移り、攝氏九〇—九六度の熱湯中で、八—九時間煮立て、繭の膠を溶解して解舒に入る。即ち緒立算を以て索緒し、四箇乃至十數箇緒口を集めて集緒器小孔を通じて一纏めとし、繰絲工程となり、繰上げられた絲は小枠から大枠にと卷きとられて行く。この大枠からはづしたのが綛であつて、一八・五匁を一綛とする。

生絲の種類

（1）色彩によつて黃・白　（2）製法によつて座繰・器械繰

（3）太さによつて細・中・太絲　（4）仕向地によつて輸出絲・地遣絲（國內用）の別がある。

生絲の性質

（1）白色優雅な光澤を有し、　（2）快い摩擦音を出し、

（3）柔かで抗張力・彈力・耐久性が強く、　（4）然も輕く

（5）熱・電氣の不導體である。　（6）絲質・絲膠・水分から成り、

（7）石鹼液に浸すと絲膠が除かれ、光澤・感觸の良い練絲となる。

生絲の品位

（1）純白で　（2）光澤あり

（3）細く　（4）太さが均一で

（5）絲筋が整然と抱合ひ、　（6）纇節・絲條斑が少く、

（7）抗張力が大で　（8）手觸りよく

（9）束造りが完全なものが優良品とされる。

生絲の荷造

一綛を捻つて一本とし、三十本を積み重ねて一括とする。製絲家が横濱に送るには十五括を木箱に入れて、琉球表で包む。これが一梱であつて九貫見當である。輸出品は正味一〇〇斤を三〇括のアンペラ包とする。

生絲の取引

中心地は横濱（生産地代表）及びニューヨーク（消費地代表）で、關東震災後は神戸にも出來た。横濱・神戸の輸出生絲の取引は製絲家が問屋に委託するものと、直接輸出するものとある。

五　絹織物

絹織物は輕く、肌さはり良く、皺よらず、割合に溫くて、含蓄ある光澤を有し、織物中の王者である。

種類

（1）羽二重

平織を主とし、綾織や紋羽二重等を從とする。地質の厚薄を表はすに目付なる言葉を用ひ、目付の大小によつて重目・輕目羽二重がある。輕目物とは八目付以下（鯨尺幅一寸・長さ六丈に對し八匁のものを云ふ）の物である。

（2）富士絹

紡績絹絲の平織で、耐久力があり、安價である。ワイシャツ・小兒服・婦人服・裏地等として需要多く、近來羽二重に代つて輸出が旺盛である。

絹紡業

紡績絹絲は屑繭絲（副蠶絲）・熨斗絲等を原料とし、マルセル石鹼液で處理して膠質及び色素分を除き、數次の工程を經て、ペニー（Peignes）と稱する眞綿狀の物（綿絲紡績に於ける莚綿に相當し、器械眞綿と呼ばれる）を作り、綿絲紡績と同一工程で絹絲を紡ぐ。紡績絹絲の用途は富士絹を第一とし、近來は御召・縮緬等にも用ひられる。光澤・耐久力は生絲に劣るが割安なのが强味である。

生産者は紡績會社で、使用者は兩毛地方・秩父・八王子等の內地向き機業地並に福井・金澤等の輸出向き機業地である。

（3）縮緬（Silk crape）

生産工程は綿縮と同じく、緯に左撚と右撚絲を以て織る。本縮緬・錦紗・絽等の種類があり、輸出は二五〇〇萬圓、絹織物中の首位を占める。

（4）絹紬

柞蠶絲を原料とする手織で、緯絲に紡績絹絲を用ふるものが出現した。重要輸出物の一つである。

（5）銘仙

玉絲（二匹の蠶が共同して作つた玉繭から取つた絲で、多くは太絲である。主として內地で消費する）の撚絲を原料とする手織である。近來は經絲に玉絲、緯絲には紡績絹絲や紬絲等を用ひるものが多い。伊勢崎・秩父・桐